

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下、「調査区域」）」とは、事業実施区域から概ね片側約 3km（環境項目の中で、地域特性の把握範囲が最も広い景観項目の範囲「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）」を参考に設定）を含む図 4-1 の範囲とし、自然的状況及び社会的状況を把握する範囲とした。

なお、市町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、愛知県知多市、常滑市、阿久比町、東海市、大府市、東浦町、半田市、高浜市、刈谷市、知立市、碧南市、安城市（以下、「調査対象市町」という。）の全域を範囲として把握した。

次節以降に自然的状況及び社会的状況の概況を示す。

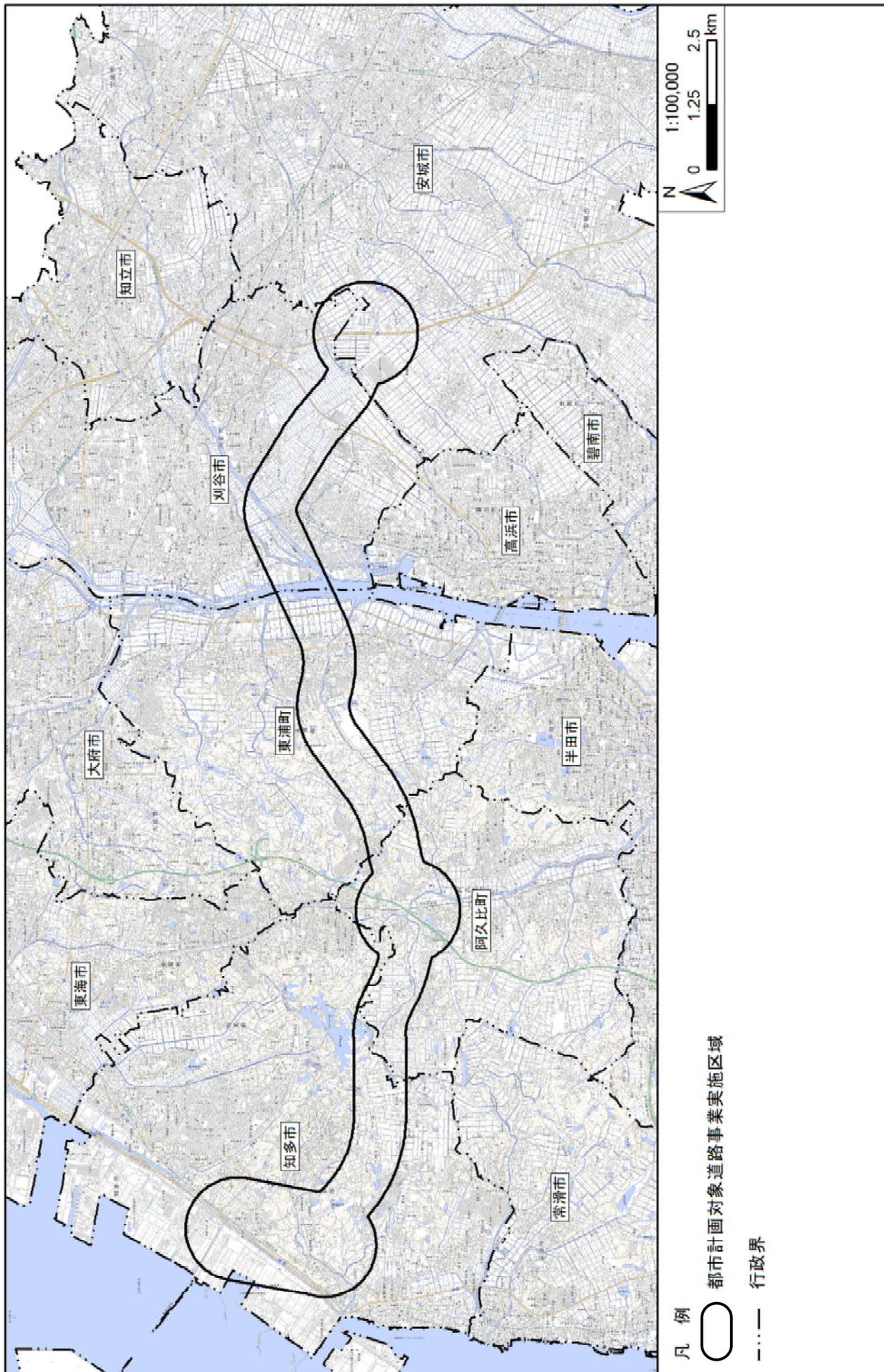


図 4-1 調査区域の周辺

4.1 自然的状況

4.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

1) 気象特性

調査区域は知多半島の北西部から岡崎平野に位置し、気候は東海型気候区に属し、比較的温暖で、台風の影響などで夏に雨量が多い地域である。

2) 気象概要

調査区域周辺の気象観測所は、大府市森岡町に位置する大府地域気象観測所である。大府地域気象観測所の所在地及び観測項目を表 4.1-1、位置を図 4.1-1 に示す。

表 4.1-1 気象観測所の所在地及び観測項目

観測所名	所在地	緯度・経度	標高 (m)	風速計 の高さ (m)	観測項目 ^{※1}				
					気温	降水量	風向・ 風速	日照 時間	積雪
大府	大府市森岡町	北緯 34° 59.7' 東経 136° 56.6'	32	9.9	○	○	○	○	—

備考) ※1. ○：観測項目有り —：観測項目無し

出典：「地域気象観測所一覧」(気象庁 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

大府地域気象観測所の令和 6 年の月ごとの気象及び平成 27 年～令和 6 年の過去 10 年間の気象概況を表 4.1-2(1)～(2)に示す。

平成 27 年～令和 6 年の 10 年間の平均値は、年間降水量が 1,549.5mm、平均気温が 16.9℃、平均風速が 2.3m/s、年間日照時間が 2,268.7 時間となっている。

令和 6 年の気象状況をみると、年間降水量は 1,655.5mm であり、平成 27 年～令和 6 年の平均値より 106.0mm 多くなっている。平均気温は 17.7℃であり、平均値より 0.8℃高くなっている。平均風速は 2.2m/s であり、平均値より 0.1m/s 低くなっている。年間日照時間は 2,270.9 時間であり、平均値より 2.2 時間多くなっている。

表 4.1-2(1) 令和6年 地上気象観測結果（大府地域気象観測所）

月	降水量(mm)		平均気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	日平均	日最高	日最低	平均風速	最大風速		
							風速	風向	
1月	28.5	11.0	6.1	10.5	1.6	2.4	8.5	北北西	186.9
2月	133.5	43.5	8.1	12.5	4.3	2.5	8.3	西北西	155.0
3月	196.5	58.0	8.9	13.5	4.4	2.8	9.8	南南東	209.8
4月	156.0	58.5	17.1	22.0	12.8	2.3	8.5	北北西	169.0
5月	201.0	45.0	19.4	24.4	14.5	2.5	10.9	南南東	210.8
6月	244.5	77.5	23.4	28.2	19.4	2.0	6.3	南南東	185.8
7月	113.0	25.0	29.2	34.2	25.3	1.9	7.0	西北西	215.5
8月	257.5	80.0	29.8	35.0	25.9	2.2	7.6	南南東	254.4
9月	95.5	30.0	27.7	32.6	24.0	1.8	8.1	西南西	204.3
10月	141.5	29.5	21.3	25.9	17.6	1.7	8.2	南南東	131.8
11月	88.0	39.5	14.5	19.1	10.4	2.0	7.3	西南西	158.0 ^{※1}
12月	0.0	0.0	7.0	11.8	2.3	2.1	9.3	西北西	189.6
年最大	257.5	80	29.8	35.0	25.9	2.8	10.9	—	254.4
発生月	8月	8月	8月	8月	8月	3月	5月	—	8月
年最小	0.0	0.0	6.1	10.5	1.6	1.7	6.3	—	131.8
発生月	12月	12月	1月	1月	1月	10月	6月	—	10月

備考)

※1 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

出典：「気象観測データ 大府地域気象観測所」(気象庁HP、令和7年5月閲覧)

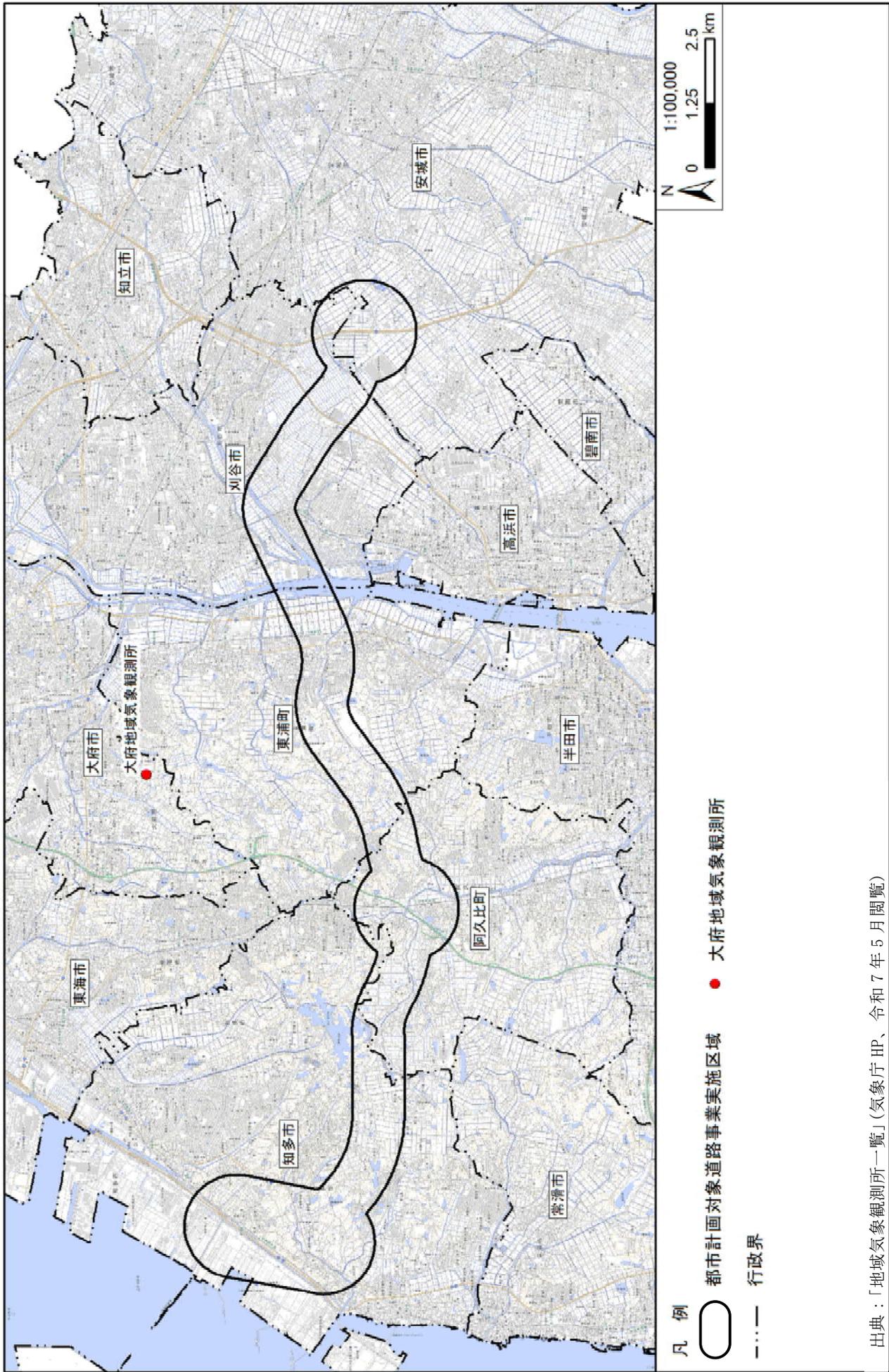
表 4.1-2(2) 平成27年～令和6年 地上気象観測結果（大府地域気象観測所）

年	降水量(mm)		平均気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	日平均	日最高	日最低	平均風速	最大風速		
							風速	風向	
2015年	1,647.5	72.0	16.6	21.1	12.6	2.4	11.8	南東	2,139.9
2016年	1,486.5	67.5	17.0	21.6	12.8	2.4	11.5	南東	2,203.2
2017年	1,510.0	163.0	16.0	20.6	11.8	2.4	14.4	南南東	2,283.5
2018年	1,490.5	70.0	16.9	21.7	12.6	2.4	18.0	南南東	2,357.2
2019年	1,590.5	124.5	17.0	21.7	12.9	2.4	11.6	南南東	2,225.4
2020年	1,453.0	66.0	17.1	21.8	13.0	2.3	10.5	北北西	2,276.8
2021年	1,706.0	97.0	16.9	21.7	12.7	2.3	12.1	南南東	1,783.4 ^{※1}
2022年	1,600.5	181.0	16.8	21.6	12.6	2.3	10.7	南東	2,240.3
2023年	1,355.0	151.5	17.3	22.4	12.8	2.2	10.0	南南東	2,420.8
2024年	1,655.5	80.0	17.7	22.5	13.5	2.2	10.9	南南東	2,270.9
平均値	1,549.5	107.3	16.9	21.7	12.7	2.3	12.2	—	2,268.7

備考)

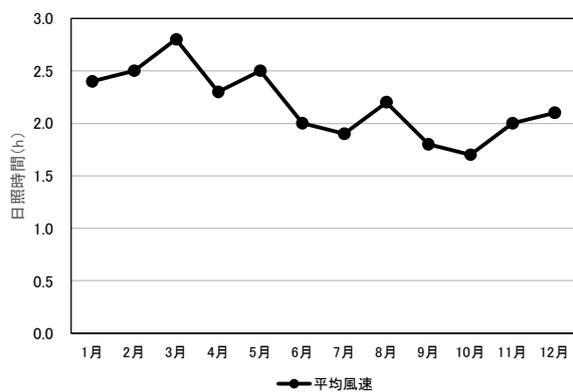
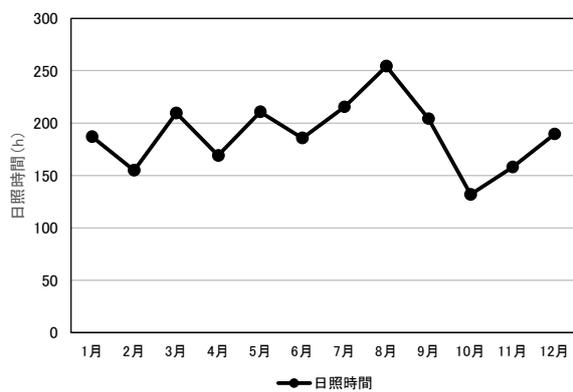
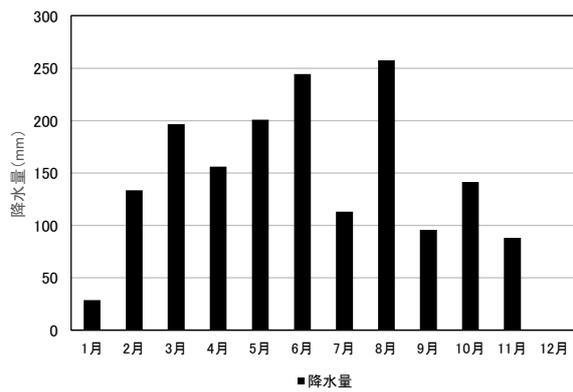
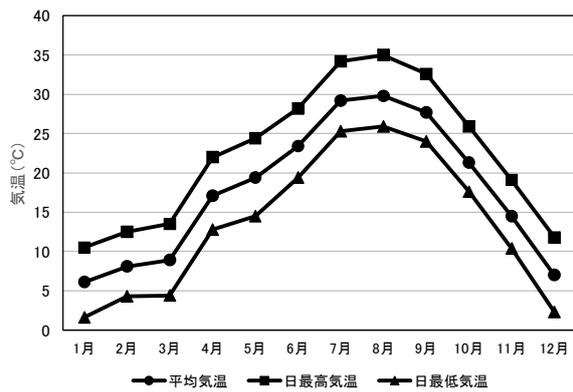
※1 資料不足値（統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。値そのものを信用することはできないが、その値以上であることが確実である。）を示す。

出典：「気象観測データ 大府地域気象観測所」(気象庁HP、令和7年5月閲覧)



出典：「地域気象観測所一覧」(気象庁HP、令和7年5月閲覧)

图 4.1-1 气象观测所位置图



出典：「気象観測データ 大府地域気象観測所」(気象庁HP、令和7年5月閲覧)

図 4.1-2 大府地域気象観測所における気象概況 (令和6年)

(2) 大気質の状況

愛知県では、「大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）」に基づき、県や市によって大気汚染の常時監視が行われている。

調査区域には、大気汚染常時監視測定局のうち、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の新舞子保育園、阿久比中学校、横須賀小学校、大府小学校、東浦町役場、高浜小学校、刈谷市寿町、知立市役所、安城農林高校の9局が存在する。

自動車排出ガス測定局は、調査区域には存在しない。

有害大気汚染物質の調査地点は、調査区域には存在しない。

ダイオキシン類の大気の測定地点は、調査区域には、知多市新田小学校、阿久比町役場、東海市消防本部、大府市役所、東浦町役場、刈谷市寿町、安城農林高校の7局が存在する。

1) 大気汚染物質の状況

調査区域における大気汚染常時監視測定局の令和5年度の測定項目を表4.1-3に、測定局の位置図を図4.1-3に示す。

表 4.1-3 大気汚染常時監視測定局の測定項目（令和5年度）

区分	測定局	設置場所	用途地域 ※1	測定項目※2					
				二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	非メタン炭化水素
一般局	新舞子保育園	知多市大草	未	—	○	○	○	—	○
	阿久比中学校	阿久比町大字卯坂	住	—	○	○	○	—	—
	横須賀小学校	東海市高横須賀町	住	○	○	○	○	○	—
	大府小学校	大府市桃山町	住	○	○	○	○	○	○
	東浦町役場	東浦町大字緒川	住	—	○	○	○	—	—
	高浜小学校	高浜市青木町	工	—	○	○	○	○	—
	刈谷市寿町	刈谷市寿町	商	—	○	○	○	○	—
	知立市役所	知立市広見	住	—	○	○	○	—	—
	安城農林高校	安城市池浦町	未	○	○	○	○	○	○

備考)

※1. 用途地域 住：住居系 商：商業系 工：工業系 未：未設定

※2. ○：測定した項目 —：測定していない項目

出典：「2023年度 大気汚染調査結果」（令和6年6月、愛知県）

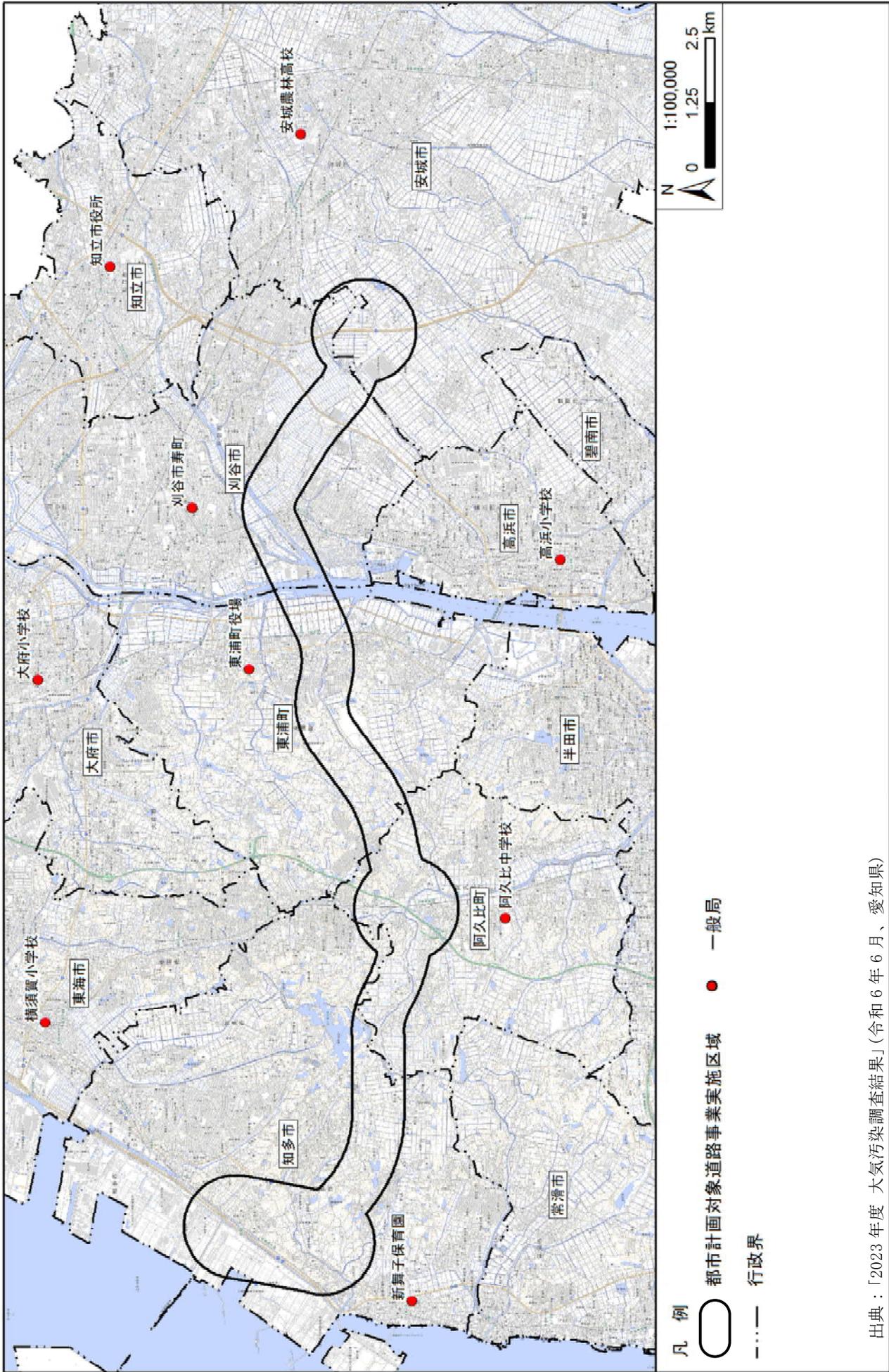


图 4.1-3 大気汚染常時監視測定局位置图

(a) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は一般局である横須賀小学校、大府小学校及び安城農林高校の3局において測定されている。

令和5年度の測定局及び測定結果は表4.1-4に示すとおり、長期的評価、短期的評価ともに環境基準に適合している。また、二酸化硫黄の年平均値の経年変化は表4.1-5、図4.1-4に示すとおり、過去5年(令和元年度～令和5年度)は横ばいで推移している。

表 4.1-4 二酸化硫黄の測定結果（令和5年度）

区分	測定局	用途地域 ※1	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数	環境基準の適否	
						(時間)	(%)	(日)	(%)				(日)	(適○・否×)
一般局	横須賀小学校	住	365	8,692	0.002	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0	○	○
	大府小学校	住	366	8,692	0.001	0	0.0	0	0.0	0.002	○	0	○	○
	安城農林高校	未	366	8,691	0.001	0	0.0	0	0.0	0.002	○	0	○	○

備考)

※1.用途地域 住：住居系 商：商業系 工：工業系 未：未設定

出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

表 4.1-5 二酸化硫黄の経年変化（日平均値の2%除外値）

単位：ppm

区分	測定局名	年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	横須賀小学校	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
	大府小学校	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	安城農林高校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

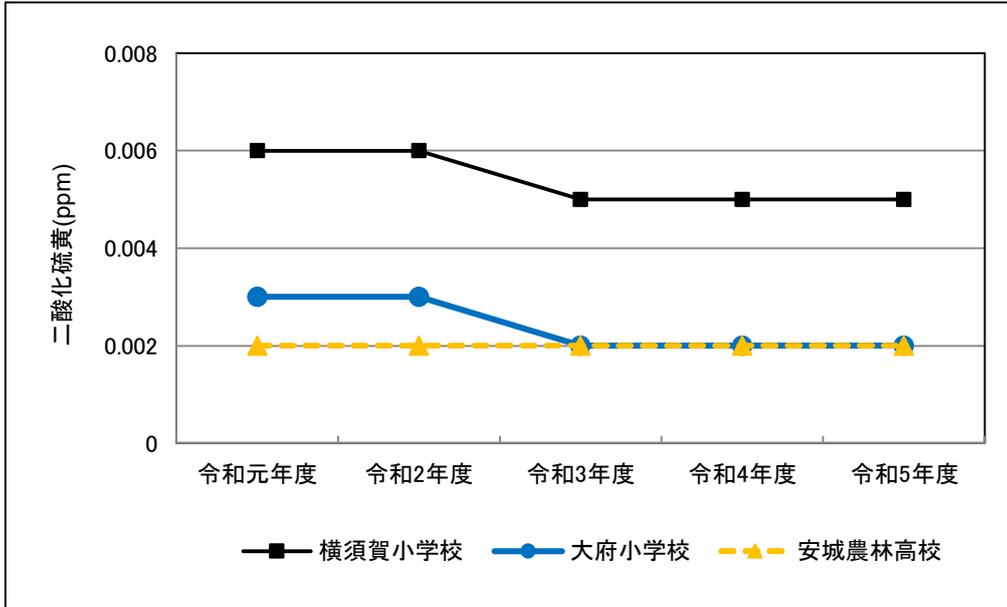
出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

「2022年度大気汚染調査結果」(令和5年6月、愛知県)

「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月、愛知県)

「2020年度大気汚染調査結果」(令和3年6月、愛知県)

「2019年度大気汚染調査結果」(令和2年6月、愛知県)



出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)
「2022年度大気汚染調査結果」(令和5年6月、愛知県)
「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月、愛知県)
「2020年度大気汚染調査結果」(令和3年6月、愛知県)
「2019年度大気汚染調査結果」(令和2年6月、愛知県)

図 4.1-4 二酸化硫黄の経年変化 (日平均値の2%除外値)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(二酸化硫黄)》

環境基準	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
評価方法	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月16日 環境庁告示第35号)
「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年6月12日 環境庁大気保全局長通知)

(b) 二酸化窒素

二酸化窒素は一般局である新舞子保育園等の9局において測定されている。

令和5年度の測定結果は表4.1-6に示すとおり、環境基準に適合している。

二酸化窒素の年平均値の経年変化は表4.1-7、図4.1-5に示すとおり、過去5年（令和元年度～令和5年度）は減少傾向である。

表 4.1-6 二酸化窒素の測定結果（令和5年度）

区分	測定局	用途地域 ※1	有効測定 日数	測定 時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数と その割合		日平均値 の年間 98%値	環境基準の 適否
							(日)	(%)	(日)	(%)		
一般局	新舞子保育園	未	363	8498	0.009	0.073	0.0	0	0.0	0	0.022	○
	阿久比中学校	住	364	8678	0.009	0.043	0.0	0	0.0	0	0.025	○
	横須賀小学校	住	363	8664	0.014	0.061	0.0	0	0.0	0	0.028	○
	大府小学校	住	366	8695	0.010	0.049	0.0	0	0.0	0	0.024	○
	東浦町役場	住	366	8702	0.009	0.045	0.0	0	0.0	0	0.022	○
	高浜小学校	工	366	8697	0.011	0.053	0.0	0	0.0	0	0.027	○
	刈谷市寿町	商	366	8695	0.010	0.053	0.0	0	0.0	0	0.027	○
	知立市役所	住	364	8686	0.010	0.050	0.0	0	0.0	0	0.024	○
安城農林高校	未	365	8694	0.008	0.043	0.0	0	0.0	0	0.021	○	

備考)

※1.用途地域 住：住居系 商：商業系 工：工業系 未：未設定

出典：「2023年度 大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

表 4.1-7 二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間98%値）

単位：ppm

区分	測定局名	年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	新舞子保育園	0.026	0.025	0.022	0.022	0.022
	阿久比中学校	0.029	0.026	0.024	0.024	0.025
	横須賀小学校	0.032	0.031	0.029	0.028	0.028
	大府小学校	0.031	0.027	0.024	0.025	0.024
	東浦町役場	0.028	0.025	0.022	0.022	0.022
	高浜小学校	0.033	0.030	0.027	0.026	0.027
	刈谷市寿町	0.030	0.026	0.024	0.026	0.027
	知立市役所	0.030	0.027	0.024	0.023	0.024
安城農林高校	0.027	0.024	0.022	0.023	0.021	

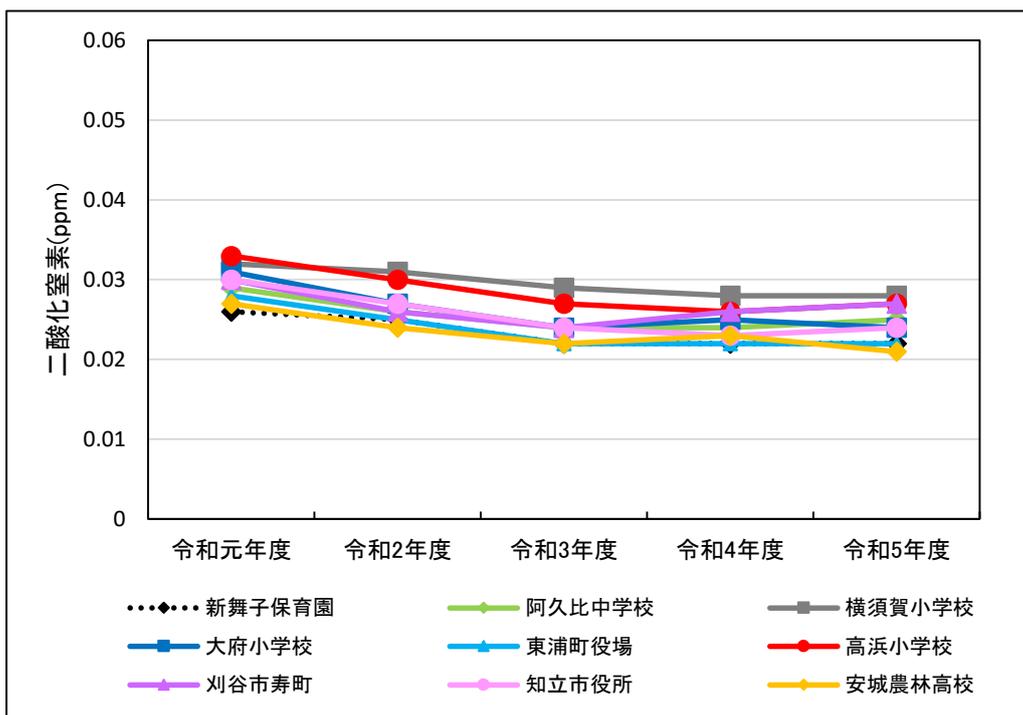
出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

「2022年度大気汚染調査結果」(令和5年6月、愛知県)

「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月、愛知県)

「2020年度大気汚染調査結果」(令和3年6月、愛知県)

「2019年度大気汚染調査結果」(令和2年6月、愛知県)



出典：「2023年度大気汚染調査結果」（令和6年6月、愛知県）
「2022年度大気汚染調査結果」（令和5年6月、愛知県）
「2021年度大気汚染調査結果」（令和4年6月、愛知県）
「2020年度大気汚染調査結果」（令和3年6月、愛知県）
「2019年度大気汚染調査結果」（令和2年6月、愛知県）

図 4.1-5 二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間98%値）

《参考：大気汚染に係る環境基準について（二酸化窒素）》

環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。
評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

出典：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年7月17日 環境庁通知第262号）

(c) 光化学オキシダントの状況

光化学オキシダントは一般局である新舞子保育園等の9局において測定されている。

令和5年度の測定結果は表4.1-8に示すとおり、環境基準に適合していない。

光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値の経年変化は表4.1-9、図4.1-6に示すとおり、過去5年（令和元年度～令和5年度）では令和2年度に減少し、その後やや増加傾向に推移している。

表 4.1-8 光化学オキシダントの測定結果（令和5年度）

区分	測定局	用途地域 ※1	有効測定日数	昼間の測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	環境基準の適否
						(日)	(時間)	(日)	(時間)		
一般局	新舞子保育園	未	366	5,458	0.033	74	300	0	0	0.115	×
	阿久比中学校	住	366	5,424	0.031	67	266	0	0	0.102	×
	横須賀小学校	住	366	5,457	0.027	55	191	0	0	0.104	×
	大府小学校	住	366	5,455	0.033	76	340	0	0	0.111	×
	東浦町役場	住	366	5,449	0.030	54	194	0	0	0.101	×
	高浜小学校	工	366	5,437	0.034	69	305	0	0	0.103	×
	刈谷市寿町	商	366	5,437	0.035	91	436	0	0	0.118	×
	知立市役所	住	366	5,427	0.034	84	399	1	1	0.120	×
	安城農林高校	未	366	5,430	0.035	98	544	1	2	0.128	×

備考)

※1.用途地域 住：住居系 商：商業系 工：工業系 未：未設定

出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

表 4.1-9 光化学オキシダントの経年変化（昼間の1時間値の最高値）

単位：ppm

区分	測定局名	年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	新舞子保育園	0.123	0.097	0.107	0.109	0.115
	阿久比中学校	0.115	0.084	0.098	0.101	0.102
	横須賀小学校	0.117	0.093	0.100	0.100	0.104
	大府小学校	0.140	0.095	0.101	0.110	0.111
	東浦町役場	0.125	0.083	0.089	0.093	0.101
	高浜小学校	0.120	0.083	0.093	0.092	0.103
	刈谷市寿町	0.137	0.085	0.098	0.108	0.118
	知立市役所	0.133	0.096	0.102	0.098	0.120
安城農林高校	0.137	0.097	0.098	0.097	0.128	

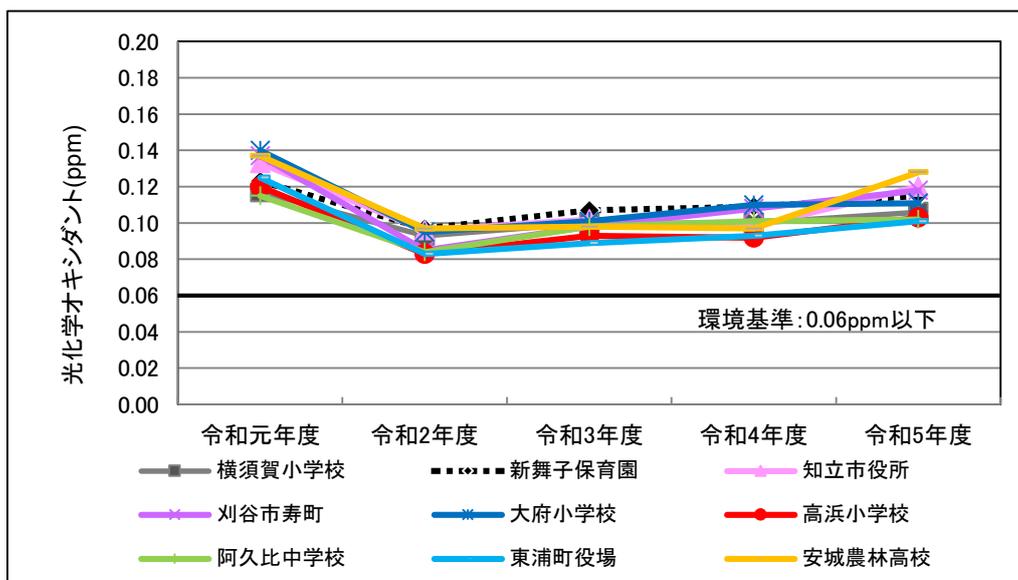
出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

「2022年度大気汚染調査結果」(令和5年6月、愛知県)

「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月、愛知県)

「2020年度大気汚染調査結果」(令和3年6月、愛知県)

「2019年度大気汚染調査結果」(令和2年6月、愛知県)



出典：「2023年度大気汚染調査結果」（令和6年6月、愛知県）
「2022年度大気汚染調査結果」（令和5年6月、愛知県）
「2021年度大気汚染調査結果」（令和4年6月、愛知県）
「2020年度大気汚染調査結果」（令和3年6月、愛知県）
「2019年度大気汚染調査結果」（令和2年6月、愛知県）

図 4.1-6 光化学オキシダントの経年変化（昼間の1時間値の最高値）

《参考：大気汚染に係る環境基準について（光化学オキシダント）》

環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月16日 環境庁告示第35号）
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年6月12日 環境庁大気保全局長通知）

(d) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は一般局である新舞子保育園等の9局において測定されている。

令和5年度の測定結果は表4.1-10に示すとおり、全ての測定局で環境基準に適合している。

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は表4.1-11、図4.1-7に示すとおり、過去5年(令和元年度～令和5年度)では令和2年度にわずかに減少し、令和2年度以降は横ばいで推移している。

表 4.1-10 浮遊粒子状物質の測定結果 (令和5年度)

区分	測定局	用途地域 ※1	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		1時間値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否	
						(日)	(時間)	(%)	(日)			(%)	(mg/m ³)
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(適○・否×)	
一般局	新舞子保育園	未	363	8,705	0.013	0	0.0	0	0.0	0.028	○	○	○
	阿久比中学校	住	361	8,688	0.014	0	0.0	0	0.0	0.030	○	○	○
	横須賀小学校	住	363	8,714	0.017	0	0.0	0	0.0	0.036	○	○	○
	大府小学校	住	363	8,709	0.013	0	0.0	0	0.0	0.029	○	○	○
	東浦町役場	住	363	8,710	0.015	0	0.0	0	0.0	0.034	○	○	○
	高浜小学校	工	363	8,715	0.015	0	0.0	0	0.0	0.034	○	○	○
	刈谷市寿町	商	363	8,713	0.012	0	0.0	0	0.0	0.030	○	○	○
	知立市役所	住	362	8,703	0.012	0	0.0	0	0.0	0.027	○	○	○
	安城農林高校	未	363	8,709	0.013	0	0.0	0	0.0	0.027	○	○	○

備考)

※1.用途地域 住：住居系 商：商業系 工：工業系 未：未設定

出典：「2023年度 大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

表 4.1-11 浮遊粒子状物質の経年変化 (日平均値の2%除外値)

単位：mg/m³

区分	測定局名	年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	新舞子保育園	0.047	0.031	0.026	0.028	0.028
	阿久比中学校	0.045	0.035	0.03	0.03	0.03
	横須賀小学校	0.037	0.039	0.031	0.032	0.036
	大府小学校	0.038	0.034	0.028	0.026	0.029
	東浦町役場	0.040	0.037	0.029	0.03	0.034
	高浜小学校	0.039	0.038	0.028	0.03	0.034
	刈谷市寿町	0.037	0.033	0.025	0.025	0.03
	知立市役所	0.036	0.03	0.023	0.024	0.027
	安城農林高校	0.038	0.032	0.025	0.026	0.027

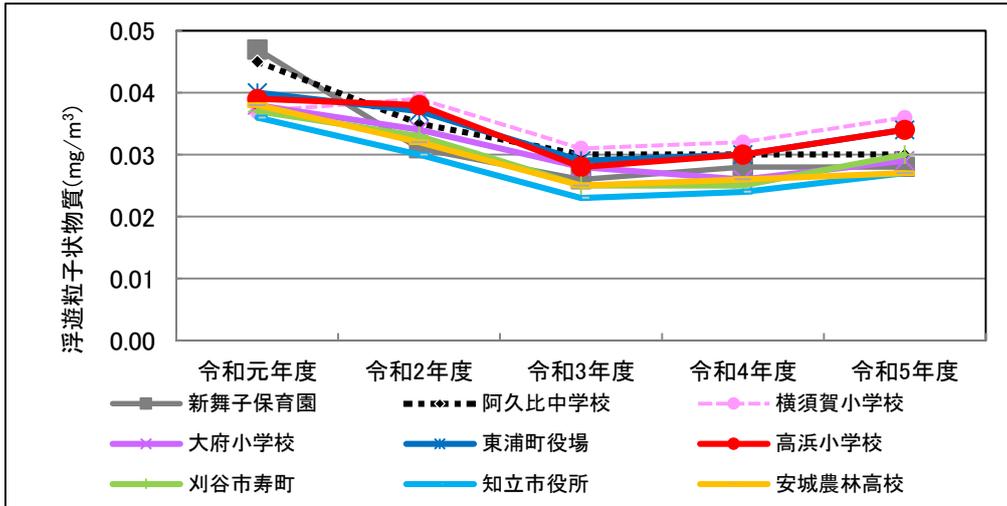
出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

「2022年度大気汚染調査結果」(令和5年6月、愛知県)

「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月、愛知県)

「2020年度大気汚染調査結果」(令和3年6月、愛知県)

「2019年度大気汚染調査結果」(令和2年6月、愛知県)



出典：「2023年度大気汚染調査結果」（令和6年6月、愛知県）
「2022年度大気汚染調査結果」（令和5年6月、愛知県）
「2021年度大気汚染調査結果」（令和4年6月、愛知県）
「2020年度大気汚染調査結果」（令和3年6月、愛知県）
「2019年度大気汚染調査結果」（令和2年6月、愛知県）

図 4.1-7 浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の2%除外値）

《参考：大気汚染に係る環境基準について（浮遊粒子状物質）》

環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
評価方法	長期的評価 年間に於ける1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年6月12日 環境庁通知第143号）

(e) 微小粒子状物質

微小粒子状物質は一般局である横須賀小学校等の5局において測定されている。

令和5年度の測定結果は表4.1-12に示すとおり、環境基準に適合している。

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は表4.1-13、図4.1-8に示すとおり、過去5年（令和元年度～令和5年度）は減少傾向である。

表 4.1-12 微小粒子状物質の測定結果（令和5年度）

区分	測定局	用途地域 ※1	有効測定 日数	年平均値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数と その割合		日平均値の 98%値	環境基準の適否	
					(日)	(%)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(適○・否×)
一般局	横須賀小学校	住	363	8.3	0	0.0	19.3	○	○
	大府小学校	住	363	7.7	0	0.0	20.0	○	○
	高浜小学校	工	363	7.0	0	0.0	17.5	○	○
	刈谷市寿町	商	363	6.6	0	0.0	16.6	○	○
	安城農林高校	未	363	8.2	0	0.0	19.8	○	○

備考)

※1.用途地域 住：住居系 商：商業系 工：工業系 未：未設定

出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

表 4.1-13 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

区分	測定局名	年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	横須賀小学校	11.6	9.7	9.1	8.8	8.3
	大府小学校	9.0	8.2	7.8	8.2	7.7
	高浜小学校	9.5	8.1	6.8	7.1	7.0
	刈谷市寿町	8.6	7.6	6.5	6.8	6.6
	安城農林高校	12.4	11.9	7.8	8.5	8.2

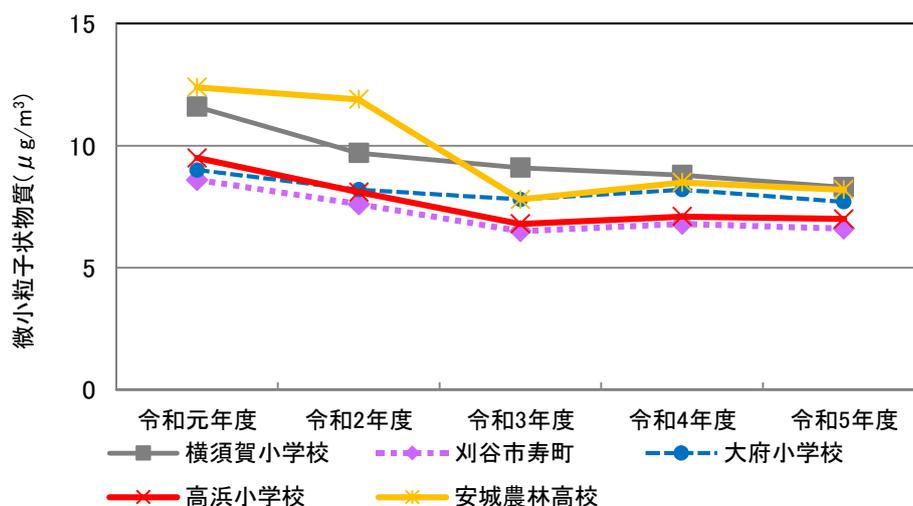
出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

「2022年度大気汚染調査結果」(令和5年6月、愛知県)

「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月、愛知県)

「2020年度大気汚染調査結果」(令和3年6月、愛知県)

「2019年度大気汚染調査結果」(令和2年6月、愛知県)



出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)
「2022年度大気汚染調査結果」(令和5年6月、愛知県)
「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月、愛知県)
「2020年度大気汚染調査結果」(令和3年6月、愛知県)
「2019年度大気汚染調査結果」(令和2年6月、愛知県)

図 4.1-8 微小粒子状物質の経年変化 (年平均値)

《参考:大気汚染に係る環境基準について(微小粒子状物質)》

環境基準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
評価方法	長期基準	1年平均値を環境基準と比較して評価する。
	短期基準	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価する。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境庁告示第33号)

(f) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は一般局である新舞子保育園、大府小学校及び安城農林高校の3局において測定されている。令和5年度の測定結果を表4.1-14に示す。

非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが、光化学オキシダントの生成防止のための指針として「6～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること」が示されている。令和5年度は、全ての測定局で0.20ppmC未満の日及び0.31ppmCを超えた日があった。

非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は表4.1-15、図4.1-9に示すとおりであり、過去5年（令和元年度～令和5年度）において、概ね横ばいで推移している。

表 4.1-14 非メタン炭化水素の測定結果（令和5年度）

区分	測定局	用途地域 ※1	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時測定日数 (日)	6～9時の3時間平均値		6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		指針の適否 (適○・否×)
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)	
							(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
一般局	新舞子保育園	未	8,601	0.09	0.13	366	1.14	0.01	70	19.1	22	6.0	×
	大府小学校	住	8,588	0.13	0.15	366	0.51	0.01	98	26.8	26	7.1	×
	安城農林高校	未	6,041	0.12	0.14	257	0.37	0.01	50	19.5	3	1.2	×

備考)

※1.用途地域 住：住居系 商：商業系 工：工業系 未：未設定

出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

表 4.1-15 非メタン炭化水素の経年変化（6～9時における年最高値・年最低値）

単位：ppmC

区分	測定局名	項目	年度				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	新舞子保育園	年最高値	0.48	0.76	0.85	0.54	1.14
		年最低値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
	大府小学校	年最高値	0.81	0.72	0.58	0.61	0.51
		年最低値	0.00	0.01	0.01	0.00	0.01
	安城農林高校	年最高値	0.82	0.60	0.56	0.71	0.37
		年最低値	0.00	0.02	0.02	0.01	0.01

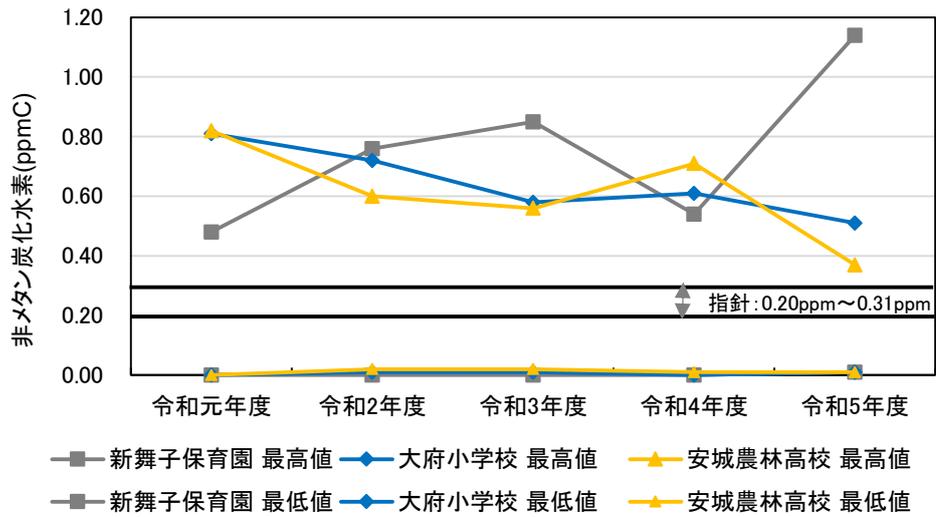
出典：「2023年度大気汚染調査結果」(令和6年6月、愛知県)

「2022年度大気汚染調査結果」(令和5年6月、愛知県)

「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月、愛知県)

「2020年度大気汚染調査結果」(令和3年6月、愛知県)

「2019年度大気汚染調査結果」(令和2年6月、愛知県)



出典：「2023 年度大気汚染調査結果」（令和 6 年 6 月、愛知県）
「2022 年度大気汚染調査結果」（令和 5 年 6 月、愛知県）
「2021 年度大気汚染調査結果」（令和 4 年 6 月、愛知県）
「2020 年度大気汚染調査結果」（令和 3 年 6 月、愛知県）
「2019 年度大気汚染調査結果」（令和 2 年 6 月、愛知県）

図 4.1-9 非メタン炭化水素の経年変化（6～9 時における年最高値・年最低値）

《参考：光化学オキシダントの生成防止のための指針（非メタン炭化水素）》

指針	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。
----	---

出典：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」
（昭和 51 年 8 月 13 日 中央公害対策審議会）

2) 有害大気汚染物質の状況

愛知県では、「大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）」に基づき、有害大気汚染物質のモニタリング調査が実施されている。令和5年度は県内21箇所において、環境省が指定等を行った優先取組物質22物質のうち、環境省の「有害大気汚染物質モニタリング指針」に基づき、「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」で分析方法が示されている20物質と、水銀及びその化合物の1物質、計21種を対象とした。

調査区域では、測定局は存在しない。

《参考：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準》

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日環境庁告示第100号）

《参考：有害大気汚染物質（アクリロニトリル等）に係る指針値》

物質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が2 μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10 μg/m ³ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が94 μg/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18 μg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6 μg/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5 μg/m ³ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が120 μg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が25 ng Ni/m ³ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6 ng As/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が140 ng Mn/m ³ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が40 ng Hg/m ³ 以下であること。

出典：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年7月31日 中央環境審議会）
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成18年11月8日 中央環境審議会）
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成22年10月18日 中央環境審議会）
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成26年5月1日 中央環境審議会）
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）」（令和2年8月20日 中央環境審議会）

3) ダイオキシン類の状況

愛知県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境中のダイオキシン類の測定が実施されている。

調査区域では知多市新田小学校、阿久比町役場、東海市消防本部、大府市役所、東浦町役場、刈谷市寿町、安城農林高校の7地点で調査が行われている。調査定点位置を図4.1-10に示す。

令和5年度に実施されたダイオキシン類の大気測定結果は表4.1-16に示すとおりであり、全地点において環境基準に適合している。

表 4.1-16 ダイオキシン類大気環境調査結果（令和5年度）

調査地点	設置場所	調査結果 (pg-TEQ/m ³)					環境基準の適否 (適○・否×)
		春季	夏季	秋季	冬季	平均値	
知多市新田小学校	知多市八幡字鍋山65	-	0.011	-	0.045	0.028	○
阿久比町役場	阿久比町大字卯坂字殿越50	0.0065	0.0083	0.0067	0.045	0.017	○
東海市消防本部	東海市高横須賀町新田1-1	-	0.0043	-	0.060	0.032	○
大府市役所	大府市中央町五丁目70	-	0.0098	-	0.064	0.037	○
東浦町役場	東浦町大字緒川字政所20	-	0.0095	-	0.061	0.035	○
刈谷市寿町	刈谷市寿町一丁目409	0.0064	0.012	0.012	0.046	0.019	○
安城農林高校	安城市池浦町茶筌木1	0.015	0.0087	0.0081	0.042	0.018	○

注) 各季の調査時期は以下のとおりである。

春季：令和5年5月9日～5月16日、

夏季：令和5年7月14日～7月21日

秋季：令和5年10月5日～10月12日（阿久比町役場）、

令和5年10月13日～10月20日（刈谷市寿町・安城農林高校）

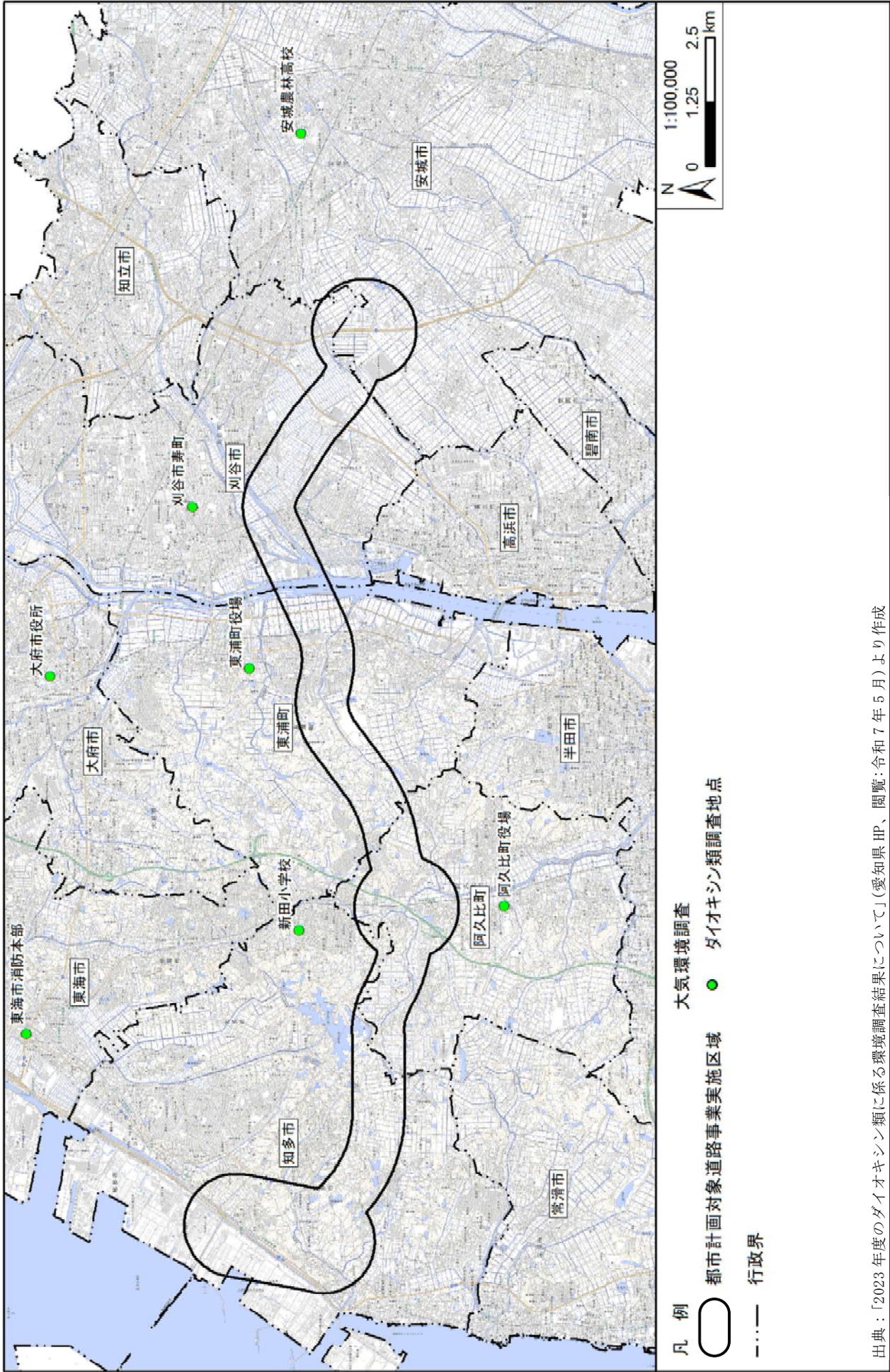
冬季：令和6年1月12日～1月19日

出典：「2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

《参考：ダイオキシン類に係る環境基準について（大気質）》

媒体	環境基準
大気質	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境省告示第68号、最終改正：令和4年11月25日号外環境省告示第89号）



出典：「2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」(愛知県HP、閲覧：令和7年5月)より作成

図 4.1-10 ダイオキシン類（大気環境）調査地点位置図

(3) 騒音の状況

愛知県では、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）及び「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）に基づき、市町村によって一般環境騒音、県や市によって自動車騒音の常時監視が実施されている。

1) 環境騒音の状況

調査区域における環境騒音は、18 地点で測定されている。令和 5 年度に実施された環境騒音の測定結果を表 4.1-17(1)～(2)、調査地点を図 4.1-12 に示す。

調査結果は、半田市の 1 地点において夜間の環境基準(※)を超過している。

※：人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第 6 条）

表 4.1-17(1) 環境騒音の調査結果

No.	自治体	調査地点	地域類型	時間区分	測定値 (dB)	環境 基準 (dB)	環境基準 達成状況
							達成○ 非達成×
1	知多市	岡田測定地点	A	昼間	46	55	○
				夜間	40	45	○
2	常滑市	とこなめ市民交流センター	B	昼間	48	55	○
				夜間	41	45	○
3	東海市	高横須賀公民館	A	昼間	48	55	○
				夜間	44	45	○
4		中ノ池敬老の家	A	昼間	48	55	○
				夜間	42	45	○
5		三ツ池保育園	B	昼間	51	55	○
				夜間	44	45	○
6	半田市	花田町三丁目	B	昼間	55	55	○
				夜間	46	45	×
7	刈谷市	神田町一丁目	C	昼間	51	60	○
				夜間	44	50	○
8		板倉町二丁目	A	昼間	47	55	○
				夜間	41	45	○
9		小垣江町南堀	C	昼間	53	60	○
				夜間	44	50	○
10		原崎町四丁目	A	昼間	44	55	○
				夜間	40	45	○

注) 昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～翌 6 時

備考)

※1. 騒音に係る環境基準の地域の類型は以下のとおりである。

A 類型：専ら住居の用に供される地域

B 類型：主として住居の用に供される地域

C 類型：相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

出典：「知多市の環境令和 6 年版(令和 5 年度実績)」(令和 6 年 7 月、知多市)

「常滑市の環境概況(令和 6 年度)」(常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「令和 6 年度版 東海市の環境概況」(令和 6 年 12 月、東海市)

「令和 6 年度 半田市の環境(令和 5 年度環境に関する年次報告)」(令和 6 年 9 月、半田市)

「令和 6 年(2024 年)版 刈谷市の環境 令和 5 年度(2023 年度)環境基本計画年次報告書」

(令和 6 年 11 月、刈谷市)

「令和 6 年度版(令和 5 年度)環境の状況に関する報告書」(令和 6 年 10 月、碧南市)

表 4.1-17(2) 環境騒音の調査結果

No.	自治体	調査地点	地域類型	時間区分	測定値 (dB)	環境 基準 (dB)	環境基準 達成状況
							達成○ 非達成×
11	刈谷市	一ツ木町四丁目	A	昼間	50	55	○
				夜間	43	45	○
12		若松町三丁目	B	昼間	50	55	○
				夜間	45	45	○
13		城町一丁目	A	昼間	48	55	○
				夜間	39	45	○
14		半城土町西裏	B	昼間	51	55	○
				夜間	41	45	○
15		野田町西田	A	昼間	50	55	○
				夜間	40	45	○
16	小垣江町東竜	B	昼間	40	55	○	
			夜間	38	45	○	
17	碧南市	碧南市哲学たい けん村無我苑	A	昼間	43	55	○
				夜間	36	45	○
18		碧南市 西端公民館	B	昼間	51	55	○
				夜間	37	45	○

注) 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時
備考)

※1. 騒音に係る環境基準の地域の類型は以下のとおりである。

- A 類型：専ら住居の用に供される地域
- B 類型：主として住居の用に供される地域
- C 類型：相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

出典：「知多市の環境令和6年版(令和5年度実績)」(令和6年7月、知多市)
「常滑市の環境概況(令和6年度)」(常滑市HP、令和7年5月閲覧)
「令和6年度版 東海市の環境概況」(令和6年12月、東海市)
「令和6年度 半田市の環境(令和5年度環境に関する年次報告)」(令和6年9月、半田市)
「令和6年(2024年)版 刈谷市の環境 令和5年度(2023年度)環境基本計画年次報告書」
(令和6年11月、刈谷市)
「令和6年度版(令和5年度)環境の状況に関する報告書」(令和6年10月、碧南市)

2) 自動車騒音の状況

調査区域における自動車騒音常時監視調査対象路線位置図を図 4.1-11 に示す。

令和5年度に実施された自動車騒音(※1)の常時監視(面的評価)の調査結果を表 4.1-18(1)～(2)に、各調査地点については図 4.1-13 に示す。調査区域では14箇所で行われており、そのうち12箇所では90%以上の達成率を示している。

自動車騒音に係る要請限度(※2)の調査結果を表 4.1-19(1)～(2)、調査地点を図 4.1-14 に示す。調査区域では23地点で調査が行われており、要請限度の超過地点はない。

※1：自動車の運行に伴い発生する騒音(騒音規制法第2条4)

※2：自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

表 4.1-18(1) 自動車騒音の常時監視(面的評価)の調査結果(令和5年度)

No.	自治体	路線名	評価区間	区間延長(km)	時間区分	等価騒音レベル(dB)	環境基準達成戸数(戸)	調査区間内全戸数(戸)	環境基準達成率(%)
1	知多市	国道155号	神田交差点～常滑市境	2.3	昼間	72	241	244	98.8
					夜間	66	244		100.0
2	阿久比町	県道名古屋半田線	阿久比町大字卯坂～阿久比町大字阿久比	1.8	昼間	69	151	151	100.0
					夜間	66	126		83.4
3	大府市	国道366号	大府市梶田町～大府市横根町	4.0	昼間	70	262	272	96.3
					夜間	67	247		90.8
4	大府市	国道155号	大府市吉川町～大府市中央町	4.2	昼間	70	595	596	99.8
					夜間	66	578		97.0
5	東浦町	国道366号	東浦町大字藤江～東浦町大字緒川	5.3	昼間	67	1463	1465	99.9
					夜間	62	1463		99.9
6	半田市	県道阿久比半田線	半田市岩滑中町～半田市出口町	1.3	昼間	62	266	266	100.0
					夜間	56	266		100.0
7	高浜市	県道碧南高浜環状線	高浜市論地町3丁目～高浜市湯山町5丁目	1.2	昼間	66	234	234	100.0
					夜間	60	234		100.0
8	高浜市	県道碧南高浜環状線	高浜市湯山町5丁目～高浜市屋敷町1丁目	2.3	昼間	65	636	636	100.0
					夜間	59	635		99.8

注) 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

出典：「2023年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」(愛知県、令和6年9月)

「自動車騒音の常時監視結果 Light版」(国立環境研究所 環境情報メディア 環境展望台HP、令和7年5月閲覧)

「知多市の環境令和6年版(令和5年度実績)」(令和6年7月、知多市)

「大府市の環境概況 2024年版(2023年度実績)」(令和7年1月、大府市)

「令和6年度 半田市の環境(令和5年度環境に関する年次報告)」(令和6年9月、半田市)

「令和6年(2024年)版 刈谷市の環境 令和5年度(2023年度)環境基本計画年次報告書」

(令和6年11月、刈谷市)

「令和6年度版(令和5年度実績) 知立の環境」(令和6年8月、知立市)

「令和6年度環境報告書 資料編(令和5年度の生活環境の状況に関する報告)」(安城市HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-18(2) 自動車騒音の常時監視（面的評価）の調査結果（令和5年度）

No.	自治体	路線名	評価区間	区間延長 (km)	時間区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準達成戸数 (戸)	調査区間内全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
							昼夜		昼夜
9	刈谷市	県道名古屋碧南線	刈谷市小垣江町～ 刈谷市小垣江町	1.0	昼間	69	207	207	100.0
					夜間	64	207		100.0
10	知立市	国道419号	知立市八橋町～ 知立市牛田町	1.5	昼間	59	87	87	100.0
					夜間	51	87		100.0
11	知立市	国道419号	知立市牛田町～ 知立市新林町	2.1	昼間	62	567	573	99.0
					夜間	56	568		99.1
12	安城市	国道1号	安城市東栄町～ 安城市今本町	2.2	昼間	67	667	667	100.0
					夜間	64	667		100.0
13	安城市	国道23号	安城市城ヶ入町～ 安城市和泉町	1.7	昼間	67	88	320	27.5
					夜間	63	83		25.9
14	安城市	県道安城碧南線	安城市大東町～ 安城市小堤町	1.2	昼間	67	474	474	100.0
					夜間	64	474		100.0

注) 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

出典：「2023年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」(愛知県、令和6年9月)

「自動車騒音の常時監視結果 Light版」(国立環境研究所 環境情報メディア 環境展望台HP、令和7年5月閲覧)

「知多市の環境令和6年版(令和5年度実績)」(令和6年7月、知多市)

「大府市の環境概況 2024年版(2023年度実績)」(令和7年1月、大府市)

「令和6年度 半田市の環境(令和5年度環境に関する年次報告)」(令和6年9月、半田市)

「令和6年(2024年)版 刈谷市の環境 令和5年度(2023年度)環境基本計画年次報告書」

(令和6年11月、刈谷市)

「令和6年度版(令和5年度実績) 知立の環境」(令和6年8月、知立市)

「令和6年度環境報告書 資料編(令和5年度の生活環境の状況に関する報告)」(安城市HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-19(1) 自動車騒音（要請限度）の調査結果（令和5年度）

No.	自治体	路線名	調査地点	地域 類型	時間 区分	測定値 (dB)	要請限 度 (dB)	要請限度 超過状況
								未超過○ 超過×
1	阿久比町	県道名古屋半田線	知多郡阿久比町 大字卯坂字知原岬	b	昼間	69	75	○
					夜間	66	70	○
2	東海市	一般国道155号	市民体育館	c	昼間	66	75	○
					夜間	63	70	○
3	東海市	市道名和加木屋線	加木屋市民館	a	昼間	67	70	○
					夜間	64	65	○
4	東浦町	県道知立東浦線	知多郡東浦町 大字緒川字旭地内	c	昼間	68	75	○
					夜間	64	70	○
5	東浦町	一般国道366号	知多郡東浦町 大字石浜字中央	b	昼間	67	75	○
					夜間	62	70	○
6	刈谷市	国道23号	野田町沖野	b	昼間	58	75	○
					夜間	55	70	○
7	刈谷市	国道155号	池田町4丁目	c	昼間	63	75	○
					夜間	59	70	○
8	刈谷市	国道419号	松栄町3丁目	b	昼間	59	75	○
					夜間	54	70	○
9	刈谷市	県道今川刈谷 停車場線	新富町1丁目	b	昼間	62	75	○
					夜間	56	70	○
10	刈谷市	県道岡崎刈谷線	松栄町1丁目	b	昼間	63	75	○
					夜間	58	70	○
11	刈谷市	県道岡崎刈谷線	八幡町7丁目	b	昼間	61	75	○
					夜間	55	70	○

注) 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時
備考)

※1. 騒音に係る要請限度の地域の類型は以下のとおりである。

- a 類型：専ら住居の用に供される地域
- b 類型：主として住居の用に供される地域
- c 類型：相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

出典：「2023年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」(愛知県、令和6年9月)

「自動車騒音の常時監視結果 Light 版」(国立環境研究所 環境情報メディア 環境展望台 HP、令和7年5月閲覧)

「令和6年度版東海市の環境概況」(令和6年12月、東海市)

「令和6年度版 東浦町の環境」(令和6年9月、東浦町)

「令和6年(2024年)版 刈谷市の環境 令和5年度(2023年度)環境基本計画年次報告書」

(令和6年11月、刈谷市)

「令和6年度版(令和5年度実績) 知立の環境」(令和6年8月、知立市)

「令和6年度環境報告書 資料編(令和5年度の生活環境の状況に関する報告)」(安城市 HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-19(2) 自動車騒音（要請限度）の調査結果（令和5年度）

No.	自治体	路線名	調査地点	地域 類型	時間 区分	測定値 (dB)	要請限 度 (dB)	要請限度 超過状況
								未超過○ 超過×
12	知立市	国道1号	浄水場	b	昼間	68	75	○
					夜間	64	70	○
13		国道1号	名阪興業(株)	b	昼間	66	75	○
					夜間	64	70	○
14		主要地方道 知立東浦線	知立幹部交番	b	昼間	66	75	○
					夜間	61	70	○
15		国道155号	鳥居2号緑地	b	昼間	66	75	○
					夜間	66	70	○
16		県道安城知立線	知立消防署	b	昼間	60	75	○
					夜間	53	70	○
17	国道23号 知立バイパス	消防団第4分団詰所	b	昼間	62	75	○	
				夜間	60	70	○	
18	安城市	国道1号	東栄町6丁目	c	昼間	67	75	○
					夜間	64	70	○
19		国道23号	城ヶ入町団戸	b	昼間	65	75	○
					夜間	62	70	○
20		豊田一色線	三河安城南町1丁目	c	昼間	66	75	○
					夜間	63	70	○
21		安城碧南線	安城市役所	c	昼間	67	75	○
					夜間	64	70	○
22		岡崎半田線	高棚町土井ノ内	b	昼間	68	75	○
					夜間	65	70	○
23	岡崎刈谷線	大山町1丁目	b	昼間	69	75	○	
				夜間	67	70	○	

注) 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時
備考)

※1. 騒音に係る要請限度の地域の類型は以下のとおりである。

- a 類型：専ら住居の用に供される地域
- b 類型：主として住居の用に供される地域
- c 類型：相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

出典：「2023年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」(愛知県、令和6年9月)

「自動車騒音の常時監視結果 Light版」(国立環境研究所 環境情報メディア 環境展望台HP、令和7年5月閲覧)

「令和6年度版東海市の環境概況」(令和6年12月、東海市)

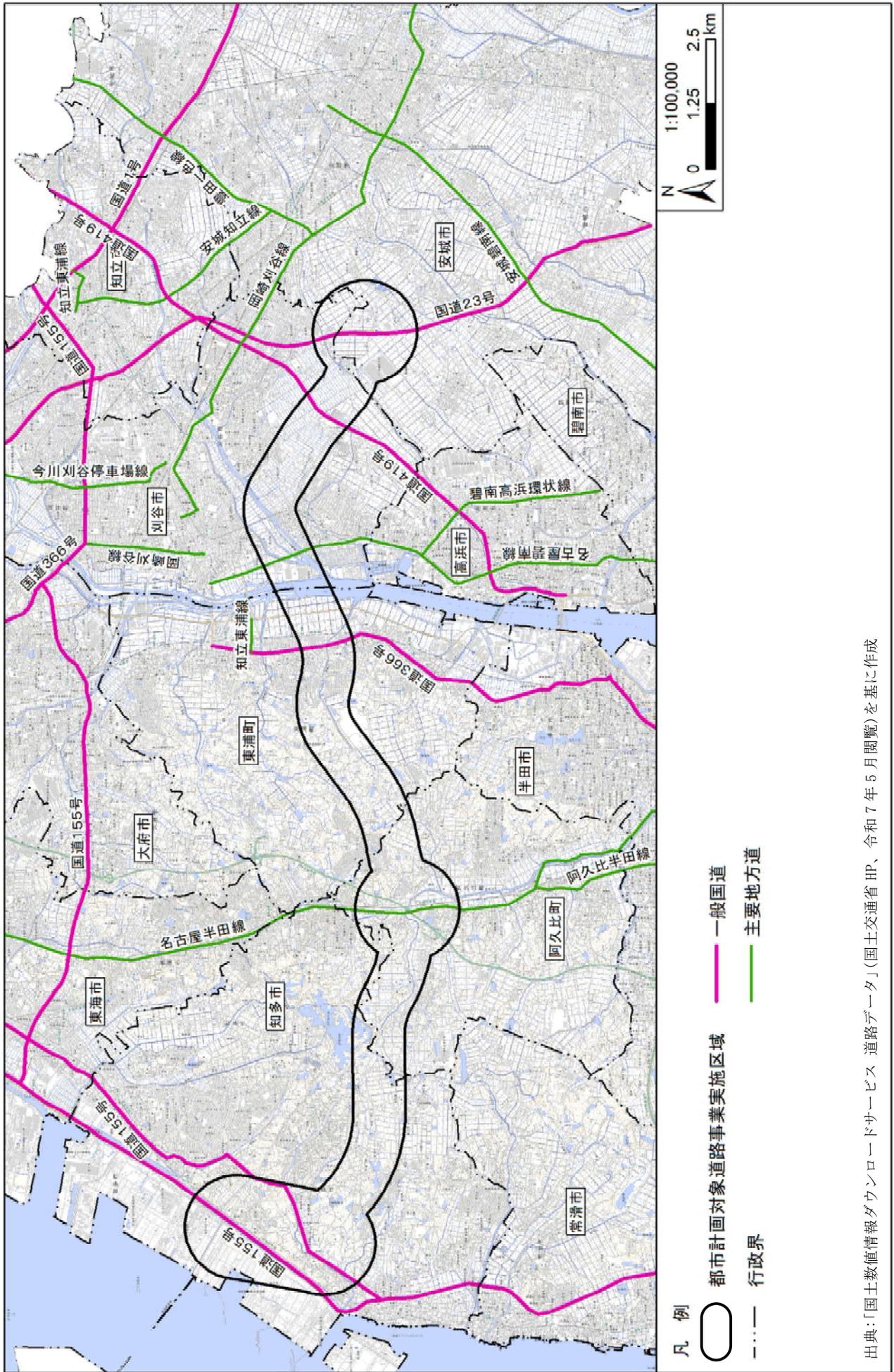
「令和6年度版 東浦町の環境」(令和6年9月、東浦町)

「令和6年(2024年)版 刈谷市の環境 令和5年度(2023年度)環境基本計画年次報告書」

(令和6年11月、刈谷市)

「令和6年度版(令和5年度実績) 知立の環境」(令和6年8月、知立市)

「令和6年度環境報告書 資料編(令和5年度の生活環境の状況に関する報告)」(安城市HP、令和7年5月閲覧)



出典:「国土数値情報ダウンロードサービス 道路データ」(国土交通省HP、令和7年5月閲覧)を基に作成

図 4.1-11 自動車騒音常時監視調査対象路線位置図

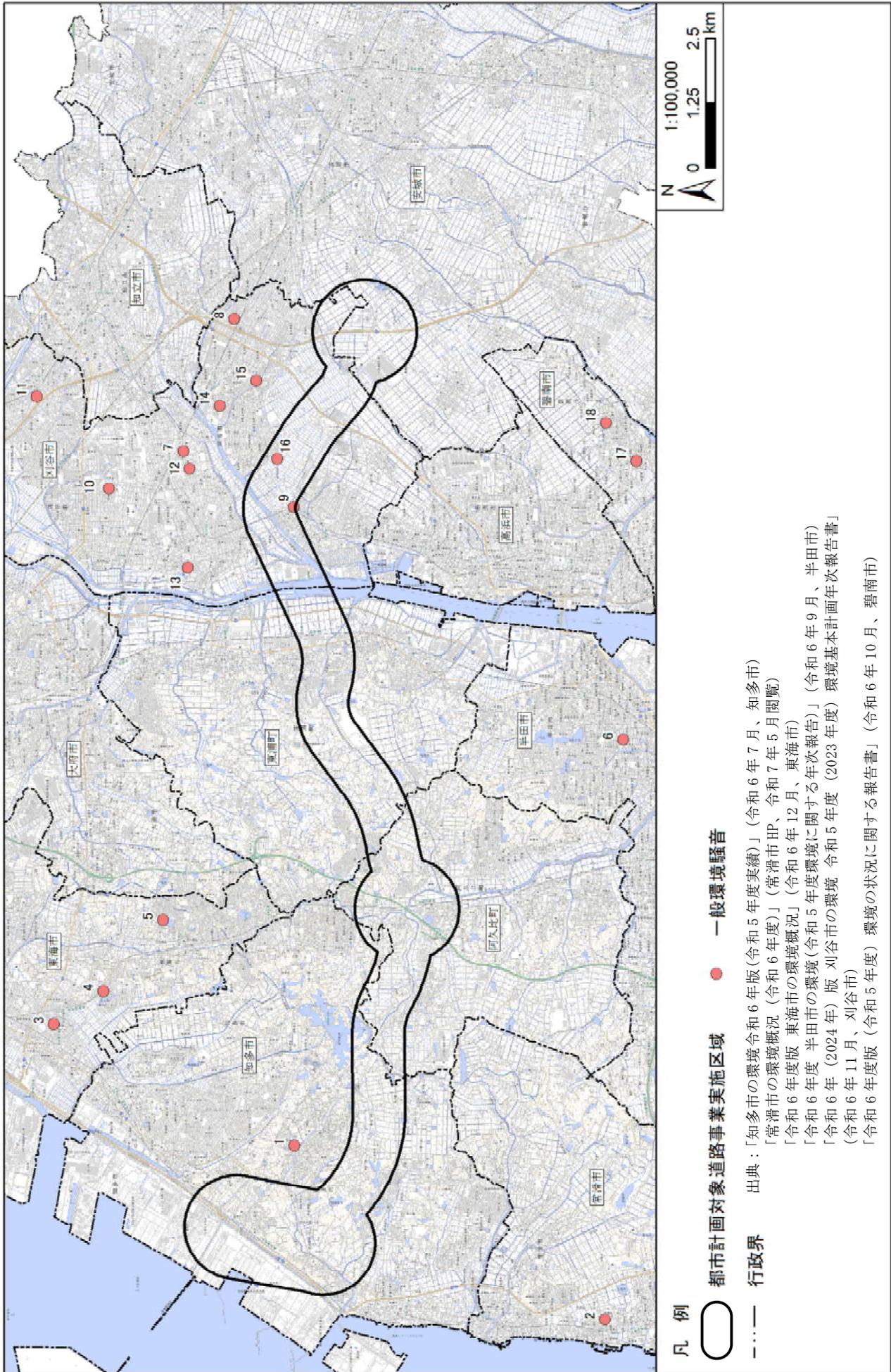


図 4.1-12 一般環境騒音の調査地位置図

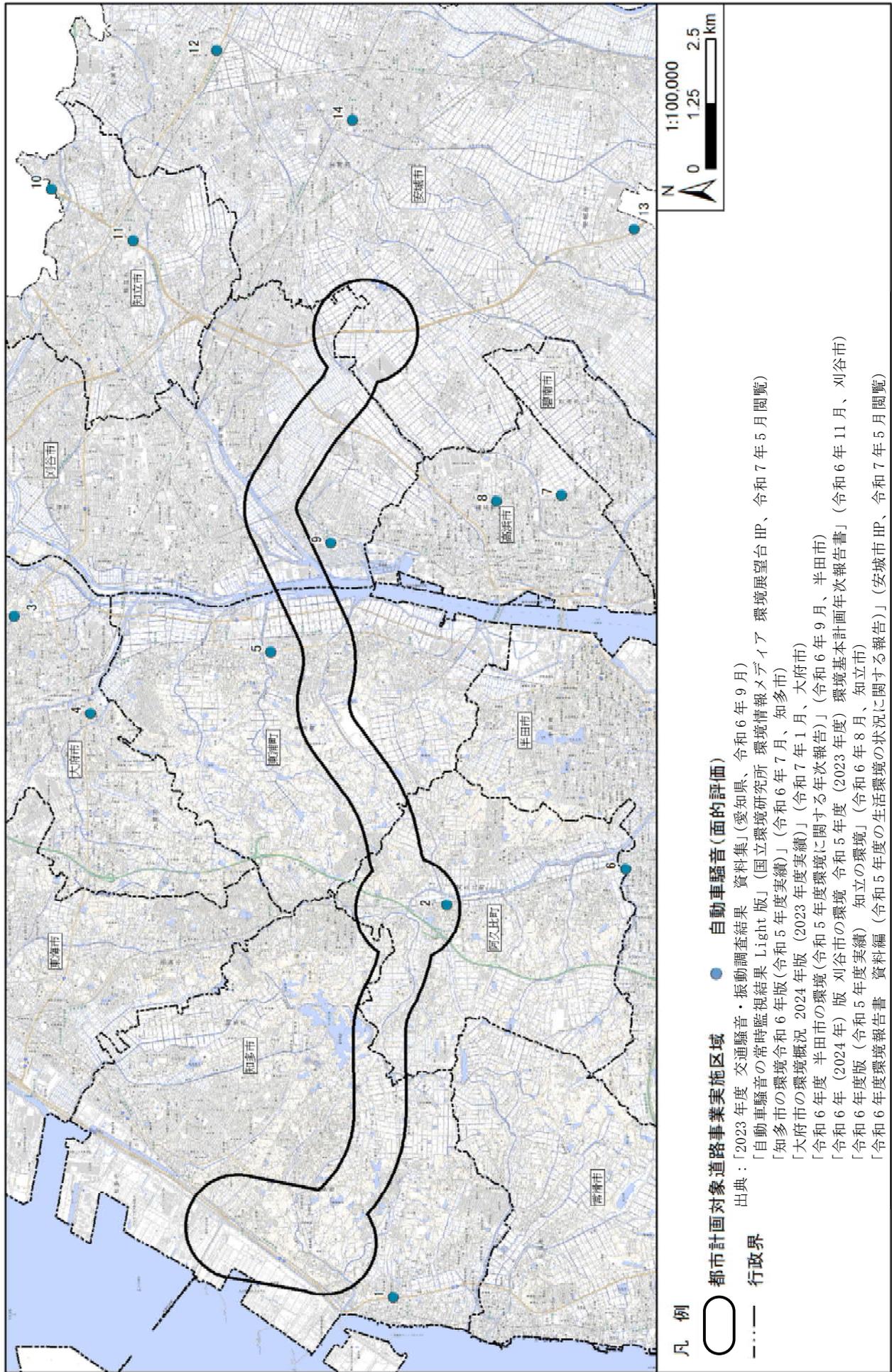
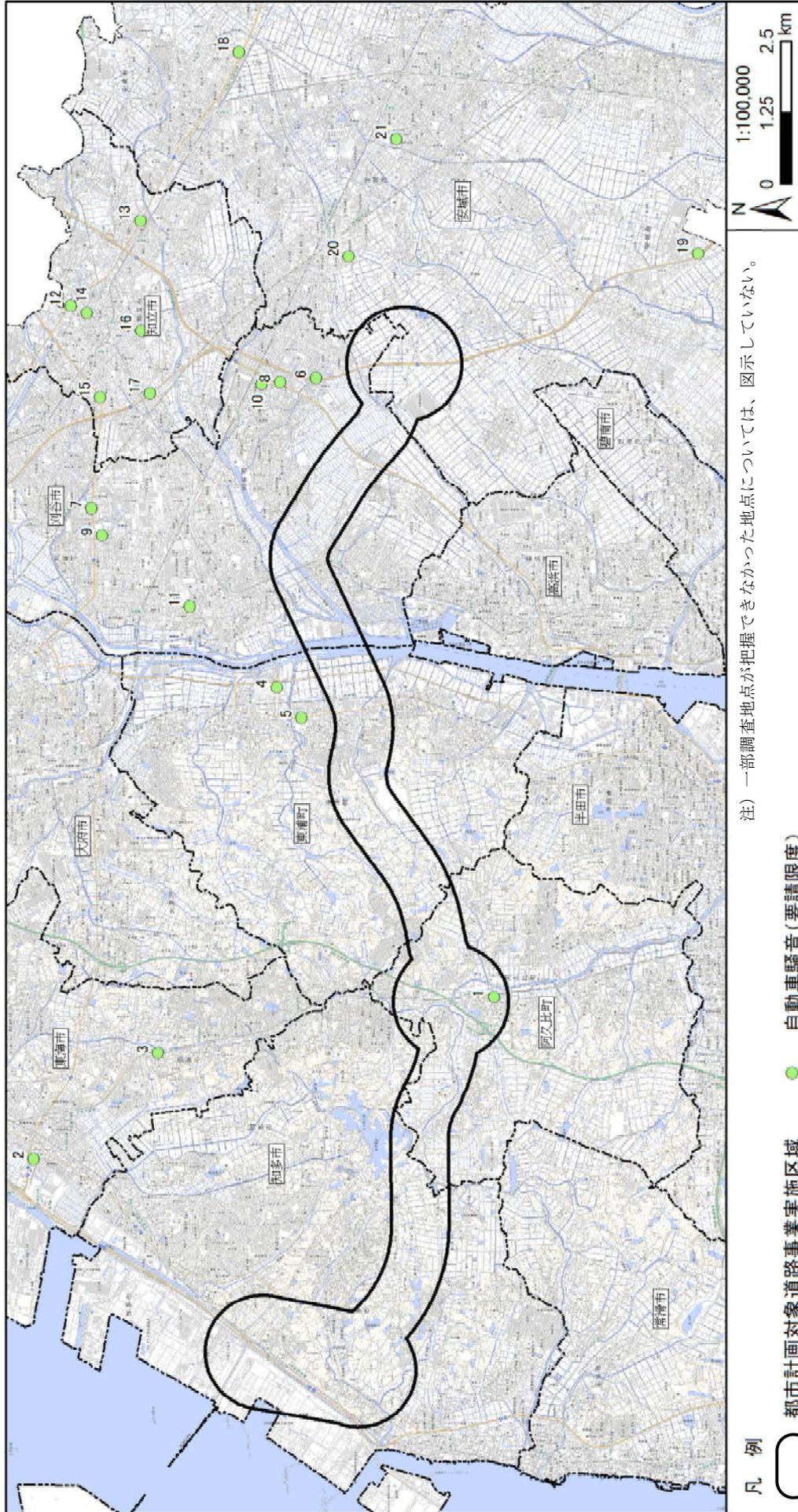


図 4.1-13 自動車騒音(面的評価)の調査地点



注) 一部調査地点が把握できなかった地点については、図示していない。

凡例

— 都市計画対象道路事業実施区域

--- 行政界

● 自動車騒音(要請限度)

出典：「2023年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」(愛知県「自動車騒音の常時監視結果 Light 版」)(国立環境研究所 環境情報メディア 環境展望台 HP、令和7年5月閲覧)
 「令和6年度版東海市の環境概況」(令和6年12月、東海市)
 「令和6年度版東浦町の環境」(令和6年9月、東浦町)
 「令和6年(2024年)版 刈谷市の環境 令和5年度(2023年度)環境基本計画年次報告書」(令和6年11月、刈谷市)
 「令和6年度版(令和5年度実績) 知立の環境」(令和6年8月、知立市)
 「令和6年度環境報告書 資料編(令和5年度の生活環境の状況に関する報告)」(安城市HP、令和7年5月閲覧)

図 4.1-14 自動車騒音(要請限度)の調査地点

(4) 振動の状況

愛知県では、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づき、県や市によって道路交通振動調査を行っている。

1) 道路交通振動の状況

道路交通振動(※1)の調査結果を表 4.1-20、調査地点位置図を図 4.1-15 に示す。調査区域では 10 地点で調査が行われており、要請限度(※2)の超過地点はない。

※1：自動車は道路を通過することに伴い発生する振動（振動規制法第 2 条 4）

※2：自動車振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

表 4.1-20 道路交通振動調査結果（要請限度関係）（令和 5 年度）

No.	自治体	路線名	調査地点	地域類型	時間区分	測定値 (dB)	要請限度 (dB)	要請限度超過状況
								未超過○ 超過×
1	阿久比町	県道名古屋半田線	知多郡阿久比町大字卯坂字知原岬	第 2 種区域	昼間	44	70	○
					夜間	37	65	○
2	東海市	国道 155 号	市民体育館	第 2 種区域	昼間	39	70	○
					夜間	36	65	○
3	東海市	市道名和加木屋線	加木屋市民館	第 1 種区域	昼間	41	65	○
					夜間	36	60	○
4	東浦町	国道 366 号	知多郡東浦町大字石浜字中央	第 1 種区域	昼間	43	65	○
					夜間	38	60	○
5	刈谷市	国道 23 号	野田町沖野	第 1 種区域	昼間	46	65	○
					夜間	43	60	○
6	刈谷市	国道 419 号	松栄町三丁目	第 1 種区域	昼間	44	65	○
					夜間	28	60	○
7	知立市	国道 1 号	浄水場	第 1 種区域	昼間	40	65	○
					夜間	39	60	○
8	知立市	国道 23 号	消防団第 4 分団詰所	第 1 種区域	昼間	48	65	○
					夜間	48	60	○
9	安城市	国道 1 号	東栄町六丁目	第 2 種区域	昼間	42	70	○
					夜間	40	65	○
10	安城市	県道岡崎刈谷線	大山町一丁目	第 1 種区域	昼間	39	65	○
					夜間	36	60	○

注) 昼間：7 時～20 時 夜間：20 時～翌 7 時

備考)

※1. 振動に係る要請限度の地域の類型は以下のとおりである。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「2023 年度 交通騒音・振動調査結果 資料集」（愛知県、令和 6 年 9 月）

「令和 6 年度版東海市の環境概況」（令和 6 年 12 月、東海市）

「令和 6 年（2024 年）版 刈谷市の環境 令和 5 年度（2023 年度）環境基本計画年次報告書」

（令和 6 年 11 月、刈谷市）

「令和 6 年度版（令和 5 年度実績）知立の環境」（令和 6 年 8 月、知立市）

「令和 6 年度環境報告書 資料編（令和 5 年度の生活環境の状況に関する報告）」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

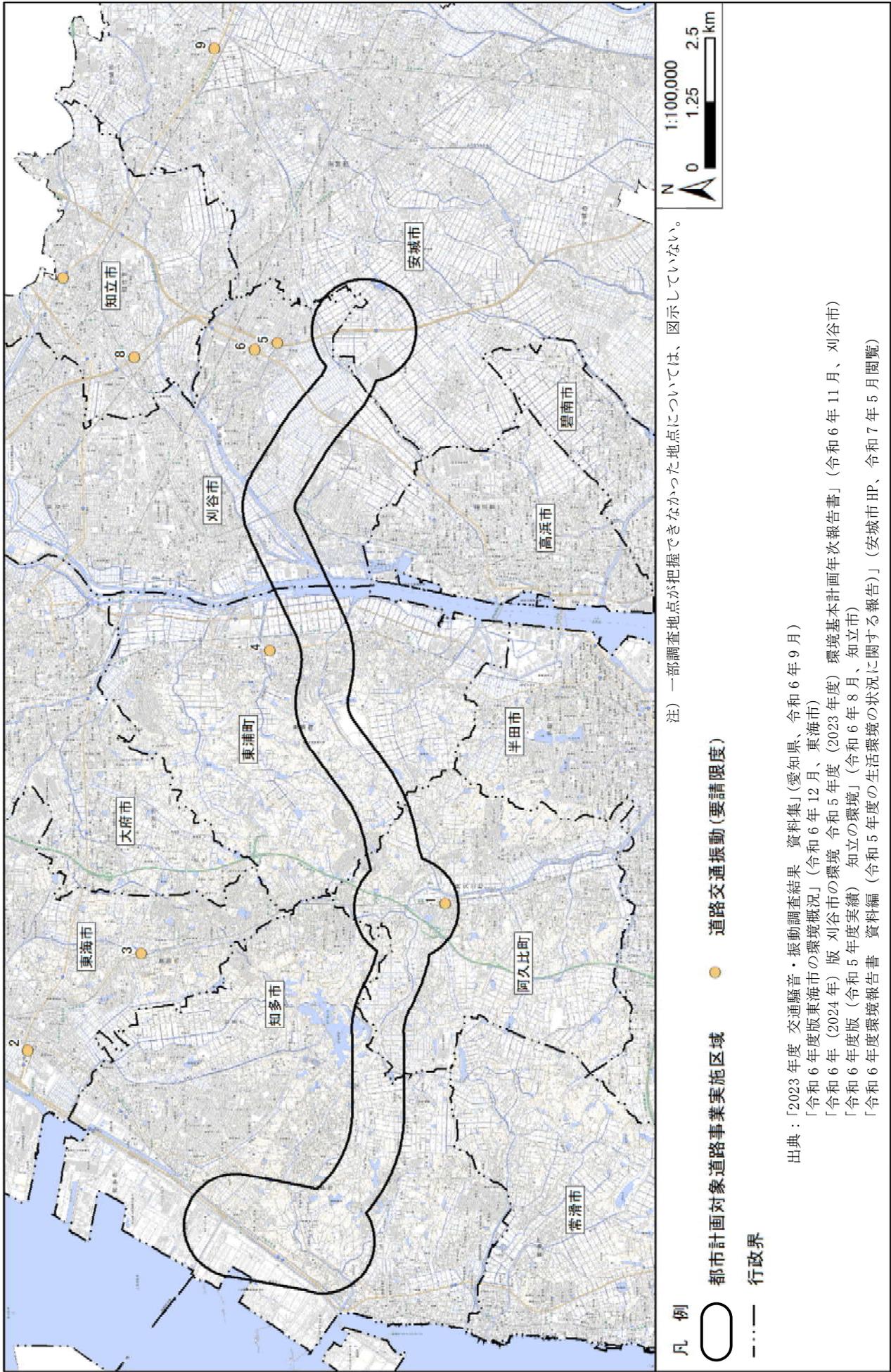


図 4.1-15 道路交通振動の調査地点位置図

4.1.2 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

1) 河川等

調査区域における河川の状況を表 4.1-21 及び図 4.1-16 に示す。調査区域には、一級河川である矢作川水系が三河湾に流下している。また、二級河川である高浜川水系、前川水系、猿渡川水系、境川水系、豆搦川水系、須賀川水系、稗田川水系、阿久比川水系、十ヶ川水系が衣浦湾に流下し、日長川水系、信濃川水系、大田川水系、矢田川水系が西側の伊勢湾に流下している。

調査区域に湖沼の分布はないが、知多市の佐布里池、半田市の七本木池、常滑市の前山池、東浦町の緒川新池等のため池が多く分布する。

「愛知県の代表的な湧水」（環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）によると、調査区域には半田市の真古酌の薬師水がある。

表 4.1-21(1) 河川一覧

水系	河川名	延長 (km)	流域面積 (km ²)	等級	流下海域
矢作川	矢作川	118	1,830	一級	三河湾
	鹿乗川	16.0	44.4		
	西鹿乗川	7.4	12.9		
高浜川	高浜川	2.7	65.8	二級	衣浦湾
	朝鮮川	4.9	9.9		
	東隅田川	0.9	4.8		
	稗田川	5.4	15.3		
	半場川	8.0	25.8		
	長田川	9.0	16.8		
前川	前川	約 1.7	約 6.4		
	江添川	約 0.5	約 1.0		
猿渡川	猿渡川	約 17.5	約 46.0		
	下り松川	約 3.0	約 3.7		
	割目川	約 1.7	約 2.7		
	森前川	約 2.2	約 2.2		
	吹戸川	約 4.5	約 8.6		
	石田川	約 1.1	約 1.5		
境川	境川	約 25.0	約 220.9		
	逢妻川	約 10.7	約 87.3		
	発杭川	約 6.7	約 8.6		

出典：「矢作川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月、中部地方整備局）

「境川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「高浜川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月 7 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「前川（碧海）水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 猿渡川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「豆搦川水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 須賀川水系 河川整備計画」（平成 28 年 2 月 16 日、愛知県）

「二級河川 稗田川水系河川整備基本方針」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 阿久比川水系・十ヶ川水系河川整備計画」

（平成 26 年 10 月 17 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川 日長川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 信濃川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 大田川水系 河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川矢田川（知多）水系河川整備基本方針」（令和 5 年 4 月 14 日、愛知県）

表 4.1-21(2) 河川一覧

水系	河川名	延長 (km)	流域面積 (km ²)	等級	流下海域
境川	後川	約 0.5	約 1.6	二級	衣浦湾
	水干川	約 3.6	約 2.2		
	逢妻女川	約 14.7	約 45.1		
	逢妻男川	約 12.4	約 22.8		
	五ヶ村川	約 8.7	約 20.8		
	明德寺川	約 3.0	約 5.2		
	岡田川	約 3.9	約 5.1		
	石ヶ瀬川	約 6.2	約 26.4		
	砂川	約 1.5	約 1.0		
豆搦川	豆搦川	約 2.3	約 3.1		
稗田川	稗田川	約 3.1	約 5.3		
阿久比川	阿久比川	10.4	33.1		
	矢勝川	4.6	8.5		
	前田川	2.5	2.6		
	福山川	1.4	4.1		
	草木川	2.8	5.3		
十ヶ川	十ヶ川	5.2	6.2		
須賀川	須賀川	約 2.3	約 3.0		
日長川	日長川	約 3.9	約 12.3		
	鍛冶屋川	—	—		
信濃川	信濃川	約 5.9	約 12.0		
	横須賀新川	—	—		
大田川	大田川	約 4.1	約 17.2		
	渡内川	—	—		
矢田川	矢田川	約 6.1	約 16.4		
	前山川	—	—		

出典：「矢作川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月、中部地方整備局）

「境川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「高浜川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月 7 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「前川（碧海）水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 猿渡川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「豆搦川水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 須賀川水系 河川整備計画」（平成 28 年 2 月 16 日、愛知県）

「二級河川 稗田川水系河川整備基本方針」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 阿久比川水系・十ヶ川水系河川整備計画」

（平成 26 年 10 月 17 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川 日長川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 信濃川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 大田川水系 河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川矢田川（知多）水系河川整備基本方針」（令和 5 年 4 月 14 日、愛知県）

表 4.1-22(1) 調査区域内の水系の概要

水系	区分	水系の位置	河川延長	流域面積	下流部の川幅
矢作川	一級河川	矢作川は、東海地方中央部の太平洋側に位置し、その源を中央アルプス南端の長野県下伊那郡大川入山（標高 1,908m）に発し、飯田洞川、名倉川等の支川を合わせ、愛知・岐阜県境の山間部を貫流し、平野部で巴川、乙川を合流し、その後、矢作古川を分派して三河湾に注いでいる。	約 118 km	約 1,830km ²	—
高浜川	二級河川	高浜川水系は、その源を愛知県安城市の碧海台地に発し、一級河川矢作川下流の右岸に位置する、県下唯一の天然湖沼である油ヶ淵と、油ヶ淵に流入する長田川、半場川（左支川朝鮮川、左支川東隅田川を有する）及び、油ヶ淵から分派し、衣浦港を経て三河湾に注ぐ高浜川（右支川稗田川を有する）、新川からなる。	約 35.8km	約 68.2km ²	約 70～120m
前川	二級河川	前川は、愛知県刈谷市小垣江町の東北端低平地に源を発し、南西に流下して河口部より約 670m 地点で江添川と合流して衣浦湾に注ぐ河川延長約 1.7km、流域面積約 6.4km ² の二級河川である。 江添川は前川の南側に位置し、河川延長約 0.5km、流域面積約 1.0km ² の二級河川で前川に合流している。	約 1.7km	約 6.4km ²	約 15～50m
猿渡川	二級河川	猿渡川は、その源を豊田市山之手（標高約 50m）の市街地に発し、石田川、吹戸川、森前川及び下り松川と合流し衣浦湾へ注いでいる。	約 17.5km	約 46km ²	約 40m～90m

出典：「矢作川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月、中部地方整備局）

「境川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「高浜川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月 7 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「前川（碧海）水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 猿渡川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「豆搦川水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 須賀川水系 河川整備計画」（平成 28 年 2 月 16 日、愛知県）

「二級河川 稗田川水系河川整備基本方針」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 阿久比川水系・十ヶ川水系河川整備計画」

（平成 26 年 10 月 17 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川 日長川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 信濃川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 大田川水系 河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川矢田川（知多）水系河川整備基本方針」（令和 5 年 4 月 14 日、愛知県）

表 4.1-22(2) 調査区域内の水系の概要

水系	区分	水系の位置	河川延長	流域面積	下流部の 川幅
境川	二級河川	境川は、その源をみよし市北部（標高約 150m）の丘陵地帯に発して南流し、井守川、新寺田川、小石川、前川、若王子川、茶屋川、井堰川、正戸川、皆瀬川、明神川、砂川及び石ヶ瀬川と合流し、下流部において境川の左岸側に隣接した流域を持つ逢妻川と右支川の五ヶ村川と並行に流れ衣浦湾に注いでいる。	約 25km	約 221km ²	—
豆搗川	二級河川	豆搗川は、愛知県知多郡東浦町と阿久比町の境界となる丘陵地に源を発し、東流、途中東浦町石浜地区付近までの排水を受け持ち、衣浦湾に注ぐ。	約 2.3km	約 3.1km ²	約 15～20m
須賀川	二級河川	須賀川は、愛知県知多郡東浦町と阿久比町の境界となる丘陵地に源を発し、東流、途中東浦町藤江地区付近までの排水を受け持ち、衣浦湾に注ぐ。	約 2.3km	約 3.0km ²	約 10～15m
稗田川	二級河川	稗田川は、半田市と阿久比町の境界付近に源を発し、南に流下した後、衣浦湾に注ぐ。	約 3.1 km	約 5.3km ²	約 20～30m
阿久比川	二級河川	阿久比川は、その源を愛知県知多郡東浦町緒川地先の丘陵地に発し、知多郡阿久比町に入り草木川、福山川、前田川、矢勝川の支川を合わせ、半田市の市街地を流れた後、衣浦湾に注ぐ。	約 10.4km	約 33.1km ²	約 50～200m
十ヶ川	二級河川	十ヶ川水系は、その源を愛知県知多郡阿久比町卯坂地先の丘陵地に発し、英比川を合わせ半田市の市街地を流れた後、衣浦湾に注ぐ	約 5.2km	約 6.2km ²	約 10～20m
日長川	二級河川	日長川は、その源を知多市中部の標高 50m 程度の丘陵地に発し、知多市岡田の市街地を流れ、知多市日長において左支川鍛冶屋川と合流し、市街地を流れた後、伊勢湾に注ぐ。	約 3.9km	約 12.3km ²	約 20m

出典：「矢作川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月、中部地方整備局）

「境川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「高浜川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月 7 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「前川（碧海）水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 猿渡川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「豆搗川水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 須賀川水系 河川整備計画」（平成 28 年 2 月 16 日、愛知県）

「二級河川 稗田川水系河川整備基本方針」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 阿久比川水系・十ヶ川水系河川整備計画」

（平成 26 年 10 月 17 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川 日長川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 信濃川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 大田川水系 河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川矢田川（知多）水系河川整備基本方針」（令和 5 年 4 月 14 日、愛知県）

表 4.1-22(3) 調査区域内の水系の概要

水系	区分	水系の位置	河川延長	流域面積	下流部の川幅
信濃川	二級河川	信濃川は、その源を知多市中部の標高 60m 程度の丘陵地に位置する佐布里池に発し、知多市にしのみやつつじが丘の市街地を左岸側にして流れ、東海市養父町において、右支川横須賀新川と合流し、伊勢湾に注ぐ。	約 5.9km	約 12.0km ²	約 30m
大田川	二級河川	大田川は、その源を東海市南部の標高 70m 程度の丘陵地に発し、東海市加木屋町の市街地を北方に流れ、その後流向を北西に変え東海市中央町において、右支川渡内川（左支川中川を有する）と合流し、東海市大田町の市街地を流れた後、伊勢湾に注ぐ。	約 4.1km	約 17.2km ²	約 40m
矢田川	二級河川	矢田川は、愛知県常滑市と知多市の境界付近に源を発し、西に流下した後下流部で左支川前山川を合わせ、伊勢湾に注ぐ。	約 6.1km	約 16.4km ²	約 20～30m

出典：「矢作川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月、中部地方整備局）

「境川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「高浜川水系河川整備計画」（平成 21 年 7 月 7 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「前川（碧海）水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 猿渡川水系河川整備計画」（平成 26 年 3 月 25 日（平成 30 年 10 月 5 日一部変更）、愛知県）

「豆搗川水系河川整備計画」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 須賀川水系 河川整備計画」（平成 28 年 2 月 16 日、愛知県）

「二級河川 稗田川水系河川整備基本方針」（令和 2 年 6 月 26 日、愛知県）

「二級河川 阿久比川水系・十ヶ川水系河川整備計画」

（平成 26 年 10 月 17 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川 日長川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 信濃川水系河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日、愛知県）

「二級河川 大田川水系 河川整備計画」（平成 17 年 8 月 26 日（平成 28 年 6 月 3 日一部変更）、愛知県）

「二級河川矢田川（知多）水系河川整備基本方針」（令和 5 年 4 月 14 日、愛知県）

表 4.1-23 調査範囲の主な湧き水

名称	概要等	湧水保全活動
真古酌の薬師水	歴史的に由緒ある湧水であり、皮膚病に効能があると言われている。災害により、一度崩壊していたが、地域住民の尽力により復活させた。	地域住民などにより、定期的な清掃活動や水質検査などが実施されている。

出典：「愛知県の代表的な湧水」（環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

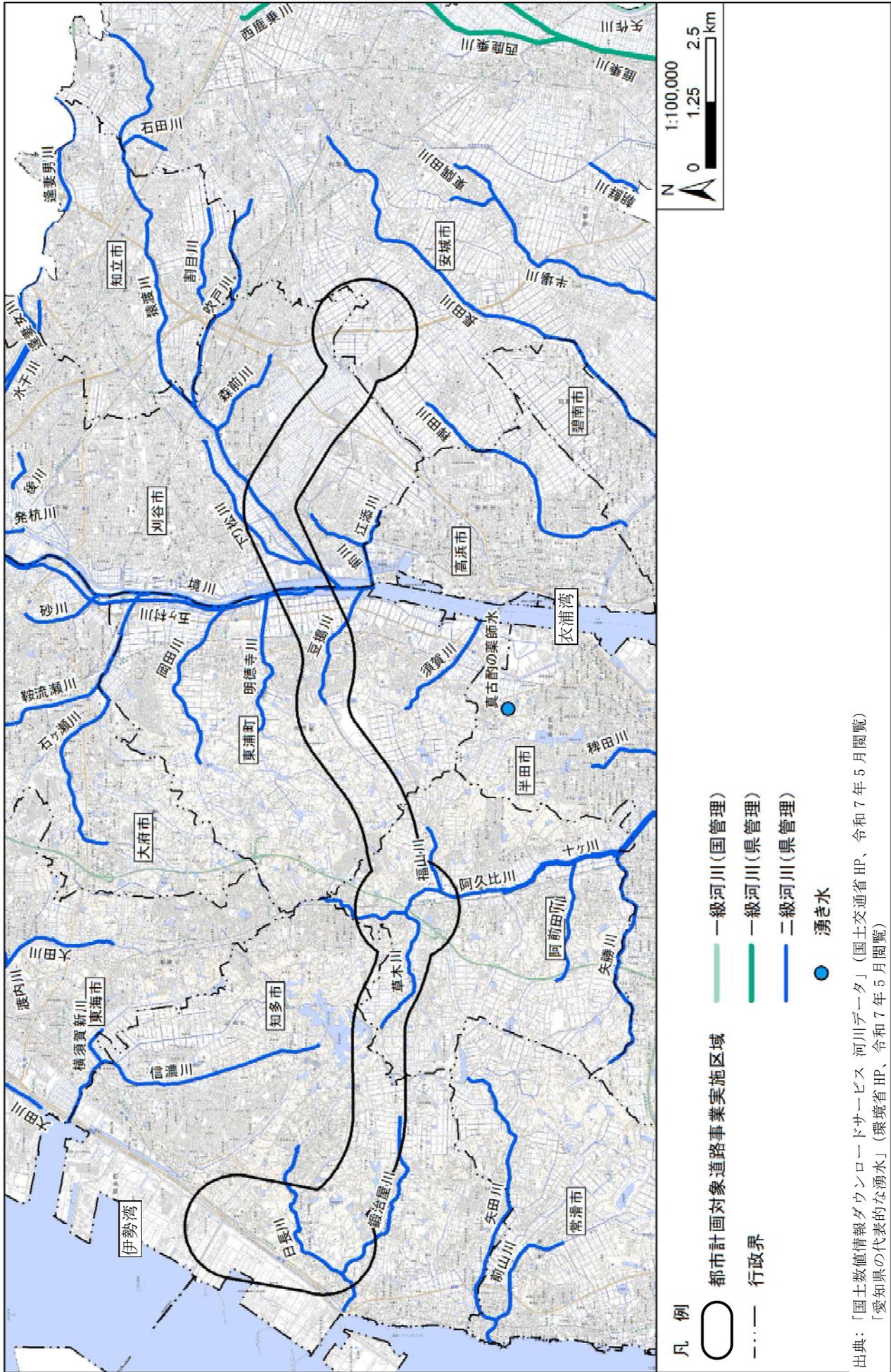


図 4.1-16 河川等の状況

2) 海域

調査区域の中央には逢妻川、境川等が流下する衣浦湾、西側には伊勢湾及び名古屋港が存在する。

(2) 水質の状況

1) 河川等

調査区域では、愛知県や調査対象市町で策定されている「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づく公共用水域の水質測定が行われている。

調査区域の河川における公共用水域水質測定地点は図 4.1-17 に示すとおり、境川の境大橋、逢妻川の市原橋及び境大橋、長田川の潭水橋、猿渡川の三ツ又橋、稗田川の稗田橋、高浜川の高浜橋の7地点で行われている。なお、調査区域における湖沼の水質測定地点はない。

(a) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

令和5年度の健康項目の測定結果を表 4.1-24 及び表 4.1-25 に示す。調査区域における健康項目の測定結果は、全ての項目が環境基準に適合している。

(b) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

令和5年度の生活環境項目の測定結果を表 4.1-24 及び表 4.1-25 に示す。調査区域における生活環境項目の測定結果は、水質汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）について全ての地点で環境基準に適合している。なお、B 類型水域では大腸菌数及び全亜鉛、C 類型水域では水素イオン濃度（pH）及び全亜鉛について環境基準に適合していない地点がある。

また、過去5年間の経年変化を表 4.1-26～表 4.1-36 に示す。大腸菌数について、令和3年度までは全地点で環境基準に適合していたが、令和4年度より「逢妻川下流 市原橋」が、さらに令和5年度には「長田川 潭水橋」が環境基準に適合していない。また、全亜鉛について、「逢妻川下流 市原橋」では令和3年度より環境基準に適合しているが、「逢妻川上流境大橋」では過去5年、さらに「長田川 潭水橋」では令和4年度より環境基準に適合していない。

(c) 特殊項目及びその他の項目

調査区域における令和5年度の特殊項目及びその他の項目の測定結果を表 4.1-24(2) 及び表 4.1-25(2) に示す。

表 4.1-24(1) 河川における公共用水域水質測定結果（令和5年度:B類型）

水域名称		境川下流	逢妻川下流	長田川	環境基準 B 類型 生物 B		
地点名		境大橋	市原橋	潭水橋			
調査機関		愛知県	愛知県	愛知県			
測定項目	単位	平均値 ^{※1}	平均値 ^{※1}	平均値 ^{※1}			
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	
	全シアン	mg/L	—	—	—	検出されないこと	
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下	
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	—	0.0005 以下	
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと	
	PCB	mg/L	—	—	—	検出されないこと	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.3	—	—	10 以下	
	ふっ素	mg/L	0.19	—	—	0.8 以下	
	ほう素	mg/L	0.11	—	—	1 以下	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	
	生活環境項目	pH 最大値	-	7.6	7.8	7.4	8.5 以下
		pH 最小値	-	7.1	6.9	6.8	6.5 以上
		DO	mg/L	8.4	6.1	7.5	5 以上
BOD		mg/L	1.7	1.5	2.3	-	
BOD 75%値		mg/L	2.0	1.7	2.7	3 以下	
COD		mg/L	5.9	5.2	6.4	-	
SS		mg/L	9	8	10	25 以下	
大腸菌数 ^{※2}		CFU/100mL	4.1E2	1.4E3	7.9E2	-	
大腸菌数 90%値 ^{※2}		CFU/100mL	8.2E2	1.5E3	1.5E3	1000 以下	
n-ヘキササン抽出物質		mg/L	ND	ND	ND	-	
全窒素		mg/L	2.1	2.1	2.9	-	
全リン		mg/L	0.18	0.19	0.76	-	
全亜鉛		mg/L	0.028	0.025	0.046	0.03 以下	
ノニルフェノール		mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002 以下	
LAS	mg/L	0.0028	0.0038	0.0099	0.05 以下		

注) 環境基準に適合していない項目を灰色の網掛けで示す。

備考)

※1 pH は最小/最大、BOD は年間 75%水質値、大腸菌数は 90%値、その他の項目は年平均値を示す。

※2 大腸菌数及びクロロフィル a は、指数表示であり、0.0E0 は 0.0×10^0 を意味する。

出典:「2023 年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

表 4.1-24(2) 河川における公共用水域水質測定結果（令和5年度:B類型）

水域名称		境川下流	逢妻川下流	長田川	環境基準 B類型 生物B
地点名		境大橋	市原橋	潭水橋	
調査機関		愛知県	愛知県	愛知県	
測定項目	単位	平均値	平均値	平均値	
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—
	銅	mg/L	0.01	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L	0.12	—	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.03	—	—
	硝酸性窒素	mg/L	1.3	—	—
	有機性窒素	mg/L	0.4	—	—
	溶存態窒素	mg/L	—	—	—
	懸濁態窒素	mg/L	—	—	—
	オルトリン酸態リン	mg/L	0.092	—	—
	電気伝導率	mg/L	240	1100	68
	塩化物イオン	mg/L	750	3600	160
	塩分	-	—	—	—
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02	—	0.03
	クロロフィルa ^{※2}	mg/m ³	—	—	—
	フェオ色素	mg/m ³	—	—	—
	トリハロメタン生成能	mg/L	—	—	—
	クロロホルム生成能	mg/L	—	—	—
ブロモジクロロメタン生成能	mg/L	—	—	—	
ジブロモクロロメタン生成能	mg/L	—	—	—	
ブロモホルム生成能	mg/L	—	—	—	

出典：「2023年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-25(1) 河川における公共用水域水質測定結果（令和5年度：C類型）

水域名称		逢妻川上流	猿渡川	稗田川	高浜川	環境基準 C類型 生物B	
地点名		境大橋	三ッ又橋	稗田橋	高浜橋		
調査機関		愛知県	愛知県	愛知県	愛知県		
測定項目	単位	平均値 ^{※1}	平均値 ^{※1}	平均値 ^{※1}	平均値 ^{※1}		
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下
	全シアン	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.7	—	—	—	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.29	0.15	0.18	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.48	0.61	0.20	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	
生活環境項目	pH 最大値	—	7.3	7.3	9.5	8.4	8.5 以下
	pH 最小値	—	6.8	6.8	6.7	7.1	6.5 以上
	DO	mg/L	6.9	7.1	7.7	8.8	5 以上
	BOD	mg/L	1.9	1.4	2.5	2.5	—
	BOD 75%値	mg/L	1.9	1.4	2.8	2.4	5 以下
	COD	mg/L	5.9	4.5	6.2	5.7	—
	SS	mg/L	11	11	7	6	50 以下
	大腸菌数 ^{※2}	CFU/100mL	—	—	—	—	—
	大腸菌数 90%値 ^{※2}	CFU/100mL	—	—	—	—	—
	n-ヘキササン抽出物質	mg/L	ND	ND	ND	—	—
	全窒素	mg/L	2.5	1.9	2.2	1.7	—
	全燐	mg/L	0.21	0.19	0.20	0.18	—
	全亜鉛	mg/L	0.039	0.015	0.017	0.011	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002 以下	
LAS	mg/L	0.0051	0.0074	0.020	0.0038	0.05 以下	

注) 環境基準に適合していない項目を灰色の網掛けで示す。

備考)

※1 pHは最小/最大、BODは年間75%水質値、大腸菌数は90%値、その他の項目は年平均値を示す。

※2 大腸菌数及びクロロフィルaは、指数表示であり、0.0E0は 0.0×10^0 を意味する。

出典:「2023年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-25(2) 河川における公共用水域水質測定結果（令和5年度:C類型）

水域名称		逢妻川上流	猿渡川	稗田川	高浜川	環境基準 C 類型 生物 B
地点名		境大橋	三ッ又橋	稗田橋	高浜橋	
調査機関		愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	
測定項目	単位	平均値	平均値	平均値	平均値	
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L	0.27	—	—	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	—	—	—
	硝酸性窒素	mg/L	1.7	—	—	—
	有機性窒素	mg/L	0.35	—	—	—
	溶存態窒素	mg/L	—	—	—	—
	懸濁態窒素	mg/L	—	—	—	—
	オルトリン酸態リン	mg/L	0.13	—	—	—
	電気伝導率	mg/L	210	470	99	1800
	塩化物イオン	mg/L	590	1600	270	6300
	塩分		—	—	—	—
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.03	0.02	0.04	—
	クロロフィル a ^{※2}	mg/m ³	—	—	—	—
	フェオ色素	mg/m ³	—	—	—	—
	トリハロメタン生成能	mg/L	—	—	—	—
	クロロホルム生成能	mg/L	—	—	—	—
プロモジクロロメタン生成能	mg/L	—	—	—	—	
ジブロモクロロメタン生成能	mg/L	—	—	—	—	
ブロモホルム生成能	mg/L	—	—	—	—	

出典:「2023 年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

表 4.1-26 水質（河川・生活環境項目） pH の経年変化

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	7.3	7.3	7.3	7.4	7.3
逢妻川上流	境大橋	7.1	7.1	7.1	7.2	7.1
逢妻川下流	市原橋	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
猿渡川	三ッ又橋	7.4	7.2	7.2	7.4	7.1
稗田川	稗田橋	7.0	7.0	7.0	7.1	7.2
高浜川	高浜橋	7.8	7.6	7.6	8.0	7.8
長田川	潭水橋	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0

注) 年平均値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-27 水質（河川・生活環境項目） DO の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	8.2	8.4	8.4	8.1	8.4
逢妻川上流	境大橋	7.7	7.1	7.1	6.5	6.9
逢妻川下流	市原橋	7.0	6.6	6.8	6.5	6.1
猿渡川	三ッ又橋	7.1	7.1	7.8	6.8	7.1
稗田川	稗田橋	8.4	8.7	8.2	7.7	7.7
高浜川	高浜橋	8.5	8.2	7.7	9.6	8.8
長田川	潭水橋	7.8	7.5	7.6	7.9	7.5

注) 年平均値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-28 水質（河川・生活環境項目） BOD の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	1.7	1.6	2.3	1.8	2.0
逢妻川上流	境大橋	1.8	2.2	2.2	2.5	1.9
逢妻川下流	市原橋	1.8	2.4	2.0	1.9	1.7
猿渡川	三ッ又橋	2.2	2.1	1.8	2.8	1.4
稗田川	稗田橋	2.1	2.2	2.2	2.5	2.8
高浜川	高浜橋	2.2	2.6	2.1	3.0	2.4
長田川	潭水橋	2.7	2.9	2.5	2.3	2.7

注) 年間75%水質値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-29 水質（河川・生活環境項目） COD の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	5.6	6.1	6.4	6.0	5.9
逢妻川上流	境大橋	5.2	5.8	5.8	5.8	5.9
逢妻川下流	市原橋	4.9	5.6	5.6	5.2	5.2
猿渡川	三ッ又橋	4.6	5.6	4.5	4.3	4.5
稗田川	稗田橋	4.9	5.1	5.3	6.2	6.2
高浜川	高浜橋	5.0	5.6	5.0	6.1	5.7
長田川	潭水橋	5.0	5.9	5.9	5.9	6.4

注) 年平均値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-30 水質（河川・生活環境項目） SS の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	5	8	7	6	9
逢妻川上流	境大橋	10	10	8	8	11
逢妻川下流	市原橋	9	14	9	7	8
猿渡川	三ッ又橋	16	26	15	12	11
稗田川	稗田橋	11	8	9	9	7
高浜川	高浜橋	10	14	9	8	6
長田川	潭水橋	9	11	7	7	10

注) 年平均値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-31 水質（河川・生活環境項目） 大腸菌群数及び大腸菌数の経年変化

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	1.3E 5	1.3E 4	1.5E 4	4.6E 2	8.2E 2
逢妻川上流	境大橋	-	-	-	-	-
逢妻川下流	市原橋	4.8E 4	2.9E 4	3.5E 4	1.5E 3	1.5E 3
猿渡川	三ッ又橋	-	-	-	-	-
稗田川	稗田橋	-	-	-	-	-
高浜川	高浜橋	-	-	-	-	-
長田川	潭水橋	7.0E 4	4.1E 4	5.7E 4	9.9E 2	1.5E 3

注1) 令和3年度までは大腸菌群数、令和4年度以降は大腸菌数として調査を行った。

注2) 令和3年度までは年平均値、令和4年度以降は90%値を示す。

注3) 単位は、令和3年度まではMPN/100mL、令和4年度以降はCFU/100mLである。

注4) 大腸菌数は指数表示であり、0.0 E○は0.0×10○を意味する。

注5) 表中の「-」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

注6) 環境基準に適合していない項目を灰色の網掛けで示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-32 水質（河川・生活環境項目） 全窒素の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	2.4	2.3	2.2	2.3	2.1
逢妻川上流	境大橋	2.8	3.0	2.6	2.8	2.5
逢妻川下流	市原橋	2.4	2.2	2.2	2.1	2.1
猿渡川	三ッ又橋	2.2	2.2	2.1	1.9	1.9
稗田川	稗田橋	2.3	2.5	2.4	2.8	2.2
高浜川	高浜橋	1.8	2.1	1.7	1.8	1.7
長田川	潭水橋	3.4	3.2	3.2	3.4	2.9

注) 年平均値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-33 水質（河川・生活環境項目） 全磷の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	0.18	0.19	0.17	0.17	0.18
逢妻川上流	境大橋	0.17	0.20	0.19	0.23	0.21
逢妻川下流	市原橋	0.17	0.19	0.19	0.18	0.19
猿渡川	三ッ又橋	0.20	0.23	0.20	0.20	0.19
稗田川	稗田橋	0.17	0.17	0.18	0.20	0.20
高浜川	高浜橋	0.16	0.17	0.16	0.16	0.18
長田川	潭水橋	0.53	0.46	0.52	0.51	0.76

注) 年平均値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-34 水質（河川・生活環境項目） 全亜鉛の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	0.029	0.027	0.024	0.024	0.028
逢妻川上流	境大橋	0.057	0.040	0.037	0.037	0.039
逢妻川下流	市原橋	0.044	0.034	0.027	0.025	0.025
猿渡川	三ッ又橋	0.027	0.022	0.018	0.014	0.015
稗田川	稗田橋	0.015	0.013	0.014	0.014	0.017
高浜川	高浜橋	0.008	0.014	0.010	0.010	0.011
長田川	潭水橋	0.029	0.026	0.028	0.040	0.046

注1) 年平均値を示す。

注2) 環境基準に適合していない項目を灰色の網掛けで示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-35 水質（河川・生活環境項目） ノニルフェノールの経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	<0.00006	0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
逢妻川上流	境大橋	0.00007	0.00006	0.00007	<0.00006	0.00006
逢妻川下流	市原橋	0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
猿渡川	三ッ又橋	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
稗田川	稗田橋	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
高浜川	高浜橋	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
長田川	潭水橋	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006

注) 年平均値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）

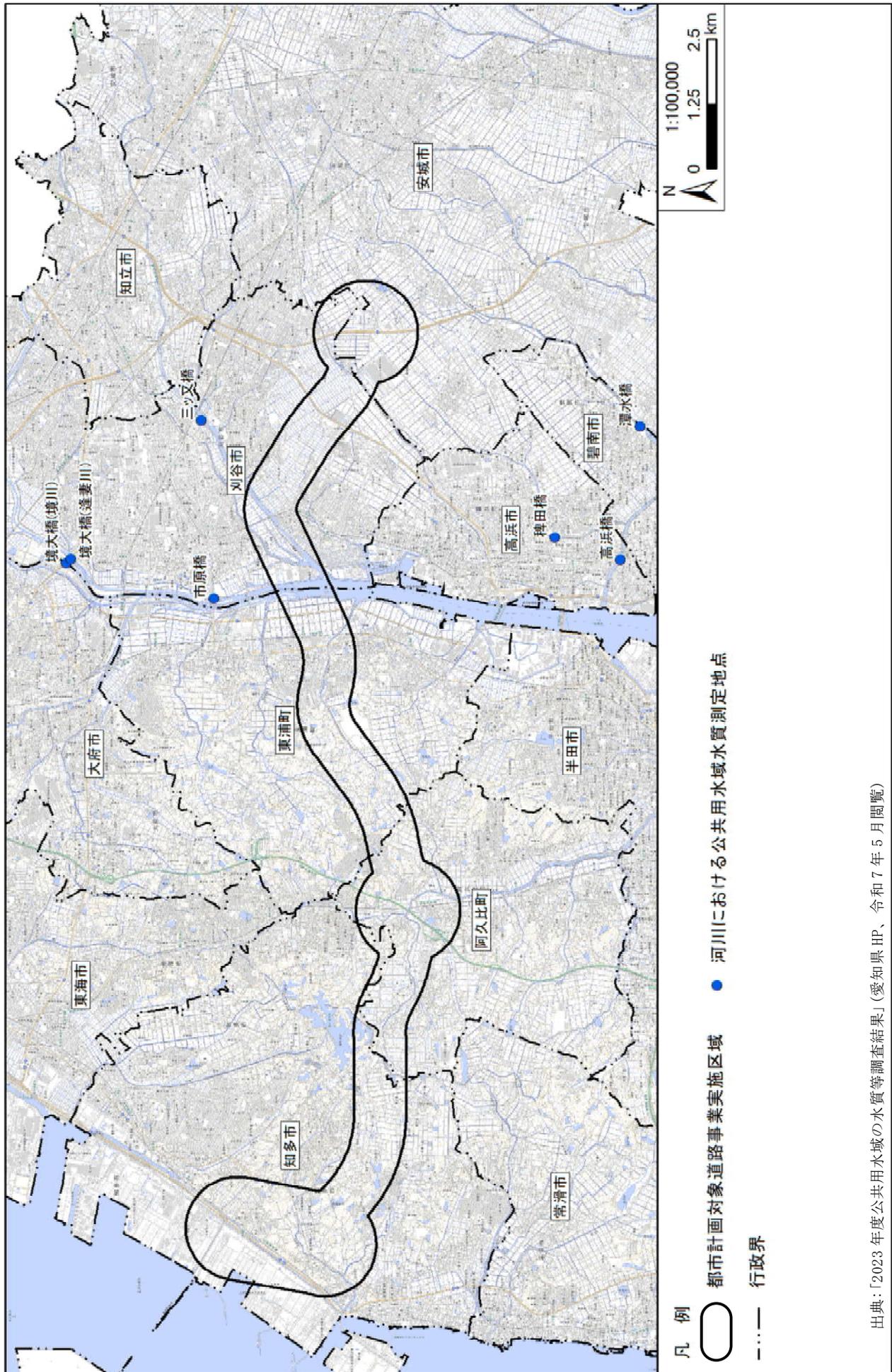
表 4.1-36 水質（河川・生活環境項目） LAS の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
境川下流	境大橋	0.0036	0.0028	0.0030	0.0022	0.0028
逢妻川上流	境大橋	0.0056	0.0043	0.0067	0.0037	0.0051
逢妻川下流	市原橋	0.0034	0.0052	0.0056	0.0021	0.0038
猿渡川	三ッ又橋	0.016	0.013	0.0083	0.0058	0.0074
稗田川	稗田橋	0.018	0.020	0.022	0.012	0.020
高浜川	高浜橋	0.0030	0.0057	0.0031	0.0019	0.0038
長田川	潭水橋	0.0077	0.0070	0.0070	0.0050	0.0099

注) 年平均値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県 HP、令和7年5月閲覧）



出典：「2023年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

図 4.1-17 河川における公共用水域測定地点位置図

2) 湖沼及び海域

調査区域における海域の水質測定は、衣浦湾及び伊勢湾で行われている。令和5年度の測定結果を表 4.1-37(1)～(2)、測定地点を図 4.1-18 に示す。また、生活環境項目である COD、全窒素、全燐における測定結果の経年変化を表 4.1-38～表 4.1-40 にそれぞれ示す。生活環境項目のうち、pH については全地点にて、全燐については「衣浦湾 衣浦港」にて環境基準に適合していない。また、全燐について経年変化を見ると、表 4.1-40 に示すとおり、毎年基準を超過していることが分かる。なお、湖沼については調査区域には存在しない。

表 4.1-37(1) 海域における公共用水域水質測定結果（令和5年度）

水域名称			伊勢湾 名古屋港（甲）	衣浦湾 衣浦港	環境基準 C類型 IV類型 海域生物 A
地点名			M-3	K-1（衣浦大橋）	
調査機関			愛知県	愛知県	
測定項目	単位	平均値	平均値		
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	—
	全シアン	mg/L	—	—	—
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	—
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	—
	砒素	mg/L	—	<0.005	—
	総水銀	mg/L	—	—	—
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—
	PCB	mg/L	—	—	—
	ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	—
	四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004	—
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.01	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.1	—
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006	—
	トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.0005	—
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0002	—
	チウラム	mg/L	—	<0.0006	—
	シマジン	mg/L	—	<0.0003	—
	チオベンカルブ	mg/L	—	<0.002	—
	ベンゼン	mg/L	—	<0.001	—
	セレン	mg/L	—	<0.002	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—
	ふっ素	mg/L	—	—	—
ほう素	mg/L	—	—	—	
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	—	
生活環境項目	pH 最大値	-	8.8	8.4	8.3 以下
	pH 最小値	-	7.7	7.7	7.0 以上
	DO	mg/L	9.6	7.7	2 以上
	BOD	mg/L	—	—	—
	COD	mg/L	4.6	3.8	—
	COD 75%値	mg/L	5.4	4.8	8 以下
	SS	mg/L	—	—	—
	大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—
	n-ヘキササン抽出物質	mg/L	ND	ND	—
	全窒素	mg/L	0.78	0.84	1 以下
	全リン	mg/L	0.079	0.11	0.09 以下
	全亜鉛	mg/L	0.007	0.009	0.02 以下
	ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	0.001 以下
	LAS	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.01 以下

注1) 表中の数値は、上層における測定値である。

注2) 環境基準に適合していない項目は、灰色の網掛けで示す。

出典：「2023年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-37(2) 海域における公共用水域水質測定結果（令和5年度）

水域名称		伊勢湾 名古屋港（甲）	衣浦湾 衣浦港	環境基準 C 類型 IV 類型 海域生物 A
地点名		M-3	K-1（衣浦大橋）	
調査機関		愛知県	愛知県	
測定項目	単位	平均値	平均値	
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—
	銅	mg/L	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—
	クロム	mg/L	—	—
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/L	—	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	—
	硝酸性窒素	mg/L	—	—
	有機性窒素	mg/L	—	—
	溶存態窒素	mg/L	—	—
	懸濁態窒素	mg/L	—	0.17
	オルトリン酸態磷	mg/L	—	—
	電気伝導率	mg/L	—	—
	塩化物イオン	mg/L	—	—
	塩分	-	23.76	21.28
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—
	クロロフィル a	mg/m ³	—	1.5E1
	フェオ色素	mg/m ³	—	3.9
	トリハロメタン生成能	mg/L	—	—
	クロロホルム生成能	mg/L	—	—
ブロモジクロロメタン生成能	mg/L	—	—	
ジブロモクロロメタン生成能	mg/L	—	—	
ブロモホルム生成能	mg/L	—	—	

出典：「2023 年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.1-38 水質（海域・生活環境項目） COD の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
伊勢湾 名古屋港（甲）	M-3	5.1	5.0	4.6	4.4	5.4
衣浦湾 衣浦港	K-1 （衣浦大橋）	5.4	5.7	5.2	5.9	4.8

注) 年間75%水質値を示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-39 水質（海域・生活環境項目） 全窒素の経年変化

単位：mg/l

水域名	調査地点	年度				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
伊勢湾 名古屋港（甲）	M-3	0.85	0.84	0.65	0.71	0.78
衣浦湾 衣浦港	K-1 （衣浦大橋）	1.1	0.85	0.97	0.85	0.84

注1) 年平均値を示す。

注2) 環境基準に適合していない項目を灰色の網掛けで示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-40 水質（海域・生活環境項目） 全燐の経年変化

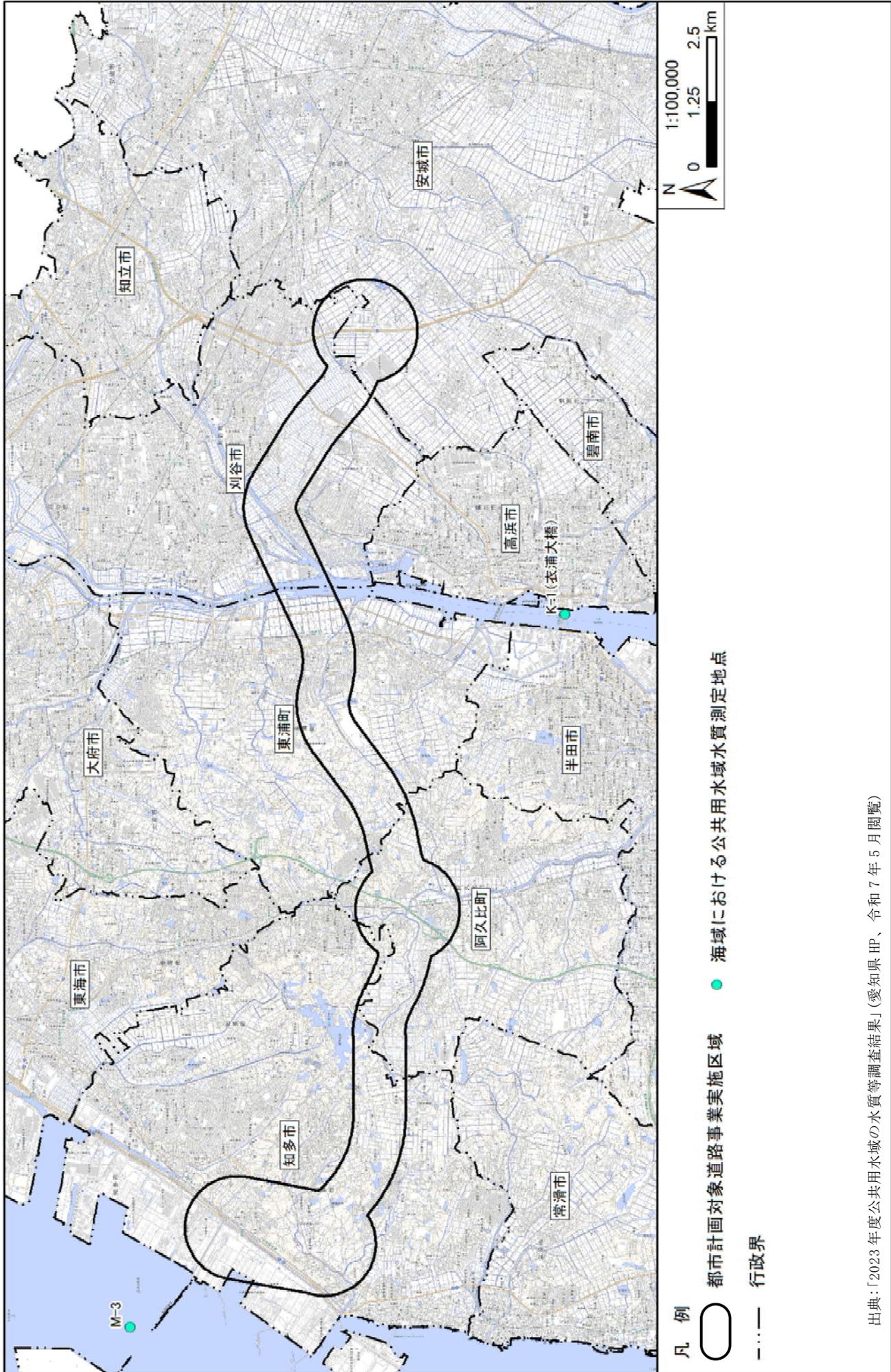
単位：mg/L

水域名	調査地点	年度				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
伊勢湾 名古屋港（甲）	M-3	0.087	0.094	0.07	0.074	0.079
衣浦湾 衣浦港	K-1 （衣浦大橋）	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11

注1) 年平均値を示す。

注2) 環境基準に適合していない項目を灰色の網掛けで示す。

出典：「公共用水域の水質調査結果（測定地点・測定項目別情報）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）



出典：「2023年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県 Ⅱ、令和7年5月閲覧)

図 4.1-18 海域における公共用水域測定地点位置図

3) 地下水の水質の状況

地下水の水質測定として、概況調査、定期モニタリング調査、汚染井戸周辺地区調査が実施されている。

調査区域の概況調査では、全ての項目で環境基準を達成した。

調査区域の定期モニタリング調査測定地点では、高浜市1地点、安城市1地点及び刈谷市3地点において環境基準を超過した項目がある。調査地点図を図 4.1-19 に、測定結果を表 4.1-41(1)～(2)、表 4.1-42、表 4.1-43(1)～(10)に示す。

調査区域で、汚染井戸周辺地区調査の測定地点はなかった。

表 4.1-41(1) 地下水水質調査結果（概況調査：メッシュ）

No.	No. 1	No. 2	No. 3	環境基準
年度計画番号	44	45	56	
調査地点メッシュ名	D20D	D30D	D30B	
市町村名	碧南市	刈谷市	安城市	
調査地点	長田町	小垣江町	赤松町	
使用用途	生活用水	生活用水	その他	
カドミウム	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.003 以下
全シアン	(mg/L) < 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
鉛	(mg/L) < 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L) < 0.01	< 0.01	< 0.01	0.02 以下
砒素	(mg/L) < 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L) —	—	—	検出されないこと
PCB	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L) < 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L) < 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L) < 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L) < 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L) < 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L) < 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L) < 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L) < 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L) < 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
チウラム	(mg/L) < 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
シマジン	(mg/L) < 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L) < 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L) < 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
セレン	(mg/L) < 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L) 9.6	1.2	3.5	10 以下
ふっ素	(mg/L) < 0.08	0.20	< 0.08	0.8 以下
ほう素	(mg/L) 0.03	< 0.02	< 0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L) < 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05 以下
pH	6.0	6.7	5.7	—
電気伝導率	(mS/m) 23	11	21	—

注1) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注2) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-41(2) 地下水水質調査結果（概況調査：メッシュ）

No.	No. 4	No. 5	No. 6	環境基準
年度計画番号	73	75	77	
調査地点メッシュ名	C37D	C36B	C37B	
市町村名	東海市	知多市	高浜市	
調査地点	加木屋町	大興寺町	青木町	
使用用途	工業用水	生活用水	一般飲用	
カドミウム	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.003 以下
全シアン	(mg/L) < 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
鉛	(mg/L) < 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L) < 0.01	< 0.01	< 0.01	0.02 以下
砒素	(mg/L) < 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L) —	—	—	検出されないこと
PCB	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L) < 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L) < 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L) < 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L) < 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L) < 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L) < 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L) < 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L) < 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L) < 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
チウラム	(mg/L) < 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
シマジン	(mg/L) < 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L) < 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L) < 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
セレン	(mg/L) < 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L) < 0.10	3.5	2.5	10 以下
ふっ素	(mg/L) 0.10	< 0.08	< 0.08	0.8 以下
ほう素	(mg/L) < 0.02	0.03	0.13	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L) < 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05 以下
pH	6.7	5.9	6.7	—
電気伝導率	(mS/m) 17	14	26	—

注1) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注2) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-42 地下水水質調査結果（概況調査：定点）

No.	No. 7	No. 8	環境基準
年度計画番号	103	107	
調査地点メッシュ名	D30C	C37A	
市町村名	碧南市	東浦町	
調査地点	屋敷町	大字森岡	
使用用途	工業用水	工業用水	
カドミウム	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	0.003 以下
全シアン	(mg/L) < 0.1	< 0.1	検出されないこと
鉛	(mg/L) < 0.005	< 0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L) < 0.01	< 0.01	0.02 以下
砒素	(mg/L) < 0.005	< 0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L) —	—	検出されないこと
PCB	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L) < 0.002	< 0.002	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L) < 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L) < 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L) < 0.0004	< 0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L) < 0.01	< 0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L) < 0.004	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L) < 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L) < 0.001	< 0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L) < 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L) < 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
チウラム	(mg/L) < 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
シマジン	(mg/L) < 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L) < 0.002	< 0.002	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L) < 0.001	< 0.001	0.01 以下
セレン	(mg/L) < 0.002	< 0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L) < 0.10	< 0.10	10 以下
ふっ素	(mg/L) 0.12	0.10	0.8 以下
ほう素	(mg/L) < 0.02	< 0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L) < 0.005	< 0.005	0.05 以下
pH	7.0	6.9	—
電気伝導率	(mS/m) 15	19	—

注1) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注2) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-43(1) 地下水水質調査結果（定期モニタリング調査：継続監視）

No.		No. 9	No. 10	環境基準
年度計画番号		140		
調査地点メッシュ名		D30B	D30B	
市町村名		安城市	安城市	
調査地点		城南町（発端井戸）	城南町（周辺井戸）	
発端・周辺の区分		発端井戸	周辺井戸	
使用用途		生活用水	生活用水	
カドミウム	(mg/L)	—	—	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	—	—	検出されないこと
鉛	(mg/L)	—	—	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	—	—	0.02 以下
砒素	(mg/L)	—	—	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	検出されないこと
PCB	(mg/L)	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.011	< 0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	—	—	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	—	—	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
セレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	—	—	10 以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	—	0.05 以下
pH		5.8	6.0	—
電気伝導率	(mS/m)	18	17	—

注1) 環境基準を超過した項目は、灰色の網掛けで示す。

注2) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注3) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5（2023）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-43(2) 地下水水質調査結果（定期モニタリング調査：継続監視）

No.		No. 11	No. 12	環境基準
年度計画番号		153		
調査地点メッシュ名		D30D	D30D	
市町村名		刈谷市	刈谷市	
調査地点		松栄町（発端井戸）	野田町（周辺井戸）	
発端・周辺の区分 使用用途		発端井戸 生活用水	周辺井戸 生活用水	
カドミウム	(mg/L)	—	—	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	—	—	検出されないこと
鉛	(mg/L)	—	—	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	—	—	0.02 以下
砒素	(mg/L)	—	—	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	検出されないこと
PCB	(mg/L)	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	—	—	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	—	—	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
セレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	9.7	0.94	10 以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	—	0.05 以下
pH		5.7	7.4	—
電気伝導率	(mS/m)	22	13	—

注1) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注2) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5（2023）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-43(3) 地下水水質調査結果（定期モニタリング調査：継続監視）

No.	No. 13	No. 14	No. 15	環境基準
年度計画番号	187		194	
調査地点メッシュ名	D40C	D40C	D40C	
市町村名	刈谷市	刈谷市	知立市	
調査地点	小山町	小山町	池端	
発端・周辺の区分 使用用途	周辺井戸 1 生活用水	周辺井戸 2 生活用水	周辺井戸 一般用水	
カドミウム	(mg/L)	—	—	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	—	—	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.15	< 0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	—	—	< 0.01
砒素	(mg/L)	—	—	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	検出されないこと
PCB	(mg/L)	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	< 0.01
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	< 0.001	< 0.001	0.002
テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	—	< 0.0005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	—	—	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	—	—	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
セレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	—	—	10 以下
ふっ素	(mg/L)	< 0.08	< 0.08	—
ほう素	(mg/L)	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	—	0.05 以下
pH		6.0	6.1	6.6
電気伝導率	(mS/m)	16	14	20

注1) 環境基準を超過した項目は、灰色の網掛けで示す。

注2) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注3) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-43(4) 地下水水質調査結果（定期モニタリング調査：継続監視）

No.	No. 16	No. 17	No. 18	環境基準
年度計画番号	202	225	226	
調査地点メッシュ名	C47C	D40C	C37A	
市町村名	東海市	刈谷市	刈谷市	
調査地点	高横須賀町	今岡町	御幸町	
発端・周辺の区分 使用用途	周辺井戸 生活用水	周辺井戸 一般飲用	発端代替 生活用水	
カドミウム (mg/L)	—	—	—	0.003 以下
全シアン (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
鉛 (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
六価クロム (mg/L)	—	—	—	0.02 以下
砒素 (mg/L)	0.006	—	—	0.01 以下
総水銀 (mg/L)	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
PCB (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)	—	< 0.002	—	0.02 以下
四塩化炭素 (mg/L)	—	< 0.0002	—	0.002 以下
クロロエチレン (mg/L)	—	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	< 0.01	< 0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	< 0.0005	< 0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	—	< 0.001	0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	—	< 0.0005	0.054	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	—	—	0.002 以下
チウラム (mg/L)	—	—	—	0.006 以下
シマジン (mg/L)	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ (mg/L)	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
セレン (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	2.5	—	10 以下
ふっ素 (mg/L)	0.66	—	—	0.8 以下
ほう素 (mg/L)	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	—	—	—	0.05 以下
pH	6.9	6.2	6.4	—
電気伝導率 (mS/m)	20	12	20	—

注1) 環境基準を超過した項目は、灰色の網掛けで示す。

注2) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注3) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-43(5) 地下水水質調査結果（定期モニタリング調査：継続監視）

No.	No. 19	No. 20	No. 21	環境基準
年度計画番号	227		242	
調査地点メッシュ名	C37A	C37A	D40C	
市町村名	刈谷市	刈谷市	知立市	
調査地点	寺横町	銀座	池端	
発端・周辺の区分 使用用途	周辺井戸 1 生活用水	周辺井戸 2 一般飲用	周辺井戸 生活用水	
カドミウム (mg/L)	—	—	—	0.003 以下
全シアン (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
鉛 (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
六価クロム (mg/L)	—	—	—	0.02 以下
砒素 (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
総水銀 (mg/L)	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
PCB (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)	—	—	—	0.02 以下
四塩化炭素 (mg/L)	—	—	—	0.002 以下
クロロエチレン (mg/L)	0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.009	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	0.026	< 0.001	0.008	0.01 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.0005	0.0009	< 0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	—	—	0.002 以下
チウラム (mg/L)	—	—	—	0.006 以下
シマジン (mg/L)	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ (mg/L)	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
セレン (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	—	—	10 以下
ふっ素 (mg/L)	18	< 0.08	—	0.8 以下
ほう素 (mg/L)	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	—	—	—	0.05 以下
pH	5.2	6.5	6.5	—
電気伝導率 (mS/m)	55	25	19	—

注1) 環境基準を超過した項目は、灰色の網掛けで示す。

注2) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注3) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-43(6) 地下水水質調査結果（定期モニタリング調査：継続監視）

No.	No. 22	No. 23	環境基準
年度計画番号	250	252	
調査地点メッシュ名	D40C	C27A	
市町村名	知立市	碧南市	
調査地点	上重原町	丸山町	
発端・周辺の区分 使用用途	周辺井戸 生活用水	周辺井戸 生活用水	
カドミウム (mg/L)	—	—	0.003 以下
全シアン (mg/L)	—	—	検出されないこと
鉛 (mg/L)	—	—	0.01 以下
六価クロム (mg/L)	—	—	0.02 以下
砒素 (mg/L)	—	—	0.01 以下
総水銀 (mg/L)	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀 (mg/L)	—	—	検出されないこと
PCB (mg/L)	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)	—	—	0.02 以下
四塩化炭素 (mg/L)	—	—	0.002 以下
クロロエチレン (mg/L)	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	—	0.002 以下
チウラム (mg/L)	—	—	0.006 以下
シマジン (mg/L)	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ (mg/L)	—	—	0.02 以下
ベンゼン (mg/L)	< 0.001	—	0.01 以下
セレン (mg/L)	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	7.3	10 以下
ふっ素 (mg/L)	—	—	0.8 以下
ほう素 (mg/L)	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	—	—	0.05 以下
pH	6.4	6.8	—
電気伝導率 (mS/m)	28	34	—

注1) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注2) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-43(7) 地下水水質調査結果（定期モニタリング調査：継続監視）

No.		No. 24	No. 25	環境基準
年度計画番号		253		
調査地点メッシュ名		C37A	C37A	
市町村名		刈谷市	刈谷市	
調査地点		八幡町	八幡町	
発端・周辺の区分 使用用途		周辺井戸 1 生活用水	周辺井戸 2 生活用水	
カドミウム	(mg/L)	—	—	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	—	—	検出されないこと
鉛	(mg/L)	—	—	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	—	—	0.02 以下
砒素	(mg/L)	—	—	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	検出されないこと
PCB	(mg/L)	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	—	—	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	—	—	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
セレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	9.6	4.0	10 以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	—	0.05 以下
pH		6.3	6.7	—
電気伝導率	(mS/m)	28	19	—

注1) 環境基準を超過した項目は、灰色の網掛けで示す。

注2) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注3) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-43(8) 地下水水質調査結果（定期モニタリング調査：継続監視）

No.		No. 26	No. 27	環境基準
年度計画番号		255	256	
調査地点メッシュ名		C27D	C47C	
市町村名		阿久比町	東海市	
調査地点		大字横松	養父町	
発端・周辺の区分 使用用途		周辺井戸 一般飲用	周辺井戸 生活用水	
カドミウム	(mg/L)	—	—	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	—	—	検出されないこと
鉛	(mg/L)	—	—	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	—	—	0.02 以下
砒素	(mg/L)	—	—	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	検出されないこと
PCB	(mg/L)	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	—	—	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	—	—	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
セレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	—	—	10 以下
ふっ素	(mg/L)	< 0.08	0.14	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	0.04	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	—	0.05 以下
pH		6.2	7.1	—
電気伝導率	(mS/m)	21	26	—

注1) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注2) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-43(9) 地下水水質調査結果（定期モニタリング調査：継続監視）

No.		No. 28	No. 29	環境基準
年度計画番号		258	260	
調査地点メッシュ名		C27A	C27A	
市町村名		高浜市	高浜市	
調査地点		田戸町	田戸町	
発端・周辺の区分 使用用途		周辺井戸 生活用水	周辺井戸 生活用水	
カドミウム	(mg/L)	—	—	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	—	—	検出されないこと
鉛	(mg/L)	—	—	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	—	—	0.02 以下
砒素	(mg/L)	—	—	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	検出されないこと
PCB	(mg/L)	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	—	—	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	—	—	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	—	—	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
セレン	(mg/L)	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	6.4	—	10 以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	4.1	0.37	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	—	0.05 以下
pH		6.3	6.5	—
電気伝導率	(mS/m)	28	24	—

注1) 環境基準を超過した項目は、灰色の網掛けで示す。

注2) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注3) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-43 (10) 地下水水質調査結果 (定期モニタリング調査：継続監視)

No.		No. 30		環境基準
年度計画番号		261		
調査地点メッシュ名		C37B		
市町村名		高浜市		
調査地点		稗田町		
発端・周辺の区分		周辺井戸		
使用用途		生活用水		
カドミウム	(mg/L)	—	0.003 以下	
全シアン	(mg/L)	—	検出されないこと	
鉛	(mg/L)	—	0.01 以下	
六価クロム	(mg/L)	—	0.02 以下	
砒素	(mg/L)	—	0.01 以下	
総水銀	(mg/L)	—	0.0005 以下	
アルキル水銀	(mg/L)	—	検出されないこと	
PCB	(mg/L)	—	検出されないこと	
ジクロロメタン	(mg/L)	—	0.02 以下	
四塩化炭素	(mg/L)	—	0.002 以下	
クロロエチレン	(mg/L)	—	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	—	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	—	0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	—	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	—	0.006 以下	
トリクロロエチレン	(mg/L)	—	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	—	0.002 以下	
チウラム	(mg/L)	—	0.006 以下	
シマジン	(mg/L)	—	0.003 以下	
チオベンカルブ	(mg/L)	—	0.02 以下	
ベンゼン	(mg/L)	—	0.01 以下	
セレン	(mg/L)	—	0.01 以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	—	10 以下	
ふっ素	(mg/L)	—	0.8 以下	
ほう素	(mg/L)	0.16	1 以下	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	0.05 以下	
pH		6.7	—	
電気伝導率	(mS/m)	26	—	

注1) 「検出されないこと」とは、全シアンは0.1 mg/L 未満、アルキル水銀及びPCBは0.0005 mg/L 未満である。

注2) 表中の「—」は、測定が行われていないまたは公表されていないことを示す。

出典:「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

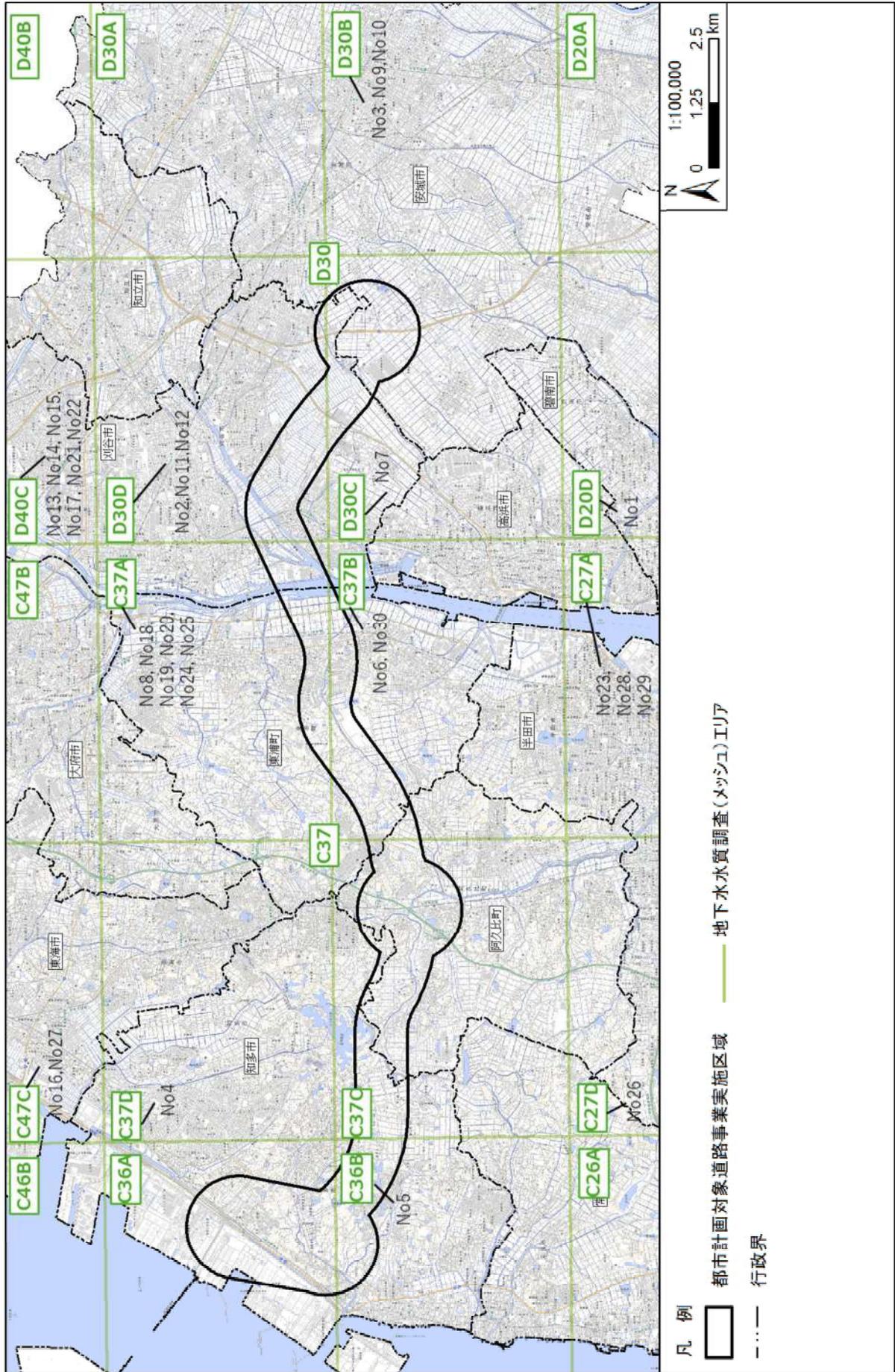


図 4.1-19 地下水質調査地点位置図

4) 水底の底質

調査区域における令和5年度の水底の底質（健康項目）調査は河川4地点、海域1地点で行われており、調査地点は前掲の図4.1-17及び図4.1-18に、調査結果は表4.1-44に示すとおりである。

表 4.1-44 水底の底質（河川及び海域・健康項目）測定結果（令和5年度）

水域名称	境川	逢妻川	猿渡川	高浜川	衣浦湾
地点名	境大橋	市原橋	三ツ又橋	高浜橋	K-1
カドミウム	<0.05	<0.05	<0.05	0.07	0.71
全シアン	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
鉛	5.8	34	1.7	12	47
砒素	1.3	0.6	0.6	3.7	9.5
総水銀	<0.01	0.01	<0.01	0.03	0.21
アルキル水銀	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03

出典：「2023年度公共用水域の水質等調査結果」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

5) ダイオキシン類（水質、底質、地下水質）の状況

愛知県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）に基づき、環境中のダイオキシン類の測定が実施されている。

調査区域では逢妻川の境大橋、市原橋、稗田川の稗田橋、高浜川の高浜橋、長田川の潭水橋の5地点で水質及び底質の調査が行われている。令和5年度に実施されたダイオキシン類（水環境）の調査結果を表4.1-45、調査地点を図4.1-20に示す。調査区域の水質、底質の調査地点では、環境基準を達成している。

また、地下水の調査については令和4年度に調査が実施されており、調査結果を表4.1-46に示す。令和4年度時点において、地下水の調査地点では環境基準を達成している。なお、令和5年度には、調査区域内における地下水の調査は実施されなかった。

表 4.1-45 ダイオキシン類（水質、底質）調査結果（令和5年度）

項目	河川等	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)			環境基準 (pg-TEQ/m ³)
			夏季	冬季	平均値	
水質	逢妻川	境大橋	0.46	0.066	0.26	1 以下
		市原橋	0.47	0.19	0.33	
	稗田川	稗田橋	0.44	0.35	0.40	
	高浜川	高浜橋	0.43	0.45	0.44	
	長田川	潭水橋	0.49	0.15	0.32	
底質	逢妻川	境大橋	2.7	—	—	150 以下
		市原橋	1.7	—	—	
	稗田川	稗田橋	2.8	—	—	
	高浜川	高浜橋	2.4	—	—	
	長田川	潭水橋	21	—	—	

注) 調査時期は以下のとおりである。

夏季：令和5年7月26日、8月21日、冬季：令和5年12月1日、12月18日

出典：「2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-46 ダイオキシン類（地下水）調査結果（令和4年度）

項目	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)	環境基準 (pg-TEQ/m ³)
地下水	安城市池浦町	0.063	1 以下
	阿久比町卯坂	0.063	

出典：「2022年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

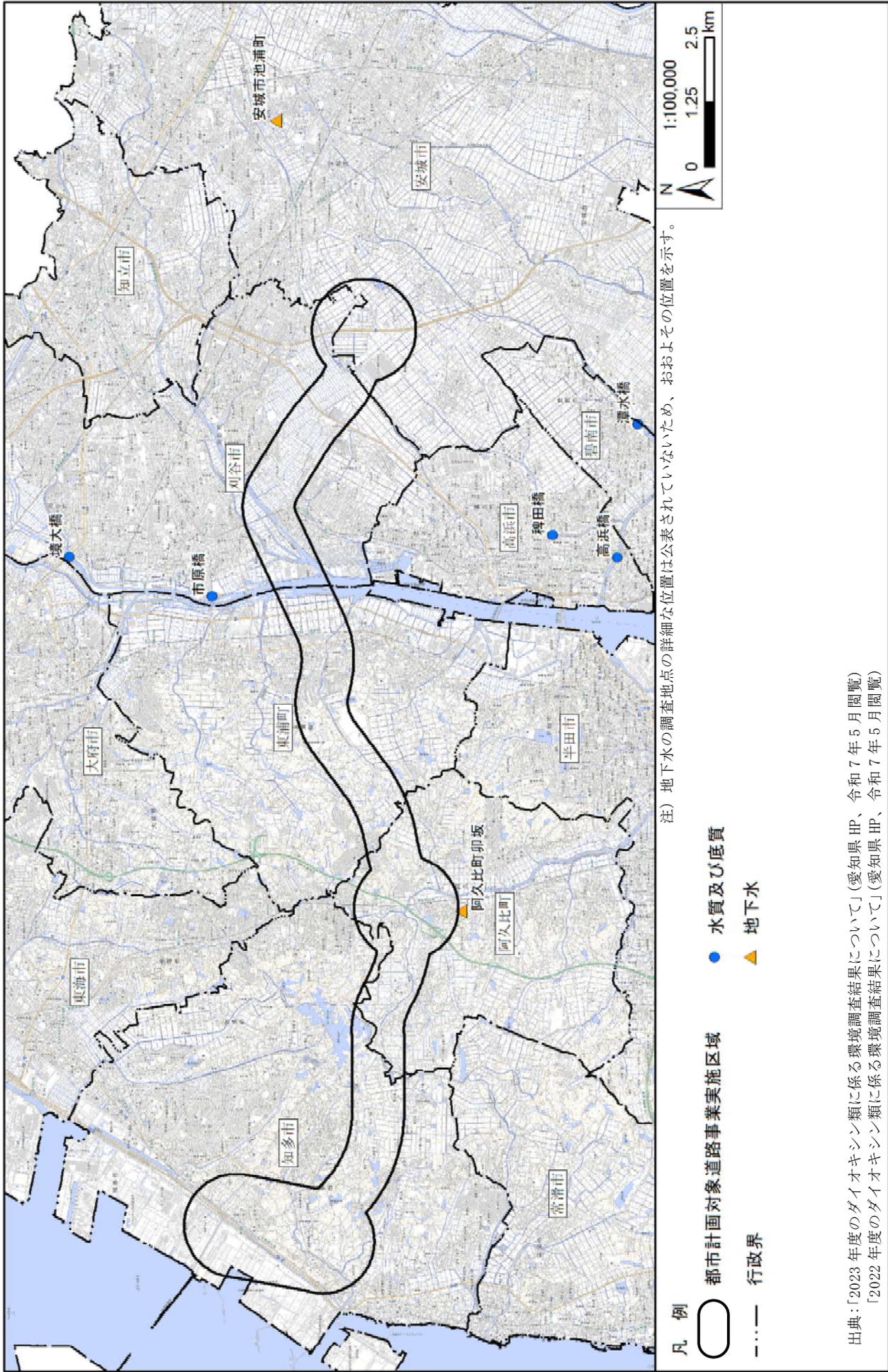


図 4.1-20 ダイオキシン類（水環境）調査地点位置図

4.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

1) 土壌の状況

調査区域の土壌の状況を図 4.1-21 に示す。

調査区域の西側は伊勢湾に面した埋立地、中央部は衣浦湾に面した埋立地となっている。内陸部は、灰色低地、赤黄色土、グライ土、未熟土、褐色森林土、泥炭土等が分布している。

2) 土壌汚染の状況

調査区域において、土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく要措置区域は刈谷市に 3 箇所、知立市に 1 箇所、形質変更時要届出区域は高浜市に 2 箇所、刈谷市に 4 箇所、知多市に 3 箇所、東海市に 1 箇所、大府市に 1 箇所存在する。要措置区域を表 4.1-47、形質変更時要届出区域を表 4.1-48(1)～(2)、位置図を図 4.1-22 に示す。

表 4.1-47 土壌汚染対策法に基づく要措置区域

指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積 (㎡)	基準に適合しない特定有害物質	所管事務所等
要-5	平成26年 8月12日	刈谷市幸町二丁目1番10 及び1番17の一部	339.94	六価クロム化合物(溶出) シアン化合物(溶出) ふっ素及びその化合物(溶出) ほう素及びその化合物(溶出)	西三河県民 事務所
要-12	令和4年 10月4日	刈谷市豊田町二丁目1番 の一部	11,483.21	クロロエチレン(溶出) 1,2-ジクロロエチレン(溶出) トリクロロエチレン(溶出) 六価クロム化合物(溶出) ほう素及びその化合物(溶出)	西三河県民 事務所
要-15	令和5年 7月25日	知立市八橋町五輪6番、 6番2、6番3及び6番4の 各一部	357.1	1,2-ジクロロエタン(溶出) 1,2-ジクロロエチレン(溶出) トリクロロエチレン(溶出)	西三河県民 事務所
要-19	令和6年7 月12日	刈谷市宝町六丁目13番1 の一部	200	1,2-ジクロロエチレン(溶出) トリクロロエチレン(溶出)	西三河県民 事務所

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

表 4.1-48(1) 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域一覧

指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積 (㎡)	基準に適合しない特定有害物質	所管事務所等
指-2	平成19年 7月6日	高浜市田戸町三丁目2番1、2 番37、2番40、2番44、2番 49、2番50及び2番51の各一 部並びに2番41、2番45、2番 46、2番47及び2番48	2,410.9	鉛及びその化合物(溶出・含有) ふっ素及びその化合物(溶出) ほう素及びその化合物(溶出)	西三河県民 事務所
形-15	平成27年 3月6日	刈谷市幸町二丁目1番10及び 1番17の各一部	264.94	六価クロム化合物(含有) シアン化合物(含有)	西三河県民 事務所

表 4.1-48(2) 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域一覧

指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積(m ²)	基準に適合しない特定有害物質	所管事務所等
形-埋管-1※	令和元年8月27日	知多市北浜町10番6並びに11番20、11番21、11番22及び11番23の各一部	61,241.5	クロロエチレン(溶出) 四塩化炭素(溶出) 1,2-ジクロロエタン(溶出) 1,1-ジクロロエチレン(溶出) 1,2-ジクロロエチレン(溶出) 1,3-ジクロロプロペン(溶出) ジクロロメタン(溶出) テトラクロロエチレン(溶出) 1,1,1-トリクロロエタン(溶出) 1,1,2-トリクロロエタン(溶出) トリクロロエチレン(溶出) ベンゼン(溶出) カドミウム及びその化合物(溶出・含有) 六価クロム化合物(溶出・含有) 水銀及びその化合物(溶出・含有) 鉛及びその化合物(溶出・含有)	知多県民事務所
形-埋管-2※	令和元年11月15日	東海市元浜町39番の一部	1,110	ふっ素及びその化合物(溶出)	知多県民事務所
形-埋管-5※	令和3年3月26日	知多市北浜町11番1及び11番8の各一部並びに11番5、11番6、11番7、11番9及び11番24	370,955.0	クロロエチレン(溶出) 四塩化炭素(溶出) 1,2-ジクロロエタン(溶出) 1,1-ジクロロエチレン(溶出) 1,2-ジクロロエチレン(溶出) 1,3-ジクロロプロペン(溶出) ジクロロメタン(溶出) テトラクロロエチレン(溶出) 1,1,1-トリクロロエタン(溶出) 1,1,2-トリクロロエタン(溶出) トリクロロエチレン(溶出) ベンゼン(溶出) カドミウム及びその化合物(溶出・含有) 六価クロム化合物(溶出・含有) 水銀及びその化合物(溶出・含有) 鉛及びその化合物(溶出・含有) ポリ塩化ビフェニル(溶出)	知多県民事務所
形-42	令和4年10月4日	刈谷市豊田町一丁目1番50及び1番56並びに二丁目1番の各一部	17,434.16	六価クロム化合物(溶出) 鉛及びその化合物(含有) ふっ素及びその化合物(溶出)	西三河県民事務所
形-56	令和5年10月31日	大府市朝日町六丁目7番1の一部	325.27	鉛及びその化合物(含有) 砒素及びその化合物(溶出) ふっ素及びその化合物(溶出)	知多県民事務所
形-埋管-10※	令和5年11月28日	知多市北浜町26番1、26番7及び26番8の各一部	111,198.3	ベンゼン(溶出) 六価クロム化合物(溶出・含有) 鉛及びその化合物(溶出・含有) 砒素及びその化合物(溶出) ふっ素及びその化合物(溶出・含有)	知多県民事務所
形-62	令和6年7月19日	高浜市碧海町五丁目3番15、3番16、3番17、3番18、3番19及び3番20の各一部	7,203.5	六価クロム化合物(溶出) 鉛及びその化合物(溶出・含有) ほう素及びその化合物(溶出)	西三河県民事務所
形-71	令和7年2月18日	刈谷市半城土西町一丁目10番8、10番9、10番10、10番11、10番13、10番14、10番15及び10番16の各一部	882.3	ふっ素及びその化合物(溶出)	西三河県民事務所
形-72	令和7年2月25日	刈谷市広小路三丁目301番、302番、303番、309番及び310番の各一部	520.78	鉛及びその化合物(溶出)	西三河県民事務所

備考)

※.当該区域は、埋立地管理区域である。

出典:「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

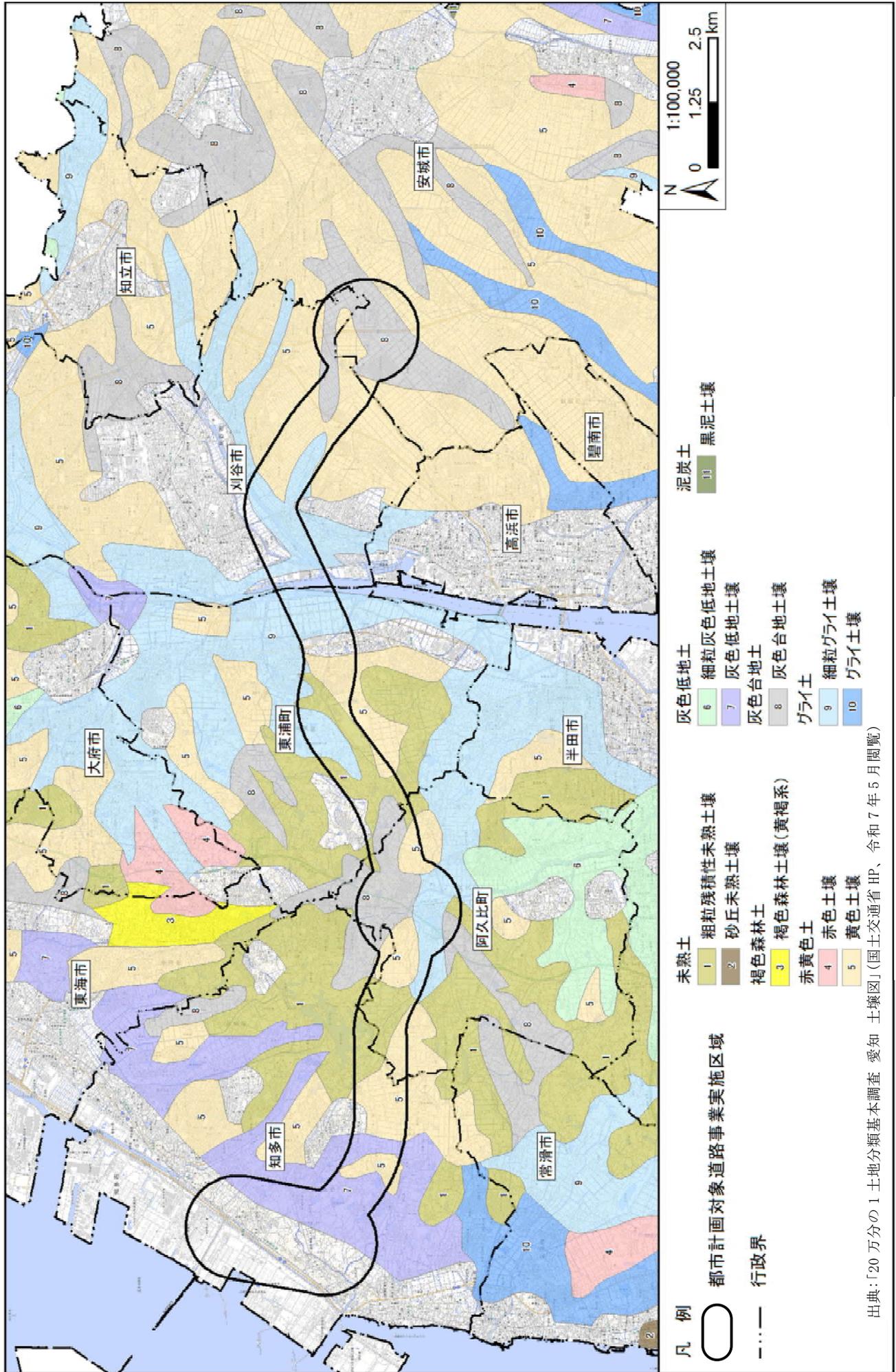
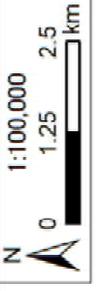
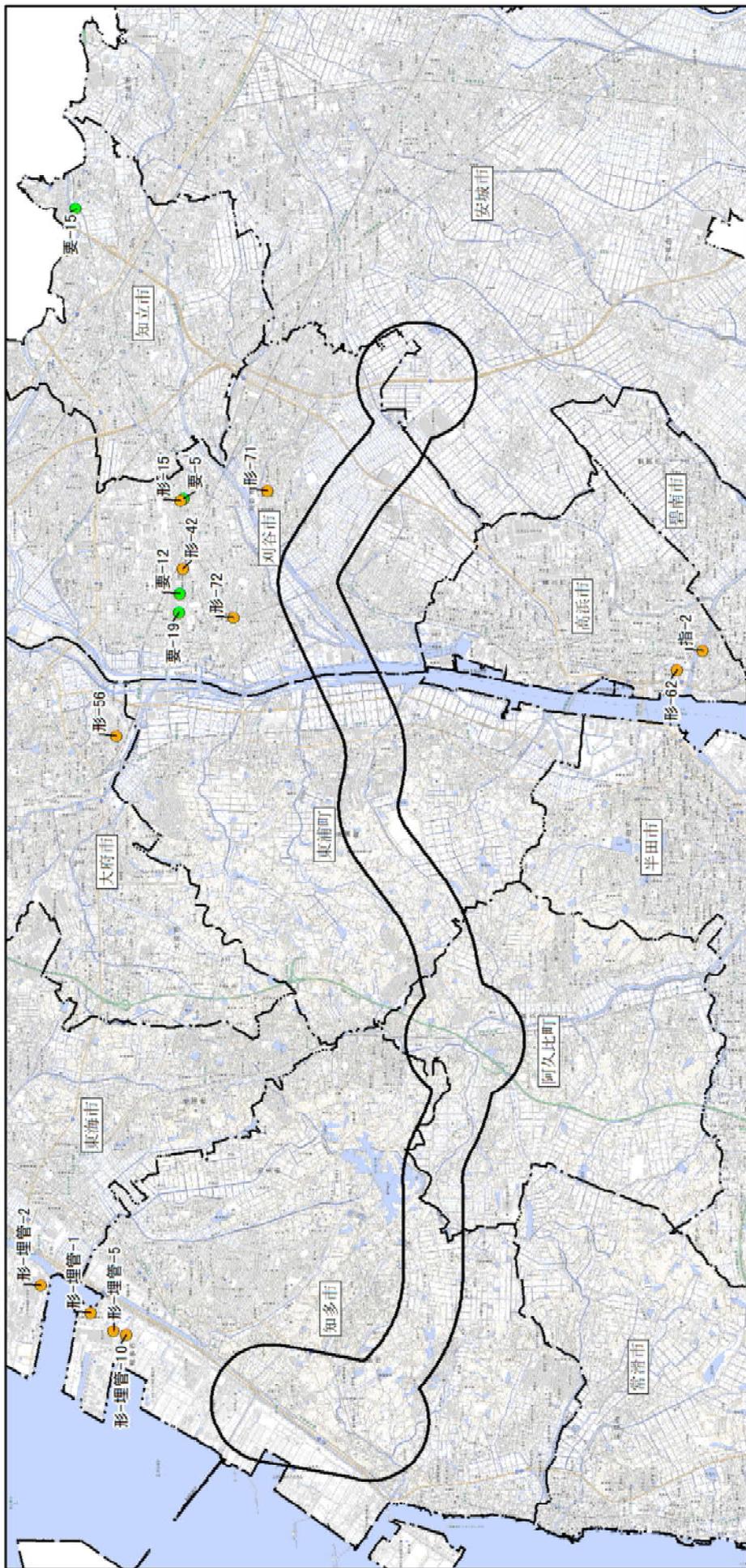


図 4.1-21 土壌図



土壤汚染対策法に基づく区域の指定

- 要措置区域
- 形質変更時要届出区域

注) 図中の番号は、表 4.1-47 及び表 4.1-48(1)～(2)に対応している。

- 凡例
- 都市計画対象道路事業実施区域
 - - - 行政界

出典：「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

図 4.1-22 土壤汚染対策法に基づく区域の指定状況

3) ダイオキシン類（土壌）の状況

愛知県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づき、環境中のダイオキシン類測定を実施している。

令和 4 年度に実施されたダイオキシン類土壌環境調査結果を表 4.1-49、調査地点を図 4.1-23 に示す。調査区域では、半田市の乙川公園で測定が行われており、環境基準を達成している。なお、令和 5 年度には、調査区域では測定は実施されなかった。

表 4.1-49 ダイオキシン類土壌環境調査結果（令和 4 年度）

項目	地点名	所在地	調査結果 (pg-TEQ/m ³)	調査時期	環境基準 (pg-TEQ/m ³)
土壌	乙川公園	半田市乙川太田町	0.97	令和 4 年 8 月 23 日	1,000 以下

出典：「2022 年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

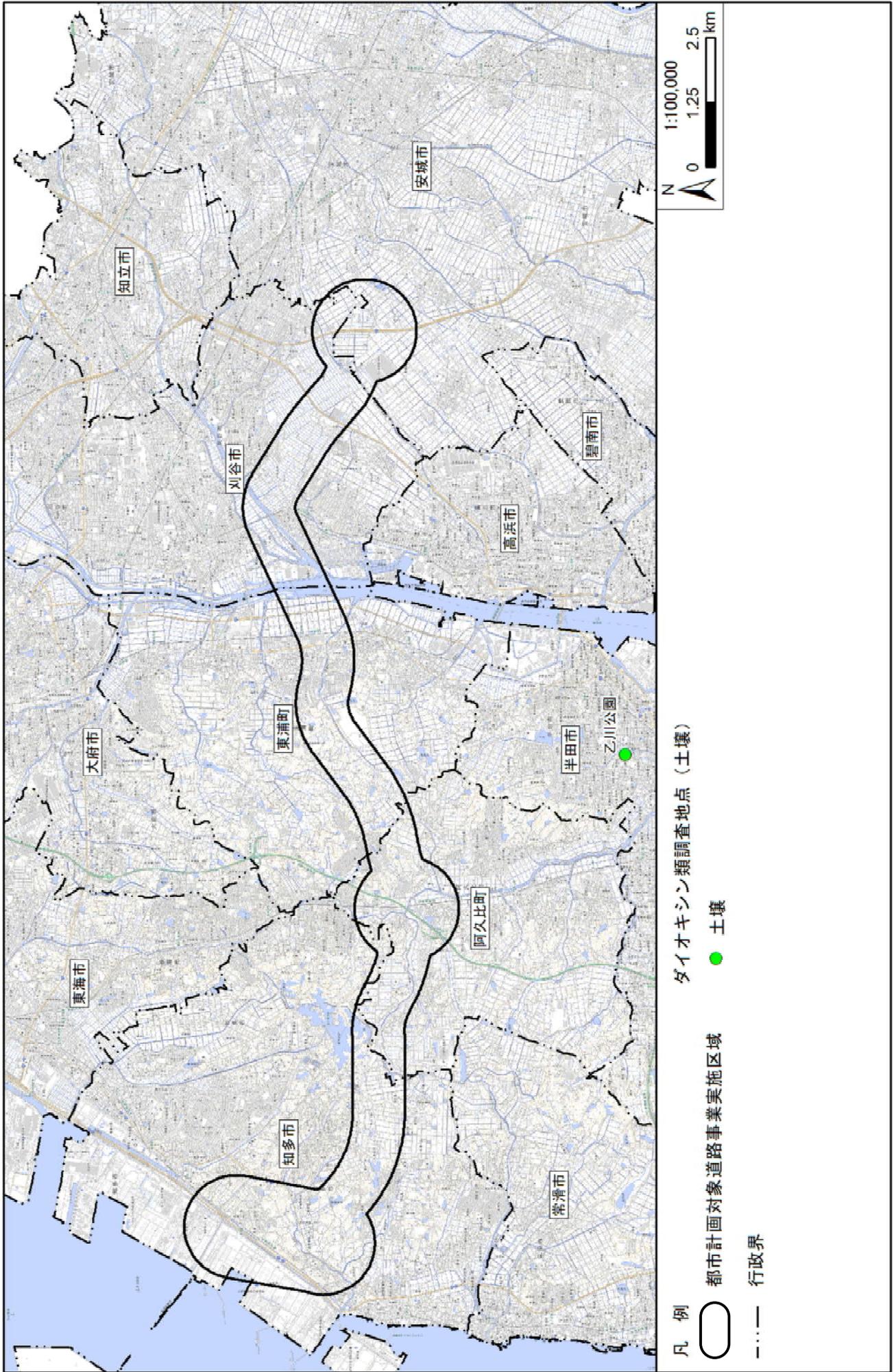


図 4.1-23 ダイオキシシン類（土壌）測定局位置図

(2) 地盤の状況

1) 地盤の状況

愛知県では、1959年の伊勢湾台風により広域の地盤沈下の存在が認識されたため、1961年から関係機関と協力して、濃尾平野の地盤沈下の状況を観測・調査している。「2020年（令和2年）地盤沈下調査結果」（愛知県HP）によると、知多地域（半田市、常滑市、大府市、東浦町、美浜町、武豊町）における地盤沈下の状況は、前回調査からの地盤の変動状況を見ると、1年当たり1cm以上沈下した水準点は見られず、県内の地盤沈下は、全般的に見て、地下水揚水量の減少に伴う地下水位の上昇により、おおむね沈静化の傾向にあるとされている。

また、「全国地盤環境情報ディレクトリ（令和5年度版）」（環境省HP）による岡崎平野（西三河）の地盤沈下情報によると、国土地理院が昭和47年に実施した水準測量において岡崎市から豊明市に至る測点でかなりの沈下が認められたが、現在では沈静化の傾向にあるとされている。

2) 地盤沈下の状況

調査区域における地盤沈下の調査地点及び調査結果は表4.1-50及び図4.1-24に示すとおりである。

令和2年度には7地点で調査が行われており、年間変動量は0.04～0.12cmとなっている。

表 4.1-50 地盤沈下調査結果（令和2年度）

水準点番号	自治体	所在地	令和2年 標高(m)	令和2年 地盤変動量(cm)
A171	大府市	桃山町 3-427	15.8987	0.04
A172		横根町平地 1-3	7.8290	0.07
A169	東浦町	大字緒川字屋敷式区 58-1	2.3926	0.04
A170		石浜字芦間 44-1	2.9920	0.05
A409		緒川字平成 81	4.4556	0.07
A168	半田市	州の崎町 2-170	1.5483	0.12
衣西-2		亀崎町 1-141	2.8819	0.10

出典：「マップあいち（愛知県水準測量調査結果）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

3) 地下水の分布

調査区域において、「真古酌の薬師水（半田市）」が確認されているが、湧水湿地等は確認されていない。

4) 地下水位の状況

調査区域における地下水位の調査結果は表 4.1-51 に示すとおりである。調査地点（井戸）の位置は非公表のため図示していない。

2016 年度から 2023 年度にかけて 17 地点で調査が行われており、自然水位は 0～25.13m となっている。

調査区域には、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく指定地域及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく指定地域並びに県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日愛知県条例第 1 号）に基づく揚水規制区域に含まれる市町は存在しない。

表 4.1-51 地下水位調査結果

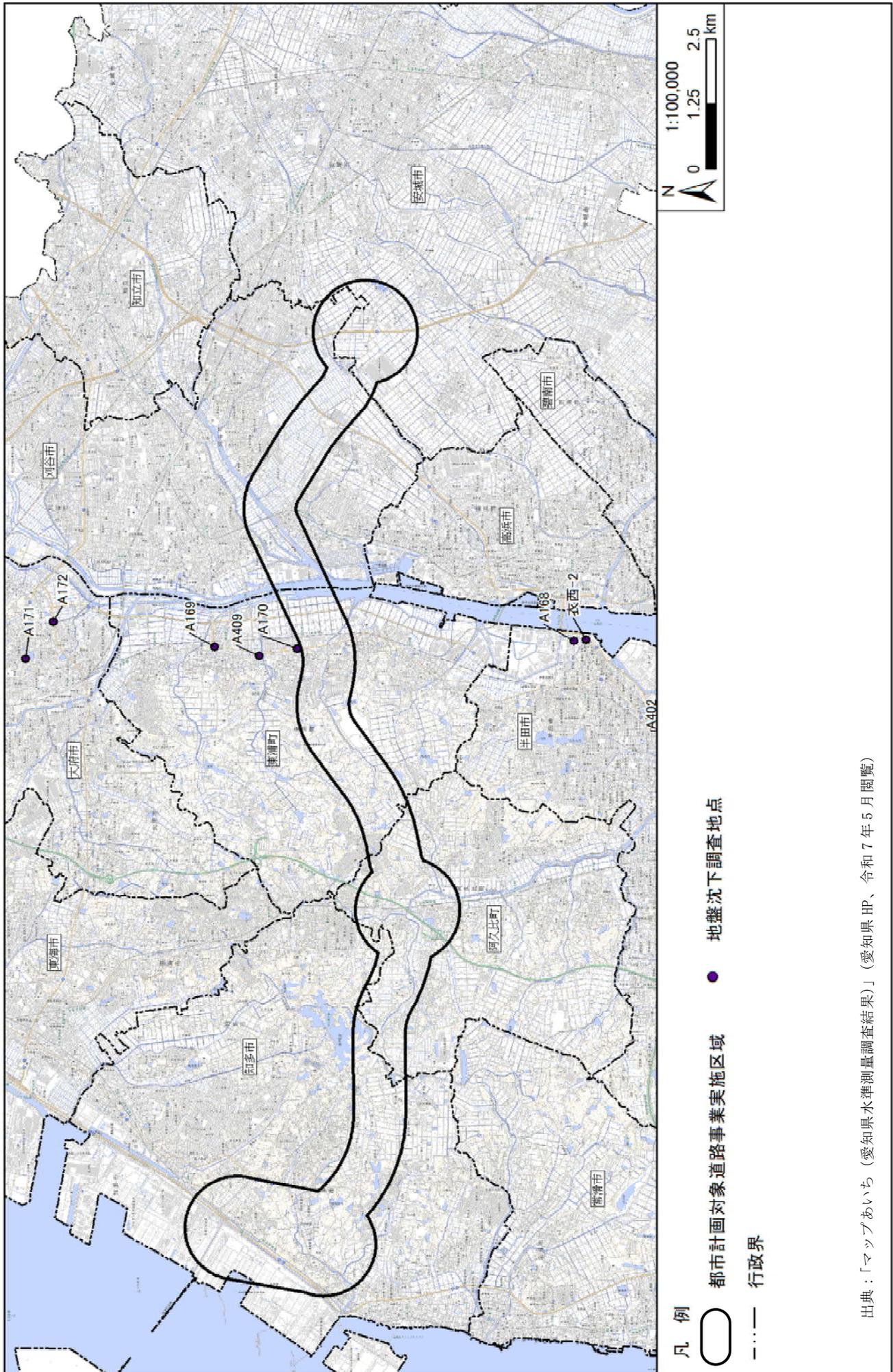
No.	自治体	所在地	使用目的	地盤標高 (m)	自然水位 (m)	調査年度
1	阿久比町	卯坂字殿越	その他	10.0	9.94	2017
2		萩新川	その他	3.2	0	2020
3	東海市	太田町庄之脇	都市用	3.2	5.17	2022
4		中ノ池三丁目	都市用	26.8	21.85	2021
5	大府市	横根町寺田	工業用	2.9	25.13	2016
6	東浦町	緒川猪伏釜	その他	38.7	21.06	2023
7	半田市	南大矢知町二丁目	生活用	22.6	15.16	2022
8	高浜市	新田町三丁目	工業用	2.3	3.23	2017
9	刈谷市	住吉町五丁目	その他	3.2	10.64	2018
10		住吉町五丁目	その他	5.8	10.59	2018
11		野田町北地蔵山 一番地	その他	10.2	9.24	2020
12	知立市	西町地内 知立市西町配水場	都市用	4.6	22.25	2019
13	安城市	御幸本町	その他	16.9	12.99	2016
14		住吉町	その他	20.5	20.96	2016
15		石井町	生活用	9.9	14.62	2020
16		東端町	その他	6.1	2.12	2017
17		浜屋町	生活用	21.3	23.87	2022

注 1) 使用目的の「その他」は、生活用、都市用、工業用、農業用以外の使用目的を指す。

注 2) 調査年度は「全国地下水資料台帳」に記載の調査年度とした。

注 3) 調査結果のうち、No. 16 の安城市東端町については、詳細な調査地点が不明であるため、調査区域外の可能性がある。

出典：「全国地下水資料台帳調査」（国土交通省 国土数値情報、令和 7 年 5 月閲覧）



出典：「マップあいち（愛知県水準測量調査結果）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

図 4.1-24 地盤沈下調査地点図

4.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

調査区域の地形の状況を図 4.1-25 に示す。

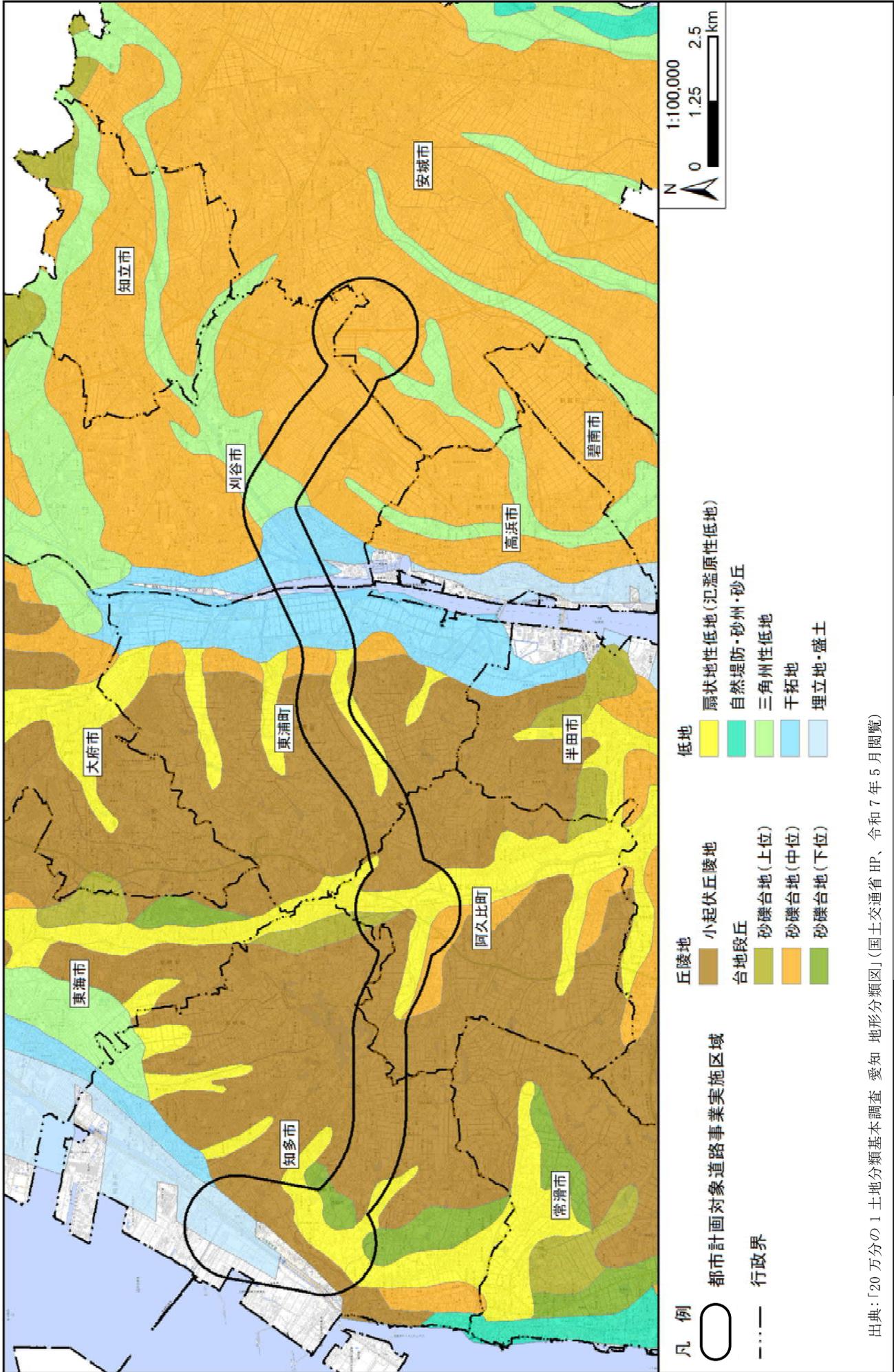
調査区域西側の地形は丘陵地と台地、東側は台地と低地が占めている。なお、「第 1 回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」(環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)及び「愛知県自然環境保全地域」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)に記載されている「地形・地質・自然現象」の重要な地形は存在しない。

(2) 地質の状況

調査区域の地質の状況を図 4.1-26 に示す。

調査区域西側の地質は礫岩・泥岩・砂岩の各互層、東側は礫・砂・泥が占めている。なお、「第 1 回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」(環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)及び「愛知県自然環境保全地域」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)に記載されている「地形・地質・自然現象」の重要な地質は存在しない。

表層堆積物の分布状況については図 4.1-27 に示すとおりであり、西側には非海成層の砂岩ないし砂岩・泥岩地帯が広がっており、東側には段丘堆積物地帯が広がっている。さらに、軟弱地盤と考えられる盛土・埋立地・干拓地、谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物、海岸・砂丘堆積物等を含む地帯は、図 4.1-28 に示すとおりである。軟弱地盤は主に河川沿いの水田地帯や海岸沿いの埋立地に分布しており、事業実施区域内にも軟弱地盤が存在する。



出典：「20万分の1 土地分類基本調査 愛知 地形分類図」(国土交通省HP、令和7年5月閲覧)

图 4.1-25 地形分類図

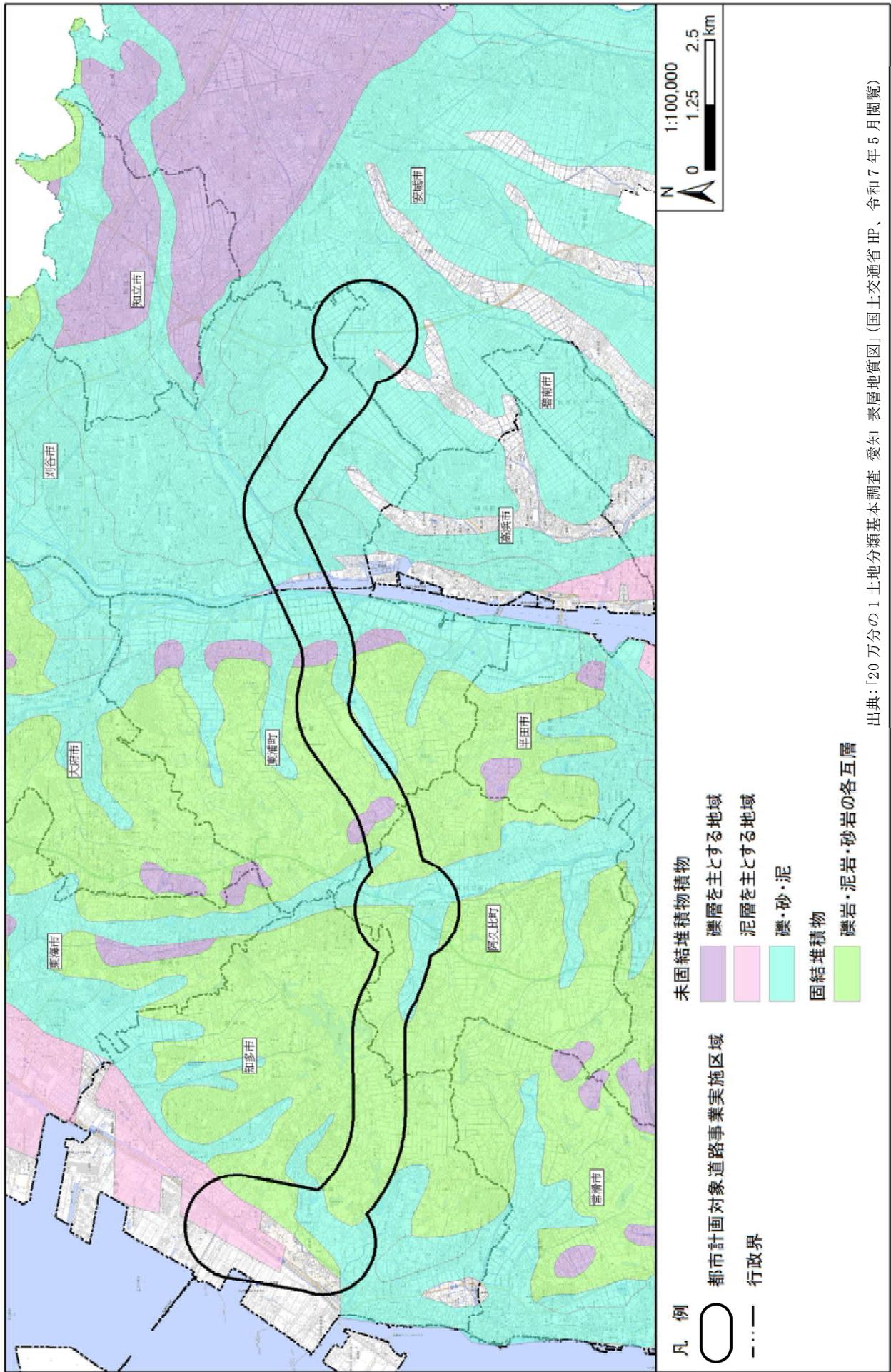


図 4.1-26 表層地質図

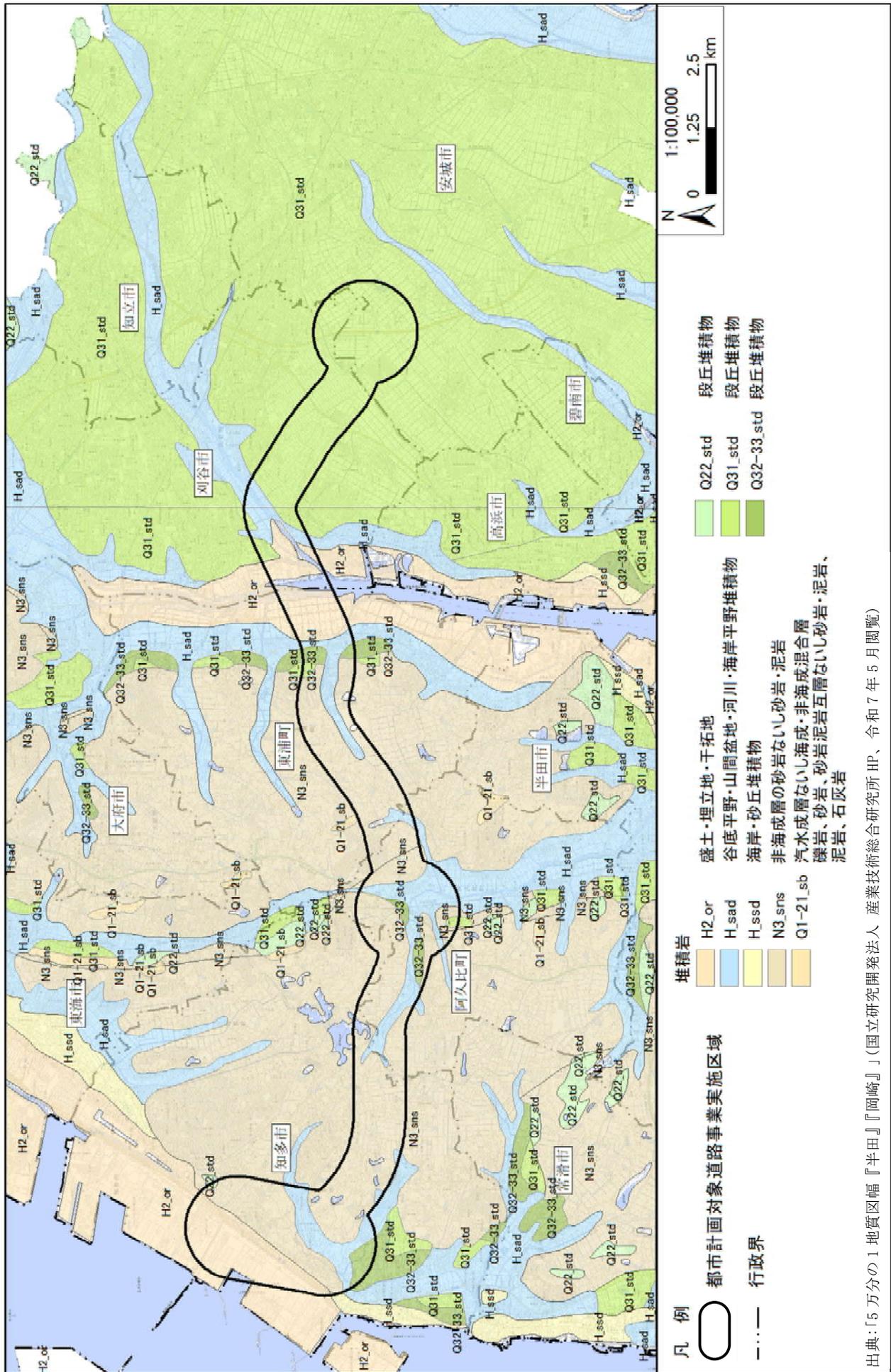


図 4.1-27 表層堆積物図

出典：「5万分の1地質図幅『岡崎』」（国立研究開発法人 産業技術総合研究所 HP、令和7年5月閲覧）

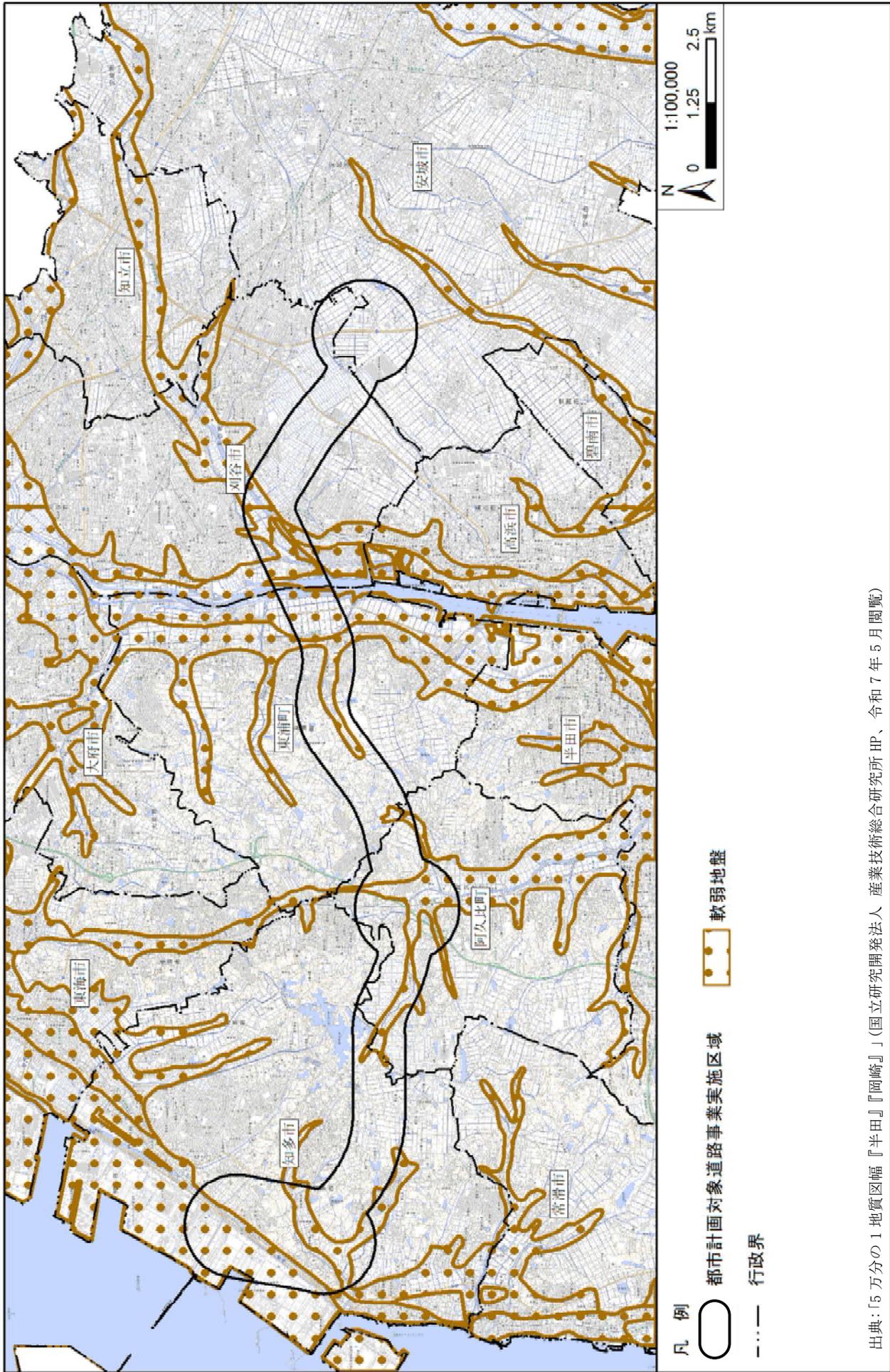
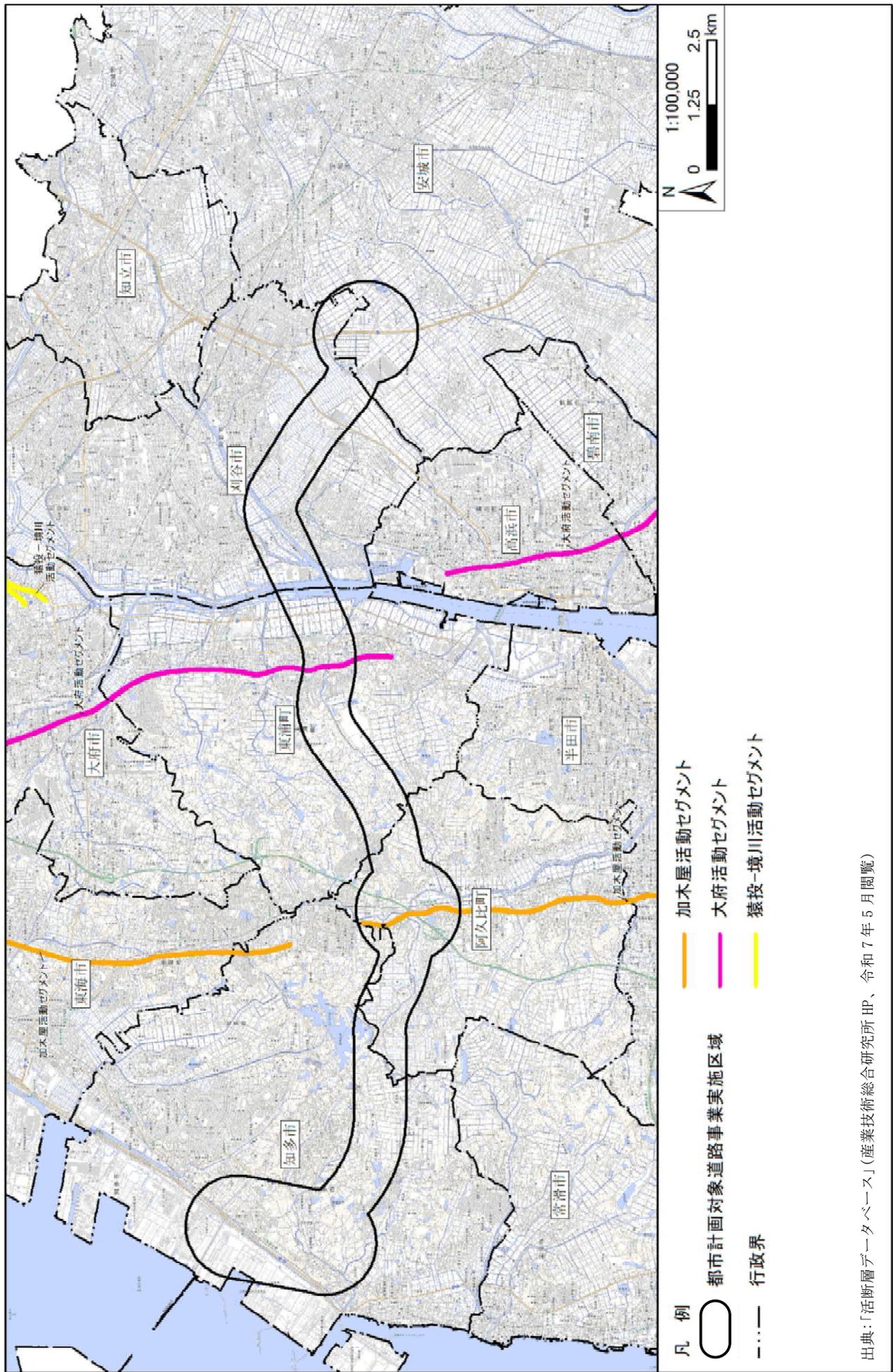


图 4.1-28 軟弱地盤図

(3) 活断層

調査区域における活断層セグメント（活断層の最小単位）の位置を図 4.1-29 に示す。調査区域には、猿投-境川活動セグメント、大府活動セグメント、加木屋活動セグメントが存在する。



出典：「活断層データベース」(産業技術総合研究所 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

図 4.1-29 活断層の状況

4.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

調査区域における動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況について、表 4.1-51 に示す既存資料により把握した。

表 4.1-51 収集した既存資料一覧

No.	文献名
1	「第4回自然環境保全基礎調査」(平成7年、環境庁)
2	「第5回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成13年、環境省)
3	「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成16年、環境省)
4	「平成30年度(2018年度)中大型哺乳類分布調査 調査報告書 クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ」(平成31年3月、環境省)
5	「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果について」(平成16年8月、環境省)
6	「ガンカモ類の生息調査(令和6年1月 第55回)」(令和6年6月、環境省)
7	「自然環境保全基礎調査 全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」(令和3年10月、鳥類繁殖分布調査会)
8	「全国鳥類越冬分布調査報告 2016-2022年」(令和5年2月、植田睦之・奴賀俊光・山崎優佑)
9	「シギ・チドリ類渡来湿地目録」(環境省HP、令和7年5月閲覧)
10	「愛知県 鳥類生息調査(R5年度)」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)
11	「レッドデータブックあいち2020 動物編」(令和2年3月、愛知県)
12	「第5回自然環境保全基礎調査(植生調査)」(平成11年、環境省)
13	「第5回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」(平成12年、環境省)
14	「第6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」(平成16年、環境省)
15	「植物群落レッドデータブック」 (平成8年4月、(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)
16	「レッドデータブックあいち2020 植物編」(令和2年3月、愛知県)
17	「レッドリストあいち2025」(令和7年3月、愛知県)
18	「サイエンスミュージアムネット」(国立科学博物館HP、令和7年5月閲覧)
19	「全国水生生物調査」(環境省HP、令和7年5月閲覧)
20	「愛知県史 別編 自然」(平成22年3月、愛知県)
21	「知多市誌 本文編」(昭和56年、知多市)
22	「知多市誌 資料編2」(昭和58年、知多市)
23	「常滑市誌」(昭和51年、常滑市)
24	「阿久比町誌 資料編5(自然)」(平成3年、阿久比町)
25	「東海市史 通史編」(平成2年、東海市)
26	「大府市誌 資料編 自然」(昭和63年、大府市)
27	「新編 東浦町誌 資料編2(自然)」(平成12年、東浦町)
28	「新修半田市誌 上巻」(昭和59年、半田市)
29	「刈谷市誌第5巻 資料編(自然・考古)」(平成元年、刈谷市)
30	「新編知立市史 8資料編 自然」(平成30年、知立市)
31	「新編安城市史 11資料編 自然」(平成17年、安城市)
32	「第2次半田市環境基本計画」(令和3年3月、半田市)
33	「第3次碧南市環境基本計画」(令和5年3月、碧南市)
34	「第3次刈谷市環境基本計画」(平成27年3月、刈谷市)
35	「第2次安城市環境基本計画」(令和3年3月、安城市)
36	「常滑市都市計画マスタープラン」(令和2年3月、常滑市)
37	「第3次東海市環境基本計画」(令和7年3月、東海市)
38	「第3次大府市環境基本計画」(令和3年3月、大府市)
39	「第3次知多市環境基本計画」(令和5年3月、知多市)
40	「第2次知立市環境基本計画(改定版)」(令和6年3月、知立市)
41	「高浜市環境基本計画」(令和6年3月、高浜市)
42	「阿久比町緑の基本計画」(令和3年3月、阿久比町)
43	「第3次東浦町の環境を守る基本計画」(令和3年3月、東浦町)
44	「おおぶいきものマップ」(大府市HP、令和7年3月閲覧)
45	「はんだ水辺マップ」(半田市HP、令和7年5月閲覧)

(1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況

1) 動物の重要な種の状況

動物の重要な種は、既存資料で生息が確認された種のうち、表 4.1-52 に示す基準で選定した。動物の重要な種のうち、確認された詳細な位置情報を図 4.1-30 に示す。

表 4.1-52 重要な種の選定基準

分類	略称	名称	選定対象項目							カテゴリ	
			哺乳	鳥	両・爬	魚	虫	クモ	貝		底
法規制等	文法	『文化財保護法』(昭和25年 法律第214号) 『愛知県文化財保護条例』 (昭和30年愛知県条例第6号) 『半田市文化財保護条例』 (昭和52年半田市条例第24号) 『碧南市文化財保護条例』 (平成4年碧南市条例第11号) 『刈谷市文化財保護条例』 (昭和53年刈谷市条例第31号) 『安城市文化財保護条例』 (平成7年安城市条例第12号) 『常滑市文化財保護条例』 (昭和51年常滑市条例第22号) 『東海市文化財保護条例』 (昭和44年東海市条例第62号) 『大府市文化財保護条例』 (昭和45年大府市条例第56号) 『知多市文化財保護条例』 (平成17年知多市条例第3号) 『知立市文化財保護条例』 (昭和45年知立市条例第62号) 『高浜市文化財保護条例』 (昭和51年高浜市条例第32号) 『阿久比町文化財保護条例』 (昭和47年阿久比町条例第16号) 『東浦町文化財保護条例』 (昭和53年東浦町条例第12号)									<ul style="list-style-type: none"> ・特天：特別天然記念物 ・天：天然記念物 ・県：愛知県指定 ・市1：半田市指定 ・市2：碧南市指定 ・市3：刈谷市指定 ・市4：安城市指定 ・市5：常滑市指定 ・市6：東海市指定 ・市7：大府市指定 ・市8：知多市指定 ・市9：知立市指定 ・市10：高浜市指定 ・町1：阿久比町指定 ・町2：東浦町指定
	種法	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成4年 法律第75号)	○	○	○	○	○	-	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・国内：国内希少野生動植物 ・国際：国際希少野生動植物
	自条	『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』 (昭和48年 愛知県条例第3号)	-	○	○	○	○	○	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・○：指定希少野生動植物
RDB等	環RL	『環境省レッドリスト2020の公表について』 (令和2年3月、環境省) 『第5次レッドリスト(植物・菌類)の公表について』 (令和7年3月、環境省)	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・EX：絶滅 ・EW：野生絶滅 ・CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 ・CR：絶滅危惧ⅠA類 ・EN：絶滅危惧ⅠB類 ・VU：絶滅危惧Ⅱ類 ・NT：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：絶滅のおそれのある地域個体群
	県RDB 県RL	『レッドデータブックあいち2020』 (令和2年3月、愛知県) 『レッドリストあいち2025』 (令和7年5月、愛知県)	○	○	○	○	○	○	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・EX：絶滅 ・EW：野生絶滅 ・CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 ・CR：絶滅危惧ⅠA類 ・EN：絶滅危惧ⅠB類 ・VU：絶滅危惧Ⅱ類 ・NT：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：地域個体群 ・国：環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種

(a) 哺乳類

調査区域における重要な哺乳類は、表 4.1-53 に示す 3 目 3 科 4 種が確認されている。

表 4.1-53 重要な哺乳類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準			
				文法	種法	環 RL	県 RL
1	ウサギ	ウサギ	ノウサギ				NT
2	ネズミ	ネズミ	ハタネズミ				NT
3			カヤネズミ				VU
4	ネコ	イタチ	アナグマ				NT
合計	3 目	3 科	4 種	0 種	0 種	0 種	4 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

(b) 鳥類

調査区域における重要な鳥類は、表 4.1-54(1)～(3)に示す 16 目 33 科 101 種が確認されている。

表 4.1-54(1) 重要な鳥類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準								
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL				
								越冬	繁殖	通過		
1	キジ	キジ	ウズラ				VU	EN				
2			ヤマドリ					NT	NT			
3	カモ	カモ	ヒシクイ	天然			VU					
4			コクガン	天然				EN				
5			ツクシガモ				VU	VU				
6			オシドリ				DD	NT	VU			
7			トモエガモ				VU	VU				
8			ビロードキンクロ					EN				
9			クロガモ					NT				
10			カワアイサ					NT				
11			カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ					EN		
12					ミミカイツブリ					VU		
13	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内		CR	NT				
14	カツオドリ	ウ	ヒメウ				EN	NT				
15	ペリカン	サギ	サンカノゴイ				EN			EN		
16			ヨシゴイ				NT		CR	CR		
17			ミゾゴイ				VU		VU	NT		
18			ゴイサギ					NT	NT			
19			チュウサギ				NT		NT	NT		
20			クロサギ					EN				
21			カラシラサギ					NT		NT		
22	ツル	クイナ	クイナ					NT				
23			ヒクイナ				NT		VU	NT		
24			バン					NT	VU			
25	カッコウ	カッコウ	ツツドリ						VU	NT		
26			カッコウ						VU	NT		
27	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ				NT		EN	VU		
28	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ					NT	NT			
29	チドリ	チドリ	ケリ				DD	VU	NT			
30			ムナグロ					NT				
31			ダイゼン					LP				
32			イカルチドリ					NT	VU			
33			シロチドリ				VU	VU	EN			
34			メダイチドリ			国際						
35			オオメダイチドリ			国際						
36			ミヤコドリ	ミヤコドリ				NT	NT			
37			セイタカシギ	セイタカシギ				VU	NT	VU		
38			シギ	シギ	ヤマシギ					NT		
39		オオジシギ						NT		EX	VU	
40		オオハシシギ							EN			
41		シベリアオオハシシギ						DD			CR	
42		オグロシギ									EN	
43		オオソリハシシギ							VU		EN	
44		ダイシャクシギ								VU		

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(令和6年10月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

表 4.1-54(2) 重要な鳥類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準							
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL			
								越冬	繁殖	通過	
45	チドリ	シギ	ホウロクシギ		国際		VU			EN	
46			ツルシギ				VU			EN	
47			アカアシシギ				VU			VU	
48			カラフトアオアシシギ		国内		CR			CR	
49			タカブシギ				VU			EN	
50			オバシギ		国際					VU	
51			コオバシギ		国際					VU	
52			ミュビシギ					VU			
53			トウネン							VU	
54			オジロトウネン							VU	
55			ヒバリシギ							CR	
56			ウズラシギ							EN	
57			サルハマシギ		国際						
58			ハマシギ					NT	VU		
59			ヘラシギ		国内		CR			CR	
60			キリアイ							EN	
61			エリマキシギ							CR	
62			タマシギ	タマシギ				VU	EN	EN	
63			ツバメチドリ	ツバメチドリ				VU		CR	EN
64			カモメ	ズグロカモメ				VU	VU		
65				オオセグロカモメ					NT		
66	コアジサシ						VU		EN	VU	
67	ウミスズメ	ウミスズメ				CR					
68	タカ	ミサゴ	ミサゴ				NT		VU		
69		タカ	ハチクマ					NT		VU	
70			オジロワシ	天然	国内・国際		VU				
71			チュウヒ		国内		EN	VU	CR		
72			ハイロチュウヒ						VU		
73			ツミ							NT	
74			ハイタカ					NT	NT		
75			オオタカ					NT	VU	VU	
76			サシバ					VU		EN	NT
77			クマタカ		国内			EN	EN	EN	
78	フクロウ		フクロウ	オオコノハズク					NT	VU	
79		コノハズク					○			CR	VU
80		フクロウ							NT	NT	
81		アオバズク								EN	VU
82		トラフズク							EN		
83		コミミズク							VU		
84	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン						VU	NT	
85		ブッポウソウ	ブッポウソウ				EN		CR	VU	
86	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内		VU	NT	VU		
87	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ				VU				
88		モズ	チゴモズ							CR	
89			アカモズ		国内		EN			CR	
90		ムシクイ	イイジマムシクイ	天然				VU			

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(令和6年10月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

表 4.1-54(3) 重要な鳥類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準						
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL		
								越冬	繁殖	通過
91	スズメ	ヨシキリ	コヨシキリ						EX	CR
92		ミソサザイ	ミソサザイ					NT	VU	
93		ツグミ	クロツグミ						CR	NT
94		ヒタキ	アカハラ						EX	
95			コマドリ						EX	EN
96			コルリ						VU	NT
97			コサメビタキ						NT	NT
98		セキレイ	ビンズイ					VU	EX	
99		ホオジロ	ホオアカ					NT	EX	
100			ノジコ				NT	EX	EN	
101			コジュリン				VU	EN		
合計	16 目	33 科	101 種	5 種	14 種	1 種	48 種	44 種	42 種	40 種

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(令和6年10月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

(c) 両生類

調査区域における重要な両生類は、表 4.1-55 に示す 2 目 3 科 4 種が確認されている。

表 4.1-55 重要な両生類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL
1	有尾	サンショウウオ	ヤマトサンショウウオ		国内		VU	EN
2		イモリ	アカハライモリ			○	NT	※CR, NT
3	無尾	アカガエル	トノサマガエル				NT	
4			ナゴヤダルマガエル				EN	VU
合計	2 目	3 科	4 種	0 種	1 種	1 種	3 種	3 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

注 3) アカハライモリ→渥美種族：CR、中間種族：NT に該当。

(d) 爬虫類

調査区域における重要な爬虫類は、表 4.1-56 に示す 2 目 4 科 5 種が確認されている。

表 4.1-56 重要な爬虫類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ			○	EN	EN
2		イシガメ	ニホンイシガメ				NT	NT
3		スッポン	ニホンスッポン				DD	DD
4	有鱗	ナミヘビ	シロマダラ					DD
5			ヤマカガシ					DD
合計	2 目	4 科	5 種	0 種	0 種	1 種	3 種	5 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

(e) 昆虫類

調査区域における重要な昆虫類は、表 4.1-57(1)～(2)に示す7目39科67種が確認されている。

表 4.1-57(1) 重要な昆虫類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環RL	県RL
1	トンボ	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ				EN	CR
2		イトトンボ	ベニイトトンボ				NT	VU
3			モートンイトトンボ				NT	VU
4			オオイトトンボ					EN
5		サナエトンボ	オグマサナエ				NT	EN
6		トンボ	ベッコウトンボ		国内		CR	CR
7			キトンボ					EN
8			ノシメトンボ					NT
9			マイコアカネ					NT
10			ミヤマアカネ					NT
11			オオキトンボ					EN
12	ゴキブリ	オオゴキブリ	オオゴキブリ					NT
13	バッタ	クツワムシ	タイワンクツワムシ					NT
14		バッタ	ヤマトバッタ					NT
15	カメムシ	アメンボ	オオアメンボ					NT
16			エサキアメンボ				NT	NT
17			ババアメンボ				NT	VU
18		ミズムシ	ミヤケミズムシ				NT	
19		コオイムシ	コオイムシ				NT	
20			タガメ		国内		VU	EN
21		タイコウチ	タイコウチ					NT
22			ヒメタイコウチ					NT
23			ミズカマキリ					NT
24		コバンムシ	コバンムシ		国内		EN	CR
25	チョウ	セセリチョウ	ホソバセセリ					VU
26			ギンイチモンジセセリ				NT	NT
27			ミヤマチャバネセセリ					EN
28		シジミチョウ	ゴマシジミ					CR
29			シルビアシジミ				EN	EX
30		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン				VU	VU
31		シロチョウ	ツマグロキチョウ				EN	NT
32		ヤママユガ	オナガミズアオ				NT	
33		ヤガ	クビグロケンモン				NT	
34		コウチュウ	オサムシ	アオヘリアオゴミムシ				CR
35	キバネキバナガミズギワゴミムシ						VU	VU
36	ツツイキバナガミズギワゴミムシ						NT	EN
37	オオヒョウタンゴミムシ						NT	VU
38	ハンミョウ		ホソハンミョウ				VU	CR
39	ゲンゴロウ		ゲンゴロウ		国内		VU	CR
40			コマルケシゲンゴロウ				NT	
41			キベリマメゲンゴロウ				NT	
42	ミズスマシ		オオミズスマシ				NT	EN
43			ミズスマシ				VU	CR
44	コガシラミズムシ		マダラコガシラミズムシ				VU	NT

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(令和6年10月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

表 4.1-57(2) 重要な昆虫類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL
45	コウチュウ	コツブゲンゴロウ	ムソボシツヤコツブゲンゴロウ				VU	NT
46			キボシチビコツブゲンゴロウ				EN	NT
47		ホソガムシ	ヤマトホソガムシ				NT	EN
48		ガムシ	マルヒラタガムシ				NT	
49			コガムシ				DD	
50			ガムシ				NT	CR
51			シジミガムシ				EN	
52		シデムシ	ヤマトモンシデムシ				NT	CR
53		クワガタムシ	オオクワガタ				VU	CR
54		コガネムシ	ヤマトアオドウガネ					NT
55			ヤマトケシマガグソコガネ					NT
56			クロカナブン					NT
57		タマムシ	クロマダラタマムシ					VU
58		コメツキムシ	アカアシコハナコメツキ					NT
59		ホタル	ハイケボタル					DD
60		ゴミムシダマシ	ヤマトオサムシダマシ					NT
61			ヒメカクスナゴミムシダマシ					EN
62			ハムシ	キオビクビボソハムシ				
63		チビゾウムシ	ヒンチビゾウムシ					NT
64	ハチ	スズメバチ	ヤマトアシナガバチ				DD	
65			キゴシジガバチ					NT
66			クロマルハナバチ				NT	
67			キヌゲハキリバチ					NT
合計	7 目	39 科	67 種	0 種	4 種	0 種	41 種	54 種

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(令和6年10月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

(f)クモ類

調査区域における重要なクモ類は、表 4.1-58 に示す 1 目 7 科 15 種が確認されている。

表 4.1-58 重要なクモ類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL
1	クモ	ジグモ	ワスレナグモ				NT	VU
2		カネコトタテグモ	カネコトタテグモ				NT	VU
3		トタテグモ	キノボリトタテグモ				NT	VU
4			キシノウエトタテグモ				NT	VU
5		コガネグモ	コガネグモ					NT
6			トリノフンダマシ					NT
7			オオトリノフンダマシ					NT
8			シロオビトリノフンダマシ					NT
9			ムツトゲイセキグモ					EN
10			ゲホウグモ					NT
11		コモリグモ	エビチャコモリグモ					EN
12			テジロハリゲコモリグモ					EN
13			ミナミコモリグモ					NT
14		ネコグモ	オビジガバチグモ					NT
15		カニグモ	オビボソカニグモ					VU
合計	1 目	7 科	15 種	0 種	0 種	0 種	4 種	15 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

(g) 貝類

調査区域における重要な貝類は、表 4.1-59 に示す 7 目 16 科 25 種が確認されている。

表 4.1-59 重要な貝類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ				VU	NT
2			オオタニシ				NT	
3		カワニナ	クロダカワニナ				NT	NT
4		ワカウラツボ	カワグチツボ				NT	NT
5		カワザンショウガイ	カワザンショウガイ					DD
6			ムシヤドリカワザンショウ				NT	
7	汎有肺	オカミミガイ	キヌカツギハマシイノミガイ				VU	CR
8		モノアラガイ	モノアラガイ				NT	DD
9		ヒラマキガイ	カワコザラ					DD
10			ヒメヒラマキミズマイマイ					DD
11			ヒラマキミズマイマイ				DD	NT
12			ヒラマキガイモドキ				NT	NT
13	柄眼	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ				NT	NT
14		スナガイ	スナガイ				NT	VU
15		クチミゾガイ	ナニワクチミゾガイ				NT	VU
16		ナンバンマイマイ	クチマガリマイマイ				NT	NT
17	イシガイ	イシガイ	ドブガイ					DD
18			カラスガイ				EN	DD
19			イシガイ					CR
20			マツカサガイ				NT	CR
21	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ				NT	
22			マシジミ				VU	DD
23		マルスダレガイ	ハマグリ				VU	NT
24	ザルガイ	シオサザナミ	オチバガイ				NT	VU
25	異靱帯	オキナガイ	ソトオリガイ					NT
合計	7 目	16 科	25 種	0 種	0 種	0 種	19 種	22 種

注 1) 種名等は「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」(平成 10 年 12 月、環境庁)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

(h) 魚類

調査区域における重要な魚類は、表 4.1-60 に示す 5 目 10 科 17 種が確認されている。

表 4.1-60 重要な魚類

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ				EN	EN
2	コイ	コイ	コイ					DD
3			ヤリタナゴ				NT	CR
4			アブラボテ				NT	DD
5			カワバタモロコ		国内		EN	EN
6			ハス				VU	
7			ゼゼラ				VU	NT
8			スゴモロコ				VU	
9			ドジョウ	ドジョウ				NT
10		トウカイコガタスジシマドジョウ					EN	EN
11		フクドジョウ	ホトケドジョウ				EN	EN
12		キュウリウオ	シラウオ	シラウオ				
13	ダツ	メダカ	ミナミメダカ				VU	VU
14		サヨリ	クルマサヨリ				NT	DD
15	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ				EN	
16		カワアナゴ	カワアナゴ					NT
17		ハゼ	トビハゼ				NT	VU
合計	5 目	10 科	17 種	0 種	1 種	0 種	14 種	14 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

(i)底生生物

調査区域における重要な底生生物は、表 4.1-61 に示す 1 目 1 科 1 種が確認されている。

表 4.1-61 重要な底生生物

番号	目名	科名	種名	重要な種の選定基準				
				文法	種法	自条	環 RL	県 RDB
1	吻蛭	ウオビル科	ヌマエラビル				DD	
合計	1 目		1 種	0 種	0 種	0 種	1 種	0 種

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-52 に示した略称を表記している。

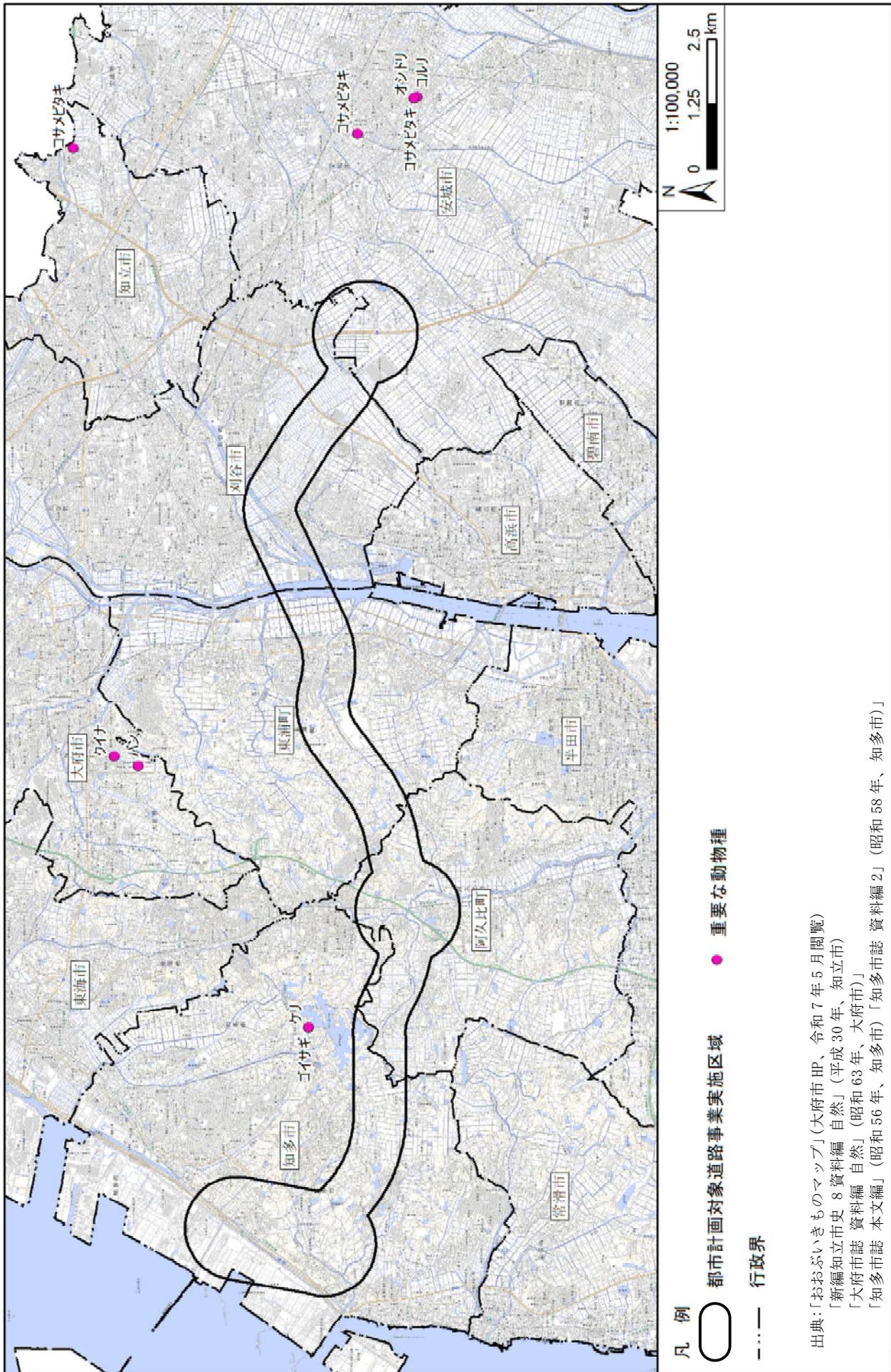


図 4.1-30 重要な動物種の位置図

2) 注目すべき生息地の状況

調査区域における注目すべき生息地は、表 4.1-62(1)～(2)に示す基準で選定した。

表 4.1-62(1) 注目すべき生息地の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
①	『文化財保護法』 (昭和 25 年 法律第 214 号) 『愛知県文化財保護条例』 (昭和 30 年 愛知県条例第 6 号) 『半田市文化財保護条例』 (昭和 52 年 半田市条例第 24 号) 『碧南市文化財保護条例』 (平成 4 年 碧南市条例第 11 号) 『刈谷市文化財保護条例』 (昭和 53 年 刈谷市条例第 31 号) 『安城市文化財保護条例』 (平成 7 年 安城市条例第 12 号) 『常滑市文化財保護条例』 (昭和 51 年 常滑市条例第 22 号) 『東海市文化財保護条例』 (昭和 44 年 東海市条例第 62 号) 『大府市文化財保護条例』 (昭和 45 年 大府市条例第 56 号) 『知多市文化財保護条例』 (平成 17 年 知多市条例第 3 号) 『知立市文化財保護条例』 (昭和 45 年 知立市条例第 62 号) 『高浜市文化財保護条例』 (昭和 51 年 高浜市条例第 32 号) 『阿久比町文化財保護条例』 (昭和 47 年 阿久比町条例第 16 号) 『東浦町文化財保護条例』 (昭和 53 年 東浦町条例第 12 号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 区分 ・ 県：愛知県指定 ・ 市 1：知多市指定 ・ 市 2：常滑市指定 ・ 市 3：東海市指定 ・ 市 4：大府市指定 ・ 市 5：半田市指定 ・ 市 6：高浜市指定 ・ 市 7：刈谷市指定 ・ 市 8：知立市指定 ・ 市 9：碧南市指定 ・ 市 10：安城市指定 ・ 町 1：阿久比町指定 ・ 町 2：東浦町指定
②	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』 (平成 4 年 法律第 75 号) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令』 (平成 5 年 政令第 17 号)	生息：生息地等保護区
③	『特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)』 (昭和 55 年 条約第 28 号)に基づく重要な湿地	基準 1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地

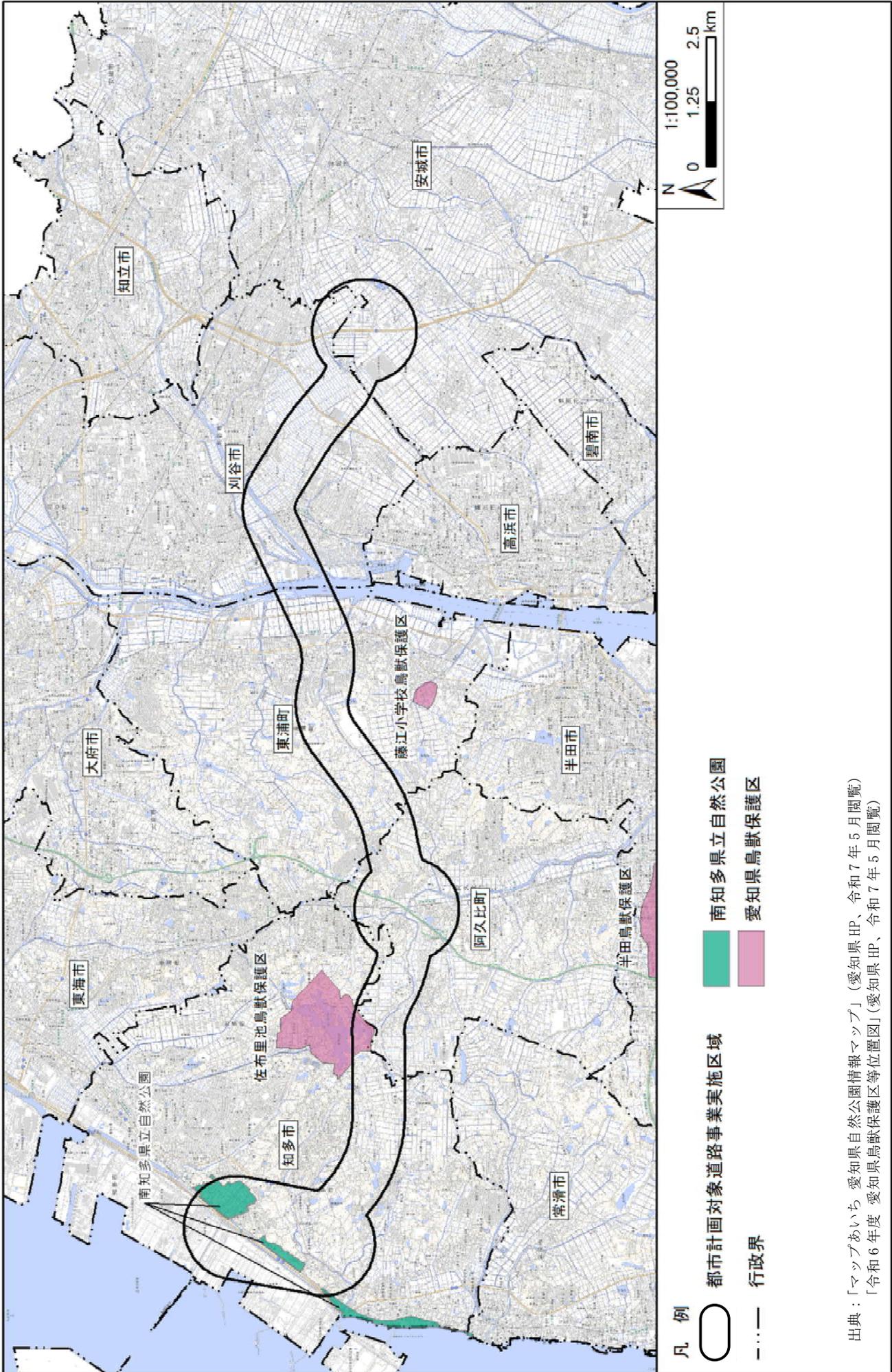
表 4.1-62(2) 注目すべき生息地の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
④	『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)に基づく重要度の高い湿地	基準 1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3: 多様な生物相を有している場合 (ただし、外来種を除く) 基準 4: 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準 5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合
⑤	『希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果について』 (環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)	生息確認 生息推定 一時滞在
⑥	『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』(平成 14 年 法律第 88 号)	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特別: 特別保護地区 特指: 特別保護指定区域
⑦	『重要野鳥生息地(IBA)』 (日本野鳥の会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)	基準 A1: 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 基準 A2: 生息地域限定種(Restricted-range species)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 基準 A3: ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオームに含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 基準 A4 i: 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト 基準 A4 ii: 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト 基準 A4iii: 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 基準 A4iv: 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト
⑧	『生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)』 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 7 年 5 月閲覧)	危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU)に分類された種が生息/生育する 非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種(RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群
⑨	『自然環境保全法』 (昭和 47 年 法律第 85 号) 『愛知県立自然公園条例』 (昭和 43 年 愛知県条例第 7 号) 『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和 48 年 愛知県条例第 3 号)	自然環境保全地域 県立自然公園 愛知県自然環境保全地域
⑩	『平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査 調査報告書 クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ』(環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)	生息確認
⑪	『ガンカモ類の生息調査(令和 4 年度 第 54 回)』(令和 5 年 6 月、環境省)	渡り鳥生息地

調査区域における注目すべき生息地を表 4.1-63 及び図 4.1-31 に示す。調査区域には、南知多県立自然公園、半田鳥獣保護区、佐布里池鳥獣保護区、藤江小学校鳥獣保護区が存在する。なお、いずれの自然公園及び鳥獣保護区においても保護すべき鳥獣として指定されている種はない。

表 4.1-63 注目すべき生息地

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	南知多県立自然公園	知多市	県立自然公園	⑨ 『愛知県立自然公園条例』（昭和43年 愛知県条例第7号）
2	半田鳥獣保護区	半田市	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	⑥ 『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』（平成14年 法律第88号）
3	佐布里池鳥獣保護区	知多市	鳥獣保護区（森林鳥獣）	
4	藤江小学校鳥獣保護区	東浦町	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	



出典：「マップあいち 愛知県自然公園情報マップ」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
 「令和6年度 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

図 4.1-31 注目すべき生息地

(2) 植物の重要な種及び群落の状況

1) 植物の重要な種の状況

調査区域における植物の重要な種は、既存資料により生育が確認された種のうち、表 4.1-64 に示す基準で選定した。植物の重要な種のうち、確認された詳細な位置情報を図 4.1-32 に示す。

表 4.1-64 重要な種の選定基準

分類	略称	名称	カテゴリ
法規制等	文法	『文化財保護法』（昭和 25 年法律第 214 号） 『愛知県文化財保護条例』（昭和 30 年愛知県条例第 6 号） 『半田市文化財保護条例』（昭和 52 年半田市条例第 24 号） 『碧南市文化財保護条例』（平成 4 年碧南市条例第 11 号） 『刈谷市文化財保護条例』（昭和 53 年刈谷市条例第 31 号） 『安城市文化財保護条例』（平成 7 年安城市条例第 12 号） 『常滑市文化財保護条例』（昭和 51 年常滑市条例第 22 号） 『東海市文化財保護条例』（昭和 44 年東海市条例第 62 号） 『大府市文化財保護条例』（昭和 45 年大府市条例第 56 号） 『知多市文化財保護条例』（平成 17 年知多市条例第 3 号） 『知立市文化財保護条例』（昭和 45 年知立市条例第 62 号） 『高浜市文化財保護条例』（昭和 51 年高浜市条例第 32 号） 『阿久比町文化財保護条例』（昭和 47 年阿久比町条例第 16 号） 『東浦町文化財保護条例』（昭和 53 年東浦町条例第 12 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・特天：特別天然記念物 ・天：天然記念物 ・県：愛知県指定 ・市 1：半田市指定 ・市 2：碧南市指定 ・市 3：刈谷市指定 ・市 4：安城市指定 ・市 5：常滑市指定 ・市 6：東海市指定 ・市 7：大府市指定 ・市 8：知多市指定 ・市 9：知立市指定 ・市 10：高浜市指定 ・町 1：阿久比町指定 ・町 2：東浦町指定
	種法	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成 4 年法律第 75 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・国内：特定国内希少野生動植物種
	自条	『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・○：指定希少野生動植物
RDB 等	環 RL	『環境省レッドリスト』（令和 2 年 3 月、環境省） 『第 5 次レッドリスト（植物・菌類）の公表について』（令和 7 年 3 月、環境省）	<ul style="list-style-type: none"> ・EX：絶滅 ・EW：野生絶滅 ・CR+EN：絶滅危惧 I 類 ・CR：絶滅危惧 I A 類 ・EN：絶滅危惧 I B 類 ・VU：絶滅危惧 II 類 ・NT：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：絶滅の恐れのある地域個体群
	県 RDB	『レッドデータブックあいち 2020 植物編』（令和 2 年 3 月、愛知県） 『レッドリストあいち 2025』（令和 7 年 3 月、愛知県）	<ul style="list-style-type: none"> ・EX：絶滅 ・EW：野生絶滅 ・CR+EN：絶滅危惧 I 類 ・CR：絶滅危惧 I A 類 ・EN：絶滅危惧 I B 類 ・VU：絶滅危惧 II 類 ・NT：準絶滅危惧 ・DD：情報不足 ・LP：地域個体群 ・国：環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種

(a) 維管束植物

調査区域における重要な維管束植物は、表 4.1-65(1)～(4)に示す 38 目 73 科 179 種が確認されている。

表 4.1-65(1) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準								
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL				
1	イワヒバ	イワヒバ	イヌカタヒバ				VU					
2	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ				NT	NT				
3	トクサ	トクサ	イヌスギナ					VU				
4	マツバラシ	マツバラシ	マツバラシ				NT	VU				
5	サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ				NT	CR				
6		サンショウモ	アカウキクサ				EN	CR				
7			サンショウモ				NT	EN				
8	ウラボシ	コバノイシカグマ	イシカグマ					NT				
9		メシダ	ウスバシケシダ				VU	VU				
10		チャセンシダ	コタニワタリ					EN				
11			ナンカイヌリトラノオ					VU				
12		オシダ	ヌカイタチシダ					NT				
13		ウラボシ	オオクボシダ					NT				
14	マツ	マツ	トガサワラ				VU					
15	ヒノキ	ヒノキ	ハイネズ					VU				
16			ネズミサシ						NT			
17	スイレン	スイレン	オニバス				VU	CR				
18			コウホネ						EN			
19			ヒメコウホネ					CR	CR			
20	コショウ	ウマノスズクサ	オオバウマノスズクサ					VU				
21	モクレン	モクレン	シデコブシ				NT	VU				
22	クスノキ	クスノキ	ニッケイ				NT					
23	オモダカ	サトイモ	ミヤママムシグサ					EN				
24			ムサシアブミ						DD			
25		チシマゼキショウ	イワショウブ						VU			
26		オモダカ	マルバオモダカ					VU	EN			
27			アギナシ					NT				
28		トチカガミ		スブタ				VU	CR			
29				ヤナギスブタ						NT		
30				トチカガミ					NT	EN		
31				ムサシモ					EN	EN		
32				サガミトリゲモ					NT	VU		
33				イトトリゲモ					NT	NT		
34				トリゲモ					VU			
35				オオトリゲモ							NT	
36				ミズオオバコ						NT		
37				シバナ	シバナ					NT	NT	
38				ヒルムシロ		イトモ				NT	NT	
39						ヒルムシロ						NT
40						リュウノヒゲモ					NT	
41		イトクズモ							VU	CR		
42		カワツルモ	カワツルモ							NT	NT	

注 1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(令和 6 年 10 月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-64 に示した略称を表記している。

表 4.1-65(2) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準						
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL		
43	ヤマノイモ	ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ					NT		
44	タコノキ	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ				NT			
45	クサスギカズラ	ラン	ムギラン				NT			
46			エビネ				NT	NT		
47			キンラン				NT	NT		
48			タシロラン				NT	NT		
49			アキザキヤツシロラン					VU		
50			ミズトンボ				NT	VU		
51			フウラン				NT	EN		
52			サギソウ				NT	VU		
53			ヤマサギソウ				VU	VU		
54			トキシソウ				NT	EN		
55			ヤマトキシソウ					VU		
56			アヤメ	カキツバタ				NT	VU	
57			ツユクサ	ミズアオイ	ミズアオイ				NT	CR
58			イネ	ガマ	ミクリ				NT	EN
59	ナガエミクリ						NT			
60	ホシクサ		クロイヌノヒゲ				NT			
61			シラタマホシクサ				VU	VU		
62	イグサ		イヌイ					CR		
63	カヤツリグサ		イトテンツキ				NT	NT		
64			ミノボロスゲ						VU	
65			スナジスゲ						CR	
66			サツマスゲ						EN	
67			ヤブスゲ						EN	
68			ノグサ						EN	
69			ヒメアオガヤツリ						CR	
70			オオシロガヤツリ						VU	
71			セイタカハリイ						VU	
72			チャボイ					VU		
73			クグテンツキ						VU	
74			ナガボテンツキ						CR	
75			ビロードテンツキ						VU	
76			トネテンツキ					VU	VU	
77			トラノハナヒゲ						CR	
78			オオイヌノハナヒゲ						VU	
79			コシンジュガヤ						VU	
80	イネ		ヒメコヌカグサ				NT			
81			ヒナザサ				NT	VU		
82			ヒメタイヌビエ					EN		
83			ウンヌケ				VU	NT		
84			ウンヌケモドキ				NT	VU		
85			ヨコハマダケ					VU		
86			カモノハシ					VU		
87			ウキシバ					NT		
88			ミカワシンジュガヤ					VU	VU	
89			ハマエノコロ					NT		
90			キンポウゲ	メギ	ヘビノボラズ				NT	
91		キンポウゲ	カザグルマ				NT	EN		

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(令和6年10月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-64 に示した略称を表記している。

表 4.1-65(3) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準					
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL	
92	ユキノシタ	スグリ	ヤブサンザシ					EN	
93		タコノアシ	タコノアシ				NT	NT	
94		アリノトウグサ	タチモ				NT	NT	
95	マメ	マメ	シバハギ					CR	
96			レンリソウ					VU	
97			イヌハギ				NT	VU	
98			オオバクサフジ					NT	
99	バラ	グミ	アリマグミ					VU	
100		クロウメモドキ	ケンボナシ					EN	
101		バラ	ヒロハノカワラサイコ				VU	CR	
102			シロヤマブキ				EN		
103			マメナシ				EN	CR	
104			ミヤマワレモコウ					EN	
105			ブナ	シリブカガシ					VU
106	ブナ	ナラガシワ					EN		
107		カバノキ	サクラバハンノキ				NT		
108	カタバミ	ホルトノキ	ホルトノキ					VU	
109	キントラノオ	ヤナギ	キヌヤナギ					NT	
110		オトギリソウ	アゼオトギリ				EN	EN	
111	フトモモ	ミソハギ	ヒメミソハギ					NT	
112			エゾミソハギ					VU	
113			ミズマツバ				NT		
114			ミズキカシグサ				NT	VU	
115			ヒメビシ				VU	EN	
116			オニビシ					NT	
117			アカバナ	ウスゲチョウジタデ				NT	
118		ムクロジ	ムクロジ	カラコギカエデ					VU
119	アオイ	アオイ	ハマボウ					VU	
120	アブラナ	アブラナ	ミズタガラシ					NT	
121			マルバタネツケバナ					VU	
122			コイヌガラシ				NT		
123	ナデシコ	タデ	サトヤマタデ					NT	
124			ナガバノヤノネグサ					EN	
125			サイコクヌカボ				NT	NT	
126			ナガバノウナギツカミ				NT	NT	
127			コミゾツバ					NT	
128			ヌカボタデ				VU	VU	
129			ホソバイヌタデ				NT	VU	
130			コギシギシ				NT		
131			ノダイオウ				VU	CR	
132			モウセンゴケ	ナガバノイシモチソウ			○	VU	CR
133				シロバナナガバノイシモチソウ			○		CR
134				イシモチソウ				NT	EN
135			ナデシコ	オオヤマフスマ					VU
136			ヒユ	ハマアカザ					VU
137		マルバアカザ						NT	
138	ツツジ	サクラソウ	ノジトラノオ				VU	CR	

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(令和6年10月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表4.1-64に示した略称を表記している。

表 4.1-65(4) 重要な維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準						
				文法	種法	自条	環 RL	県 RL		
139	リンドウ	アカネ	ルリミノキ					NT		
140		リンドウ	イヌセンブリ				NT	NT		
141		キョウチクトウ	スズサイコ				NT			
142	ムラサキ	ムラサキ	スナビキソウ					EN		
143	シソ	オオバコ	オオアブノメ				VU	VU		
144			トウオオバコ						EN	
145			イヌノフグリ					NT		
146			カワヂシャ					NT		
147			シソ	ツルカコソウ					VU	
148				ケブカツルカコソウ						EN
149		シロネ							NT	
150		ミズトラノオ						VU	VU	
151		シマジタムラソウ						VU	NT	
152		ミゾコウジュ							NT	
153		ヒメナミキ							NT	
154		ハエドクソウ		スズメノハコベ					NT	
155		ハマウツボ		ゴマクサ					NT	VU
156				クチナシグサ						NT
157			ミカワシオガマ					VU	EN	
158			ヒキヨモギ						NT	
159	オオヒキヨモギ							NT		
160	タヌキモ	ノタヌキモ					VU	VU		
161		イヌタヌキモ						NT		
162		ミカワタヌキモ						EN		
163		ヒメミミカキグサ						CR		
164		ムラサキミミカキグサ						NT		
165	モチノキ	モチノキ	ナナミノキ					VU		
166	キク	キキョウ	キキョウ					NT		
167		ミツガシワ	ガガブタ					NT		
168			アサザ					NT		
169			キク	ヒメシオン					EN	
170		ムラサキトキンソウ						NT		
171		イズハハコ					NT	VU		
172		ミズギク						NT		
173		カセンソウ						EN		
174		コニガナ						CR		
175		ネコノシタ						NT		
176		ウラギク						NT		
177	オナモミ						VU			
178	セリ	セリ	アシタバ					NT		
179	マツムシソウ	ガマズミ	ハクサンボク					VU		
合計	38 目	73 科	179 種	0 種	0 種	2 種	96 種	153 種		

注1) 種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(令和6年10月、国土技術政策総合研究所)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-64 に示した略称を表記している。

(b) 非維管束植物

調査区域における重要な非維管束植物は、表 4.1-66 に示す 3 目 3 科 4 種が確認されている。

表 4.1-66 重要な非維管束植物

番号	目名	科名	種名	選定基準			
				文法	種法	環 RL	県 RL
1	ミズゴケ	ミズゴケ	オオミズゴケ			NT	NT
2			イボミズゴケ				NT
3	ゼニゴケ	ウキゴケ	イチョウウキゴケ			NT	
4	ウロコゴケ	クサリゴケ	マルバヒメクサリゴケ				VU
合計	3 目	3 科	4 種	0 種	0 種	2 種	3 種

注 1) 種名等は「日本産タイ類・ツノゴケ類チェックリスト」(令和元年、片桐知之・古木達郎)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は、表 4.1-64 に示した略称を表記している。

2) 重要な植物群落の状況

調査区域における重要な植物群落は、表 4.1-67 に示す基準で選定した。重要な植物群落の状況を表 4.1-68 及び図 4.1-33 に示す。

調査区域における重要な植物群落は、大興寺・八幡神社のツブラジイ林、阿久比多賀神社社叢、日長神社社叢等が存在する。

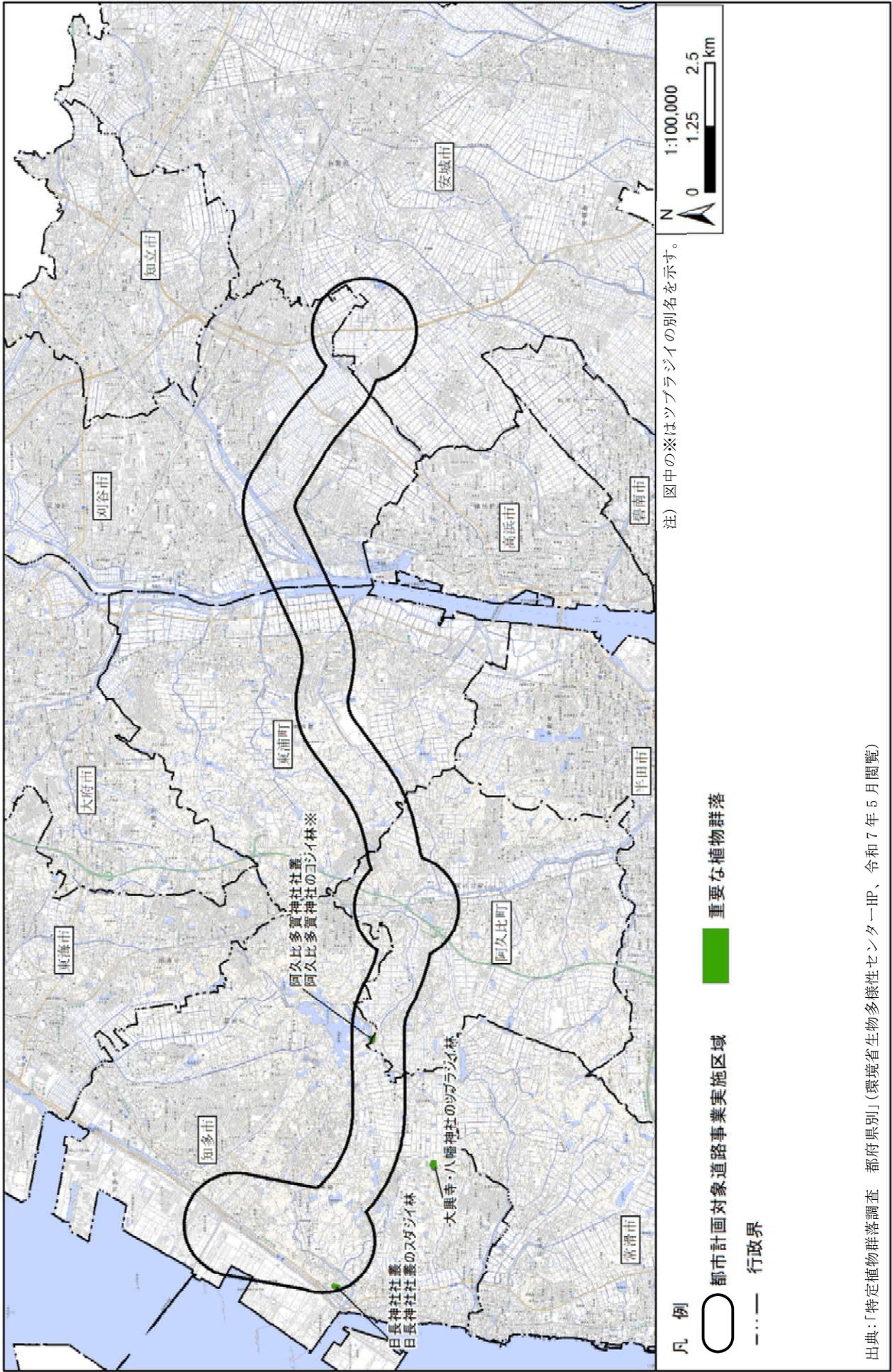
表 4.1-67 重要な植物群落の選定基準

分類	名称	カテゴリ
特定植物群落	『第5回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)』(平成12年、環境省)	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群 C: 比較的ふつうにみられるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地にみられる植物群落又は個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群 H: その他学術上重要な植物群落又は個体群
群落RDB	『植物群落レッドデータブック』(平成8年4月、(財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)	4: 緊急に対策必要(緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する) 3: 対策必要(対策を講じなければ、群落の状態が徐々に悪化する) 2: 破壊の危惧(現在の保護対策は良いが、対策を講じなければ、将来破壊される恐れが大きい) 1: 要注意(当面、新たな保護対策は必要ない)

表 4.1-68 重要な植物群落

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	大興寺・八幡神社のツブラジイ林	知多市	E	特定植物群落
			3	群落RDB
2	日長神社社叢	知多市	A, E	特定植物群落
	日長神社社叢のスタジイ林		3	群落RDB
3	阿久比多賀神社社叢	阿久比町	A, E	特定植物群落
	阿久比多賀神社のコジイ林※		3	群落RDB

注) 表中の※はツブラジイの別名を示す。



出典:「特定植物群落調査 都府県別」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)

図 4.1-33 重要な植物群落位置図

3) 巨樹・巨木林及び指定樹木の状況

調査区域における巨樹・巨木林及び指定樹木（天然記念物）の状況を以下の既存資料により把握した。

「第6回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査、巨樹・巨木林調査）」（平成16年、環境省）による巨樹・巨木林の状況を表4.1-69(1)～(2)及び図4.1-34に、愛知県及び調査対象市町の天然記念物に指定されている樹木等を表4.1-70及び図4.1-35に示す。

調査区域では巨樹・巨木林が71件、愛知県天然記念物が4件、調査対象市町の天然記念物が24件指定されている。

表 4.1-69(1) 調査区域の巨樹・巨木林

番号	市町名	樹種	名称	樹幹(m)	樹高(m)
1	知多市	クスノキ	—	792	25
2		クスノキ	—	343	18
3		クスノキ	—	391	20
4		クスノキ	—	342	20
5		クスノキ	—	342	20
6		ビャクシン	—	365	12
7		クスノキ	—	332	10
8		クスノキ	—	425	16
9		ケヤキ	—	375	15
10	常滑市	クロマツ	—	310	25
11		ケヤキ	—	380	8
12		ビャクシン	—	395	15
13		イチョウ	—	355	19
14		クスノキ	—	310	20
15		イチョウ	—	300	15
16	大府市	クロガネモチ	—	335	25
17		クスノキ	—	396	15
18	東浦町	クスノキ	極楽寺のクス	419	20
19		クスノキ	伊久智神社大グスの森	471	20
20		クスノキ	伊久智神社大グスの森	391	20
21		クスノキ	伊久智神社大グスの森	382	20
22		クスノキ	伊久智神社大グスの森	353	20
23	半田市	エノキ	—	321	11
24	高浜市	クスノキ	—	305	20

出典：「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林 フォローアップ調査報告書」（平成13年、環境省）

「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林 第6回(1999～2005)」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-69(2) 調査区域の巨樹・巨木林

番号	市町名	樹種	名称	樹幹(m)	樹高(m)	
25	刈谷市	ケヤキ	—	300	18	
26		シイノキ※	—	325	12	
27		ムクノキ	—	383	25	
28		イチョウ	—	375	24	
29		クスノキ	—	310	20	
30		クスノキ	—	640	18	
31		クロマツ	—	300	20	
32		シイノキ※	—	260	10	
33		シイノキ※	—	328	12	
34		ツブラジイ	—	332	18	
35		ツブラジイ	—	267	12	
36		スダジイ	—	368	10	
37		ツブラジイ	—	379	15	
38		クロガネモチ	—	388	18	
39		スダジイ	—	367	20	
40		スダジイ	—	393	20	
41		クスノキ	—	350	21	
42		知立市	クロマツ	—	453	23
43			クスノキ	—	340	18
44			ビャクシン	萬福寺のイブキ	301	15
45			クスノキ	—	315	18
46	クスノキ		—	325	18	
47	クスノキ		—	330	18	
48	スダジイ		—	325	9	
49	クロマツ		—	310	28	
50	スダジイ		—	267	9	
51	スダジイ		—	215	10	
52	安城市	クロガネモチ	榎前のクロガネモチ	319	19	
53		クロマツ	永安寺のクロマツ	370	4	
54		イチョウ	堀内の大イチョウ	310	30	
55		クロマツ	箕輪のクロマツ	336	20	
56		ケヤキ	専超寺のケヤキ	316	20	
57		エノキ	東町のエノキ	367	15	
58		イチョウ	西蓮寺のイチョウ	311	25	
59		シイノキ※	信照寺のシイ	517	15	
60		クロマツ	—	301	15	
61		タブノキ	—	345	10	
62		クロガネモチ	—	305	13	
63		クロマツ	—	321	20	
64		クロガネモチ	—	300	20	
65		ツクバネガシ	—	360	13	
66		クロマツ	—	312	23	
67		クロマツ	—	325	18	
68		シイノキ※	—	475	10	
69		シイノキ※	—	425	18	
70		モチノキ	—	475	15	
71		シイノキ※	—	330	7	

注) 表中の※はスダジイ、ツブラジイなどの総称を示す。

出典：「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林 フォローアップ調査報告書」(平成13年、環境省)

「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林 第6回(1999~2005)」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-70 調査区域の指定樹木（天然記念物）

番号	指定区分	市町名	名称	樹種	指定日等	
1	県	知立市	萬福寺のイブキ	ビャクシン	昭和31年5月18日	
2			知立松並木	クロマツ	令和5年8月4日	
3		安城市	永安寺の雲竜の松	クロマツ	昭和60年11月25日	
4		常滑市	常滑市大野町のイブキ	ビャクシン	昭和53年8月4日	
5	市指定	東海市	つぶらじい	ツブラジイ	昭和43年6月30日	
6			大クスノキ	クスノキ	昭和43年6月30日	
7		常滑市	防風林	クロマツ	昭和46年9月21日	
8			大野町のイブキ（北）※	ビャクシン	平成14年3月29日	
9			大野町のイチョウ※	イチョウ	平成14年3月29日	
10		半田市	常福院のソテツ	ソテツ	昭和53年4月1日	
11		知多市	マメナシ（イヌナシ）	イヌナシ	昭和53年3月7日	
12			佐布里梅	ソウリウメ	令和元年10月10日	
13		知立市	総持寺跡大イチョウ	イチョウ	昭和40年1月1日	
14			大ソテツ	ソテツ	昭和44年4月1日	
15			イタビカヅラ	イタビカヅラ	昭和44年4月1日	
16			トネリコ	トネリコ	昭和57年6月10日	
17			安城市	東海道のマツ並木	クロマツ	昭和45年3月16日
18				桜井神社のクロマツ	クロマツ	昭和49年2月13日
19				明法寺のイブキ	ビャクシン	昭和50年3月13日
20				西蓮寺のイチョウ	イチョウ	昭和49年2月13日
21				堀内の大イチョウ	イチョウ	昭和40年11月3日
22				信照寺のシイ	シイノキ※	昭和50年3月13日
23		専超寺のケヤキ		ケヤキ	昭和49年2月13日	
24		刈谷市	クスノキ	クスノキ	昭和33年11月11日	
25		町指定	阿久比町	宮津熱田社の楠	クスノキ	平成11年12月1日
26			東浦町	伊久智神社大楠の森	クスノキ	昭和54年3月
27				極楽寺の楠	ビャクシン	昭和54年3月
28				地藏院のイブキ	クスノキ	平成17年3月

注1) 表中（名称列）の※は詳細な位置が公開されていないため図示していません。

注2) 表中（樹種列）の※はスダジイ、ツブラジイなどの総称を示す。

出典：「愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「愛知県指定文化財の指定について（2022年7月）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「知多市の文化財（令和6年3月1日現在）」（知多市HP、令和7年5月閲覧）

「常滑市 主な国県指定文化財（令和7年4月1日現在）」（常滑市HP、令和7年5月閲覧）

「阿久比町 史跡・天然記念物（令和7年3月31日現在）」（阿久比町HP、令和7年5月閲覧）

「東海市内指定文化財一覧表」（東海市HP、令和7年5月閲覧）

「半田市の文化財（令和6年4月1日現在）」（半田市HP、令和7年5月閲覧）

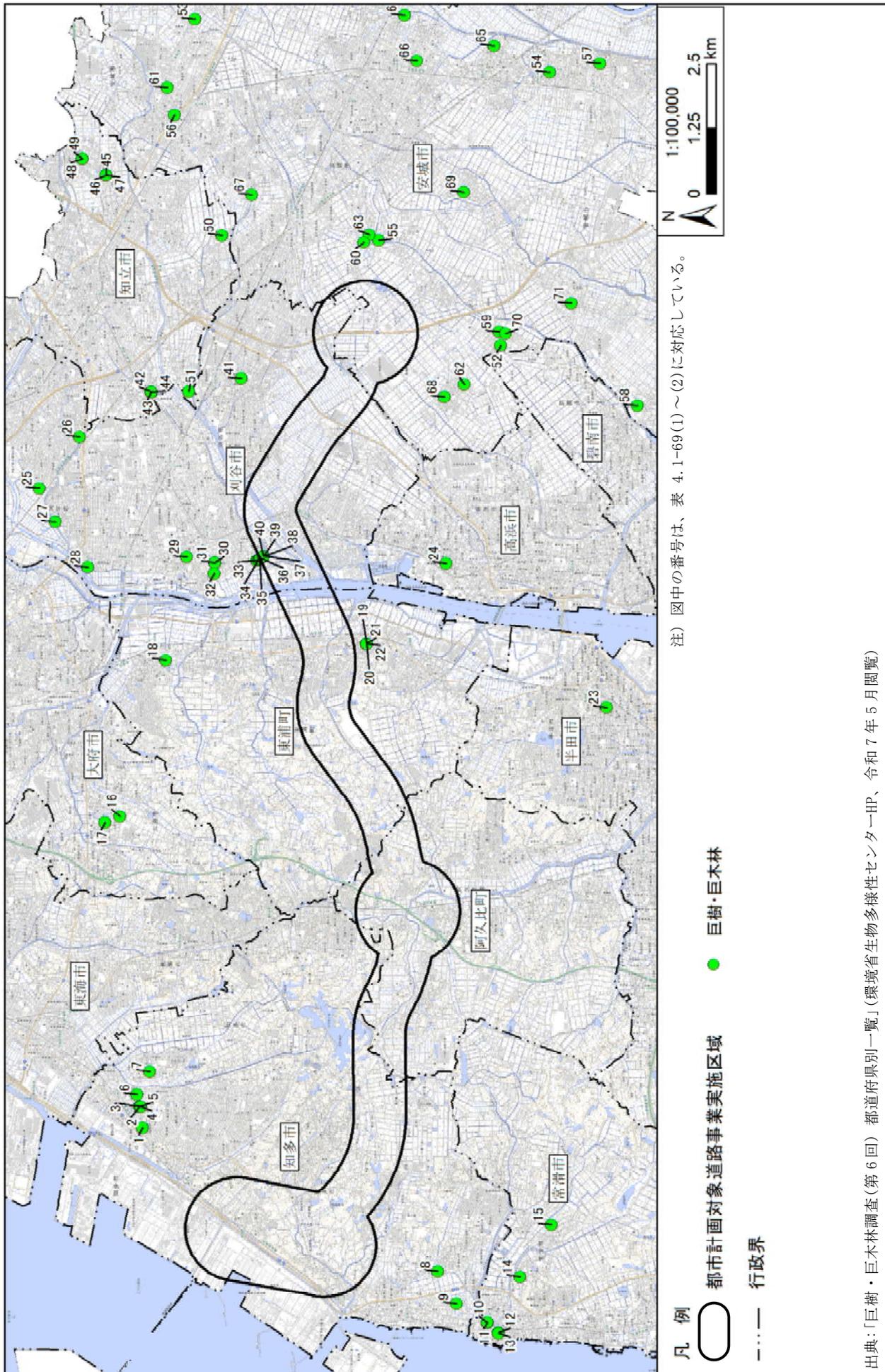
「刈谷市の文化財一覧（市指定）（令和6年2月15日現在）」（刈谷市HP、令和7年5月閲覧）

「知立市内の文化財（令和6年3月6日現在）」（知立市HP、令和7年5月閲覧）

「安城市指定文化財リスト（令和6年4月1日現在）」（安城市HP、令和7年5月閲覧）

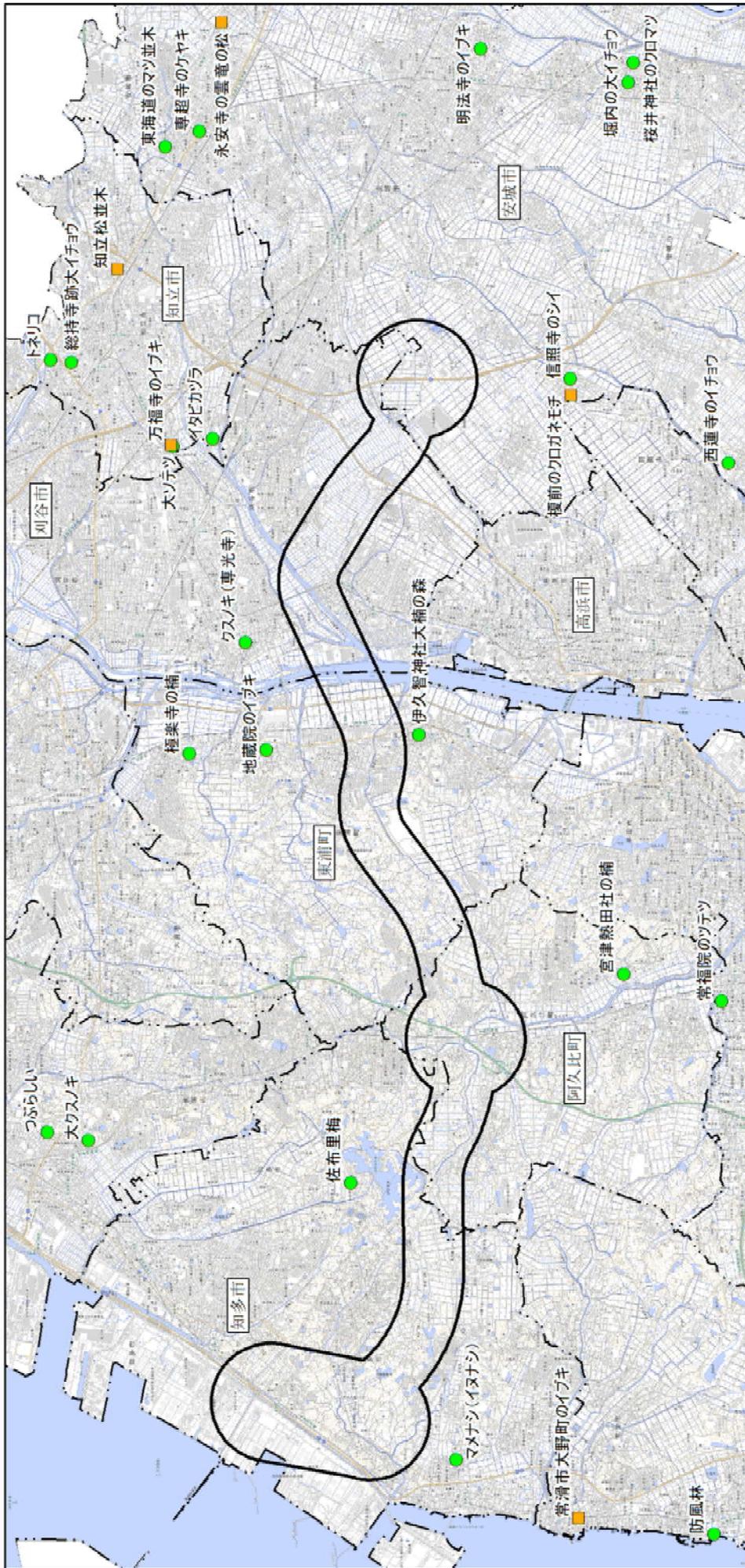
「東浦町 町指定文化財（平成28年9月1日現在）」（東浦町HP、令和7年5月閲覧）

「統計資料「ひがしうらのすがた」令和6年度版」（東浦町HP、令和7年5月閲覧）



出典:「巨樹・巨木林調査(第6回) 都道府県別一覧」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)

図 4.1-34 巨樹・巨木林位置図



凡例



都市計画対象道路事業実施区域

■ 愛知県天然記念物

● 市町天然記念物

行政界

出典：「愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
 「愛知県指定文化財の指定について（2022年7月）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
 「知多市の文化財（令和6年3月1日現在）」（知多市HP、令和7年5月閲覧）
 「常滑市 主な国県指定文化財（令和7年4月1日現在）」（常滑市HP、令和7年5月閲覧）
 「阿久比町 史跡・天然記念物（令和7年3月31日現在）」（阿久比町HP、令和7年5月閲覧）
 「東海市内指定文化財一覧表」（東海市HP、令和7年5月閲覧）
 「半田市の文化財（令和6年4月1日現在）」（半田市HP、令和7年5月閲覧）
 「刈谷市の文化財一覧（市指定）（令和6年2月15日現在）」（刈谷市HP、令和7年5月閲覧）
 「知立市内の文化財（令和6年3月6日現在）」（知立市HP、令和7年5月閲覧）
 「安城市指定文化財リスト（令和6年4月1日現在）」（安城市HP、令和7年5月閲覧）
 「東浦町 町指定文化財（平成28年9月1日現在）」（東浦町HP、令和7年5月閲覧）
 「統計資料「ひがしうらのすがた」 令和6年度版」（東浦町HP、令和7年5月閲覧）

注）一部詳細位置が公開されていないため、図示していない。

図 4.1-35 指定樹木（天然記念物）位置図

4) 植生の状況

植生の状況は、「自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)により把握した。調査区域の現存植生の植生区分を表 4.1-71、現存植生図を図 4.1-36 に示す。

表 4.1-71 現存植生の植生区分

植生区分	番号	群落	植生自然度
ヤブツバキクラス域自然植生	1	カナメモチーコジイ群集※	9
	2	ヤブコウジースダジイ群集	9
	3	ヤナギ高木群落 (V I)	9
	4	ヤナギ低木群落 (V I)	9
ヤブツバキクラス域代償植生	5	シイ・カシ二次林	8
	6	ケネザサーコナラ群集	7
	7	アカメガシワーカラスザンショウ群落	6
	8	ムクノキ群落	7
	9	モチツツジーアカマツ群集	7
	10	ススキ群団	5
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	11	ヨシクラス	10
	12	ツルヨシ群集	10
	13	オギ群集	10
	14	ヒルムシロクラス	10
	15	砂丘植生	10
植林地、耕作地植生	16	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
	17	クロマツ植林	6
	18	ニセアカシア群落	3
	19	その他植林 (常緑広葉樹)	6
	20	竹林	3
	21	ゴルフ場・芝地	4
	22	牧草地	2
	23	路傍・空地雑草群落	4
	24	放棄畑雑草群落	4
	25	果樹園	3
	26	茶畑	3
	27	常緑果樹園	3
	28	畑雑草群落	2
	29	水田雑草群落	2
	30	放棄水田雑草群落	4
その他	31	市街地	1
	32	緑の多い住宅地	2
	33	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
	34	工場地帯	1
	35	造成地	1
	36	開放水域	-
	37	自然裸地	-
	38	残存・植栽樹群地	3

注) 表中の※はツブラジイの別名を示す。

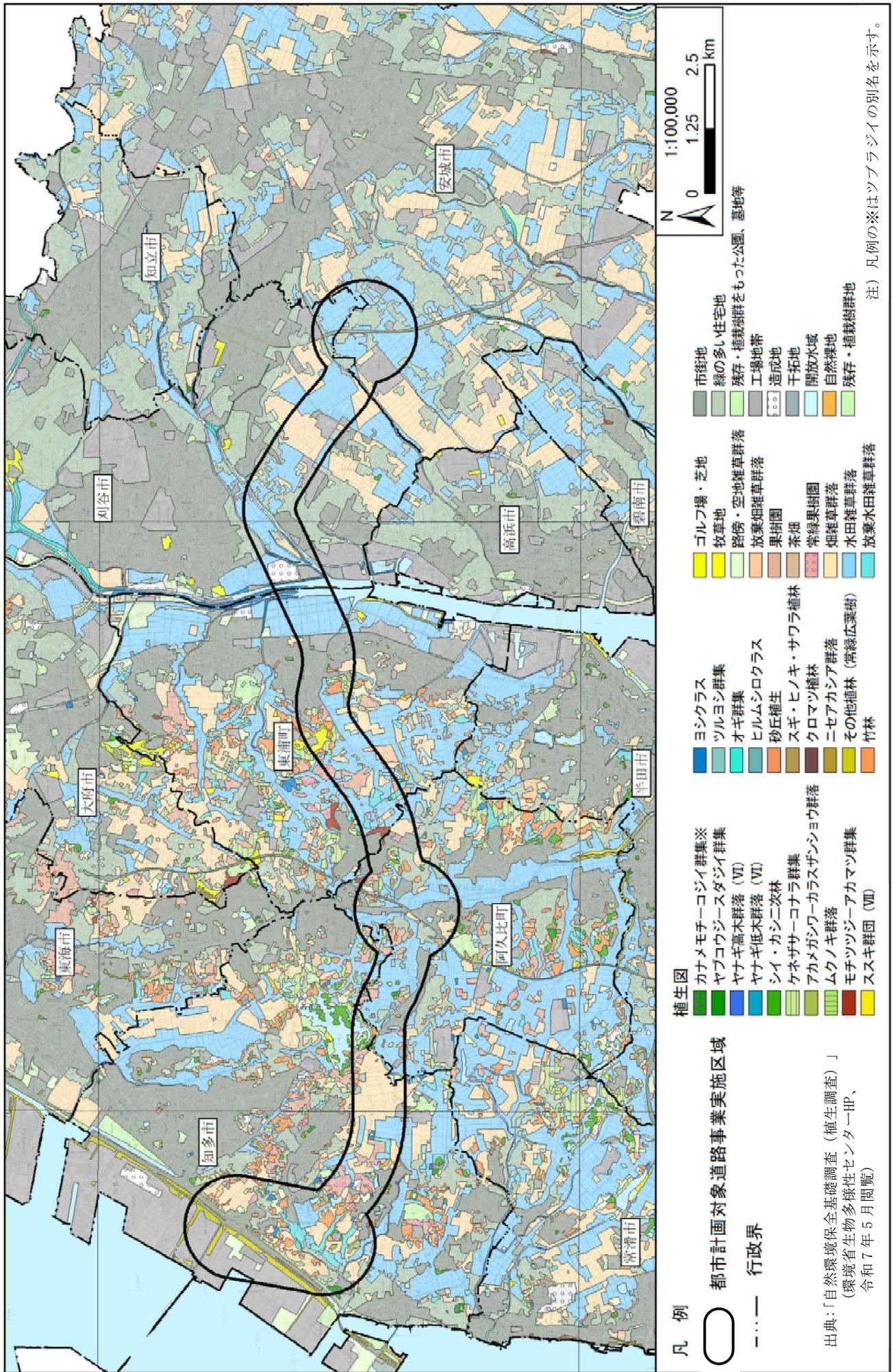


図 4.1-36 植生図

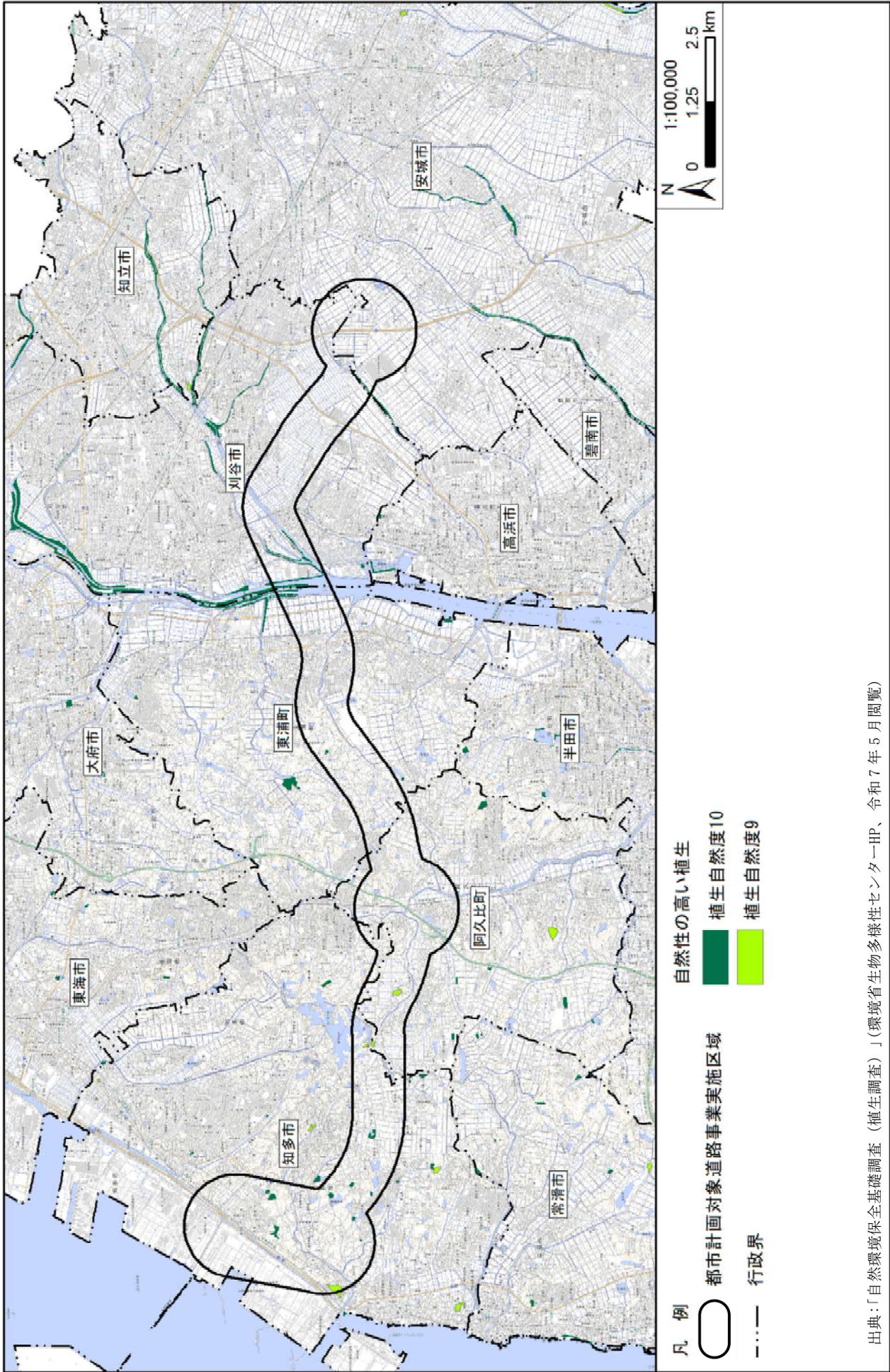
また、自然性の高い植生として、「自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）で作成された植生図（図4.1-36参照）から、表4.1-72に示す区分で植生自然度9及び10に該当する植生を抽出した。植生自然度は、植生に対する人為的影響の度合いにより日本の植生を10の類型に区分している。

自然性の高い植生を図4.1-37に示す。

表 4.1-72 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分内容	区分基準
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林 (自然植生に近いもの)	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原
3	外来種植林、 農耕地(樹園地)	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	外来種草原、農 耕地(水田・畑)	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）



出典：「自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）

図 4.1-37 自然性の高い植生

5) 注目すべき生育地の状況

調査区域における注目すべき生育地は、表 4.1-73 に示す基準で選定した。

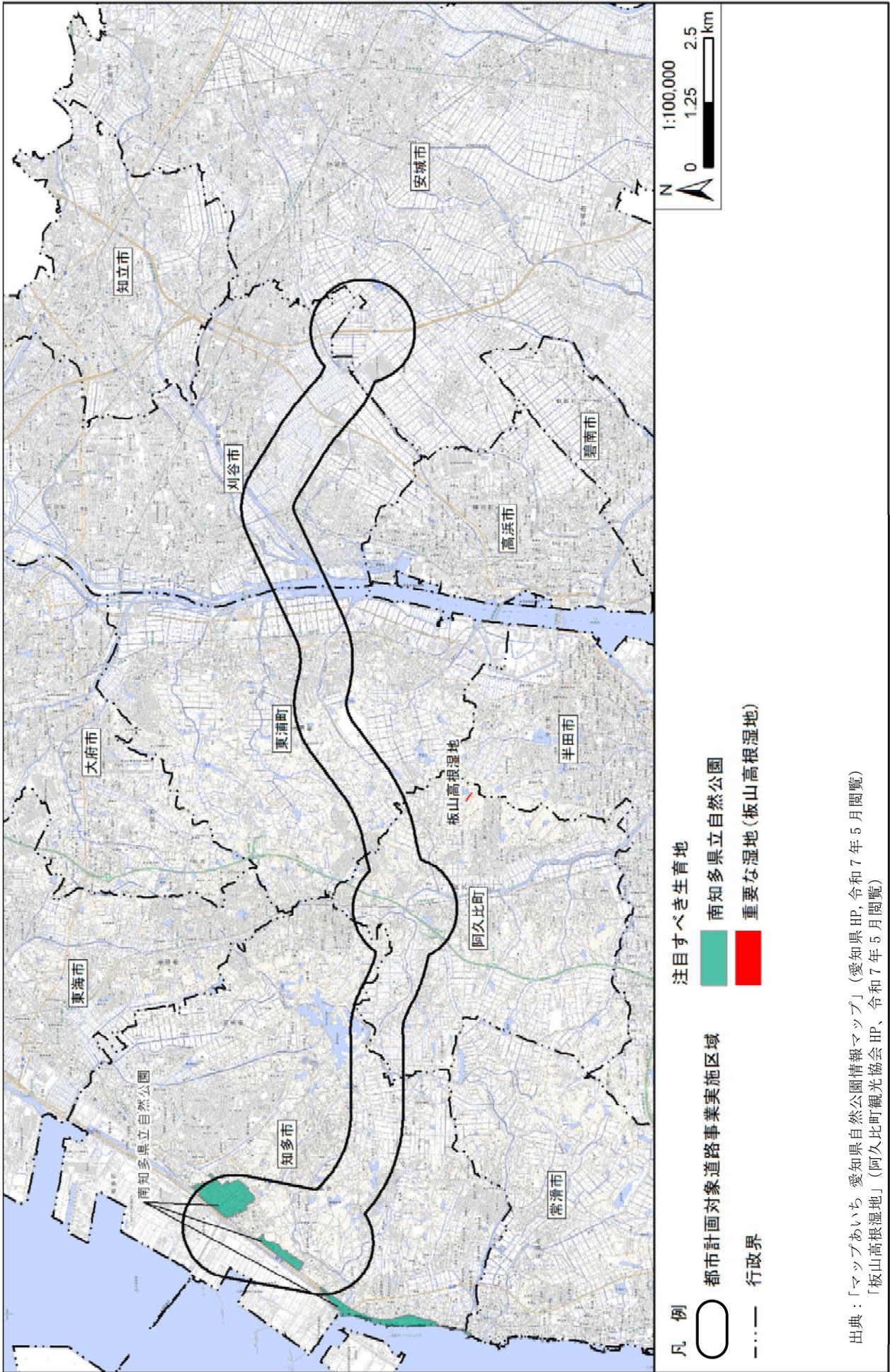
表 4.1-73 注目すべき生育地の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
①	『文化財保護法』(昭和25年 法律第214号) 『愛知県文化財保護条例』(昭和30年 愛知県条例第6号) 『半田市文化財保護条例』(昭和52年 半田市条例第24号) 『碧南市文化財保護条例』(平成4年 碧南市条例第11号) 『刈谷市文化財保護条例』(昭和53年 刈谷市条例第31号) 『安城市文化財保護条例』(平成7年 安城市条例第12号) 『常滑市文化財保護条例』(昭和51年 常滑市条例第22号) 『東海市文化財保護条例』(昭和44年 東海市条例第62号) 『大府市文化財保護条例』(昭和45年 大府市条例第56号) 『知多市文化財保護条例』(平成17年 知多市条例第3号) 『知立市文化財保護条例』(昭和45年 知立市条例第62号) 『高浜市文化財保護条例』(昭和51年 高浜市条例第32号) 『阿久比町文化財保護条例』(昭和47年 阿久比町条例第16号) 『東浦町文化財保護条例』(昭和53年 東浦町条例第12号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県：愛知県指定 市1：知多市指定 市2：常滑市指定 市3：東海市指定 市4：大府市指定 市5：半田市指定 市6：高浜市指定 市7：刈谷市指定 市8：知立市指定 市9：碧南市指定 市10：安城市指定 町1：阿久比町指定 町2：東浦町指定
②	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成4年 法律第75号) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令』(平成5年 政令第17号)	生育：生育地等保護区
③	『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和7年5月閲覧)に基づく重要度の高い湿地	基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ 礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3：多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く) 基準4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合
④	『生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)』 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和7年5月閲覧)	危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU)に分類された種が生息/生育する 非代替性： a) 限られた範囲にのみ分布している種(RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群
⑤	『自然環境保全法』(昭和47年 法律第85号) 『愛知県立自然公園条例』(昭和43年 愛知県条例第7号) 『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和48年 愛知県条例第3号)	自然環境保全地域 県立自然公園 愛知県自然環境保全地域

調査区域における注目すべき生育地を表 4.1-74 及び図 4.1-38 に示す。調査区域には、南知多県立自然公園や、尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群のうち板山高根湿地が存在する。なお、南知多県立自然公園では、採取損傷制限指定植物の指定はない。

表 4.1-74 注目すべき生育地

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	南知多県立自然公園	知多市	県立自然公園	⑤ 『愛知県立自然公園条例』 (昭和 43 年 愛知県条例第 7 号)
2	尾張丘陵・知多半島 地域湧水湿地群 (板山高根湿地)	阿久比町	基準 2 (希少種、固有種等が生育・生息している場合)	③ 『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)



出典：「マップあいち 愛知県自然公園情報マップ」(愛知県HP, 令和7年5月閲覧)
 「板山高根湿地」(阿久比町観光協会HP、令和7年5月閲覧)

図 4.1-38 注目すべき生育地

(3) 生態系の状況

1) 環境類型区分

既存資料の植生区分をもとに自然環境の類型区分を実施し、地域を特徴づける生態系を整理した。地域を特徴づける生態系と植生区分の概要を表 4.1-75、環境類型区分図を図 4.1-39 に示す。

調査区域の環境類型区分は、農地や市街地が広く占めており、西側に森林や草地在している。

なお、環境類型区分の植物相の振分けは、植生自然度を参考に以下のとおり分類した。

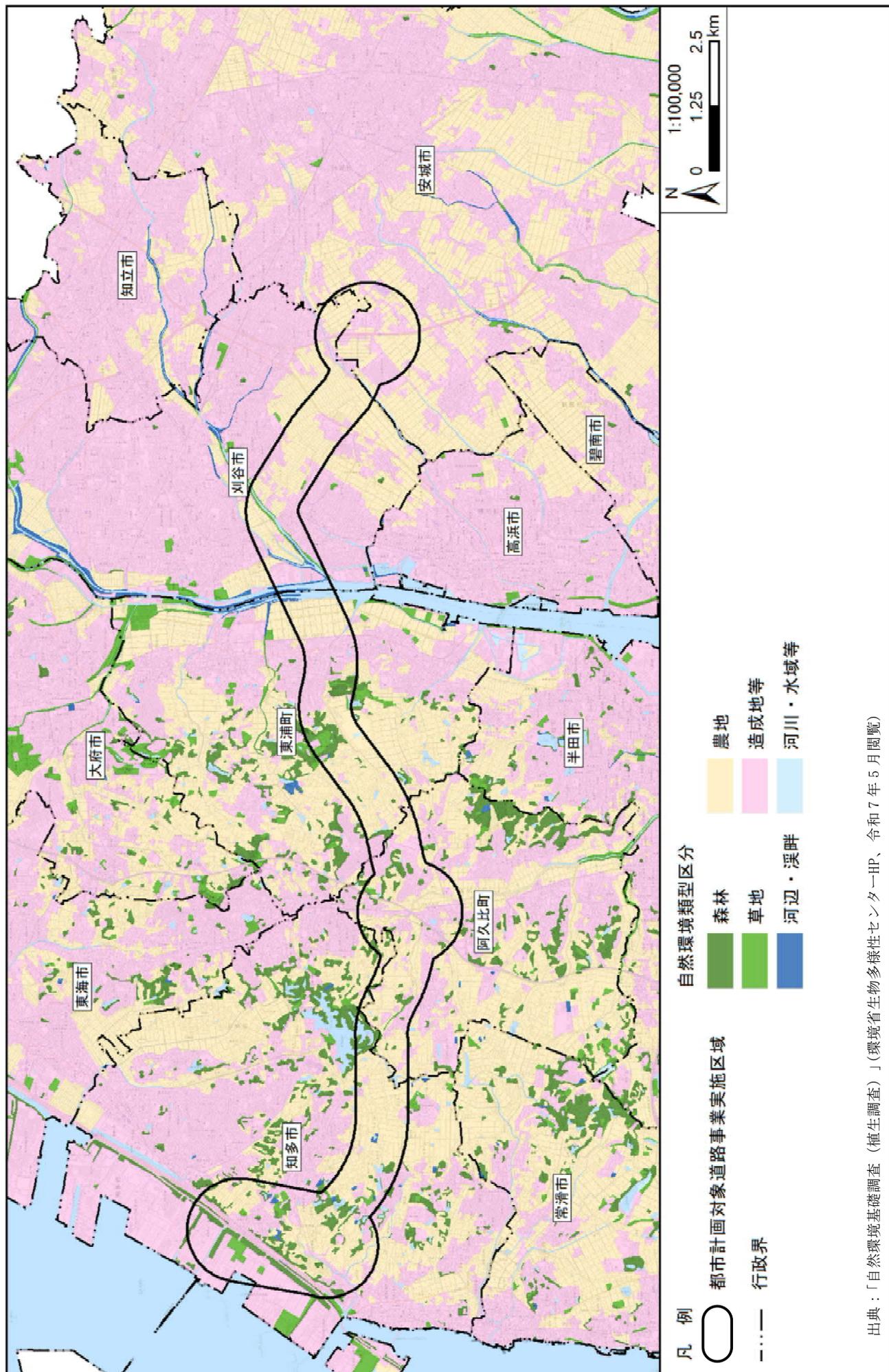
- ・ 森 林：自然林、二次林（自然林に近いもの）、二次林、植林地
- ・ 草 地：自然草原、牧草地、二次草原等
- ・ 河 辺・溪 畔：高層湿原、低層湿原
- ・ 農 地：樹園地、水田・畑
- ・ 造 成 地 等：市街地、造成地等
- ・ 河川・水域等：開放水域

表 4.1-75 地域を特徴づける生態系と植生区分の概要

地域を特徴づける生態系 (環境類型区分)	主な地形	植生区分
森林	丘陵地 台地	カナメモチーコジイ群集※、ヤブコウジースダジイ群集、ヤナギ高木群落(VI)、シイ・カシ二次林、ケネザサーコナラ群集、アカメガシワーカラスザンショウ群落、ムクノキ群落、モチツツジーアカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、ニセアカシア群落、その他植林（常緑広葉樹）、竹林、残存・植栽樹群地
草地	台地 低地	ススキ群団、砂丘植生、ゴルフ場・芝地、牧草地、路傍・空地雑草群落
河辺・溪畔	低地	ヤナギ低木群落(VI)、ヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス
農地	台地 低地	放棄水田雑草群落、果樹園、茶畑、常緑果樹園、放棄畑雑草群落、畑雑草群落、水田雑草群落
造成地等	低地	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、自然裸地
河川・水域等	低地	開放水域

注) 表中の※はツブラジイの別名を示す。

出典：「自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)



出典：「自然環境基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）

図 4.1-39 自然環境類型区分図

2) 生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境

調査区域における生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境は、表 4.1-76 に示す基準で選定した。

表 4.1-76 生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
①	『特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)』(昭和 55 年 条約第 28 号)に基づく重要な湿地	<p>基準 1: 特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地</p> <p>基準 2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地</p> <p>基準 3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地</p> <p>基準 4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地</p> <p>基準 5: 定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地</p> <p>基準 6: 水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1% 以上を定期的に支えている湿地</p> <p>基準 7: 固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地</p> <p>基準 8: 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地</p> <p>基準 9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1% 以上を定期的に支えている湿地</p>
②	『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』(環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)に基づく重要度の高い湿地	<p>基準 1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ 礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>基準 2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>基準 3: 多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)</p> <p>基準 4: 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合</p> <p>基準 5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合</p>
③	『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』(平成 14 年 法律第 88 号) 『令和 6 年度愛知県鳥獣保護区等位置図』(令和 6 年 愛知県)	<p>都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特別: 特別保護地区 特指: 特別保護指定区域</p>
④	『生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)』(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 7 年 5 月閲覧)	<p>危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性:</p> <p>a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR)</p> <p>b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種</p> <p>c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所</p> <p>d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地</p> <p>e) バイオリージョンに限定される種群</p>
⑤	『自然環境保全法』(昭和 47 年 法律第 85 号) 『愛知県立自然公園条例』(昭和 43 年 愛知県条例第 7 号) 『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和 48 年 愛知県条例第 3 号)	<p>自然環境保全地域 県立自然公園 愛知県自然環境保全地域</p>
⑥	『地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律』(令和 6 年 法律第 18 号)	<p>OECM: 保護地区以外で、生物多様性保全に資する地域 自然共生サイト: 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域</p>

調査区域における生態系の保全上重要であって、まとめて存在する自然環境を表 4.1-77 及び図 4.1-40 に示す。

表 4.1-77 生態系の保全上重要であって、まとめて存在する自然環境

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	南知多県立自然公園	知多市	県立自然公園	⑤ 『愛知県立自然公園条例』（昭和 43 年 愛知県条例第 7 号）
2	半田鳥獣保護区	半田市	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	③ 『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』（平成 14 年 法律第 88 号）
3	佐布里池鳥獣保護区	知多市	鳥獣保護区（森林鳥獣）	
4	藤江小学校鳥獣保護区	東浦町	鳥獣保護区（身近な鳥獣）	
5	尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群（板山高根湿地）	阿久比町	基準 2（希少種、固有種等が生育・生息している場合）	② 『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』（環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）
6	知多半島グリーンベルト	知多市	自然共生サイト	⑥ 『地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律』（令和 6 年 法律第 18 号）

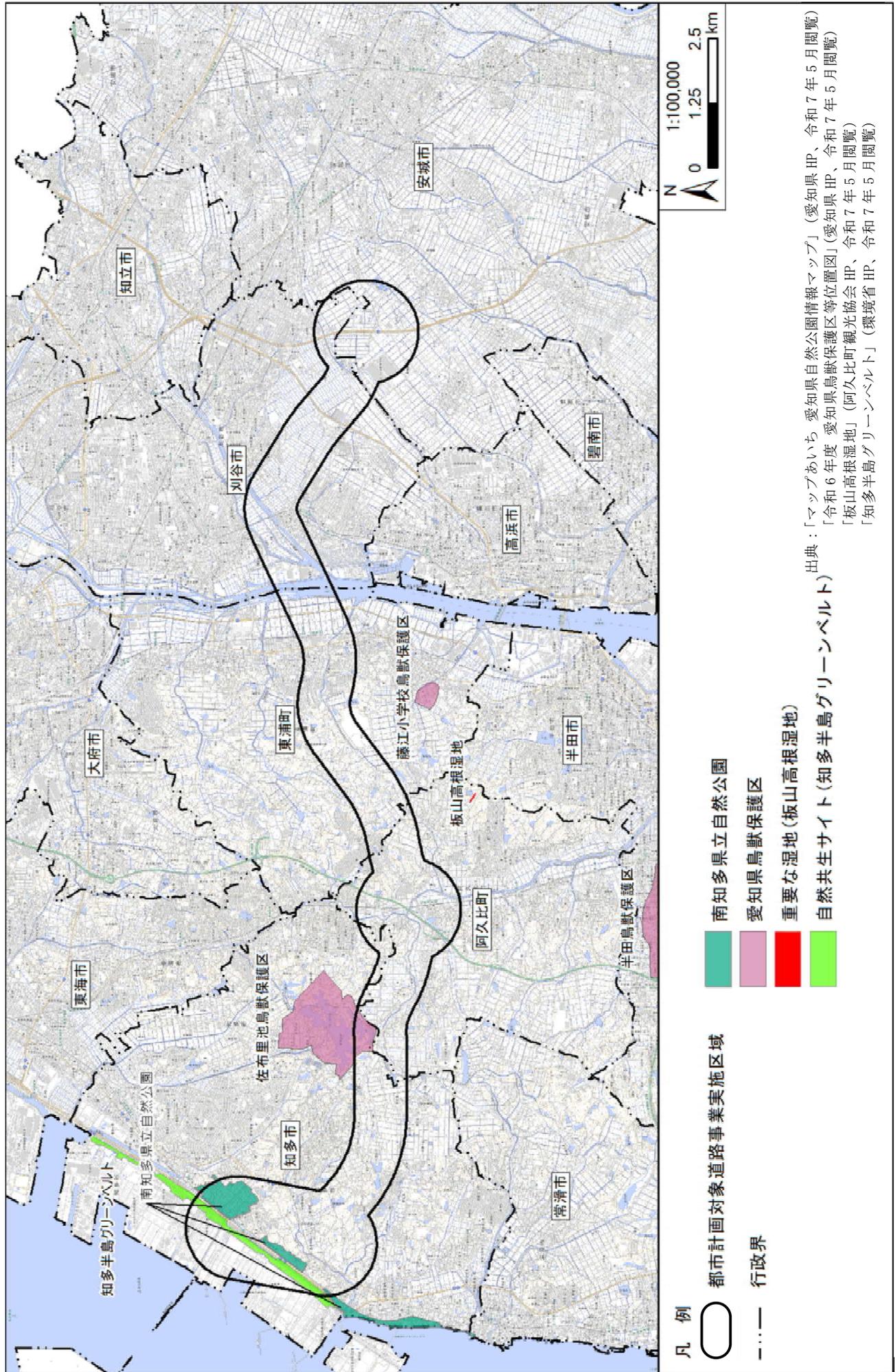


図 4.1-40 生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境

3) 生態系エリア

調査区域における生態系エリアを表 4.1-78 のとおり区分した。また、生態系エリア区分図を図 4.1-41 に示す。

調査区域には、調査区域西側（境川以西）に広がる「丘陵-農耕地・ため池」、調査区域東側（境川以東）に広がる「低地-水田主体」、佐布里池を中心とした「丘陵-佐布里池周辺」、知多半島臨海部に立地する工業地帯に位置する「低地-沿岸グリーンベルト」、境川水系を中心とした「低地-河川沿川」、西之口海岸が広がる「低地-海浜」が分布しており、その他「丘陵-樹木主体」及び「市街地」が市内全域に分布している。生態系エリア区分は計8区分となった。

このうち、各エリアについて注目すべき種を抽出することとした。なお、「低地-沿岸グリーンベルト」及び「市街地」には選定すべき注目種はいないと想定された。

表 4.1-78 生態系エリアの区分の概況

生態系エリア区分	注目種の選定対象
丘陵-樹木主体	○
丘陵-農耕地・ため池	○
丘陵-佐布里池周辺	○
低地-水田主体	○
低地-河川沿川	○
低地-沿岸グリーンベルト	×
低地-海浜	○
市街地	×

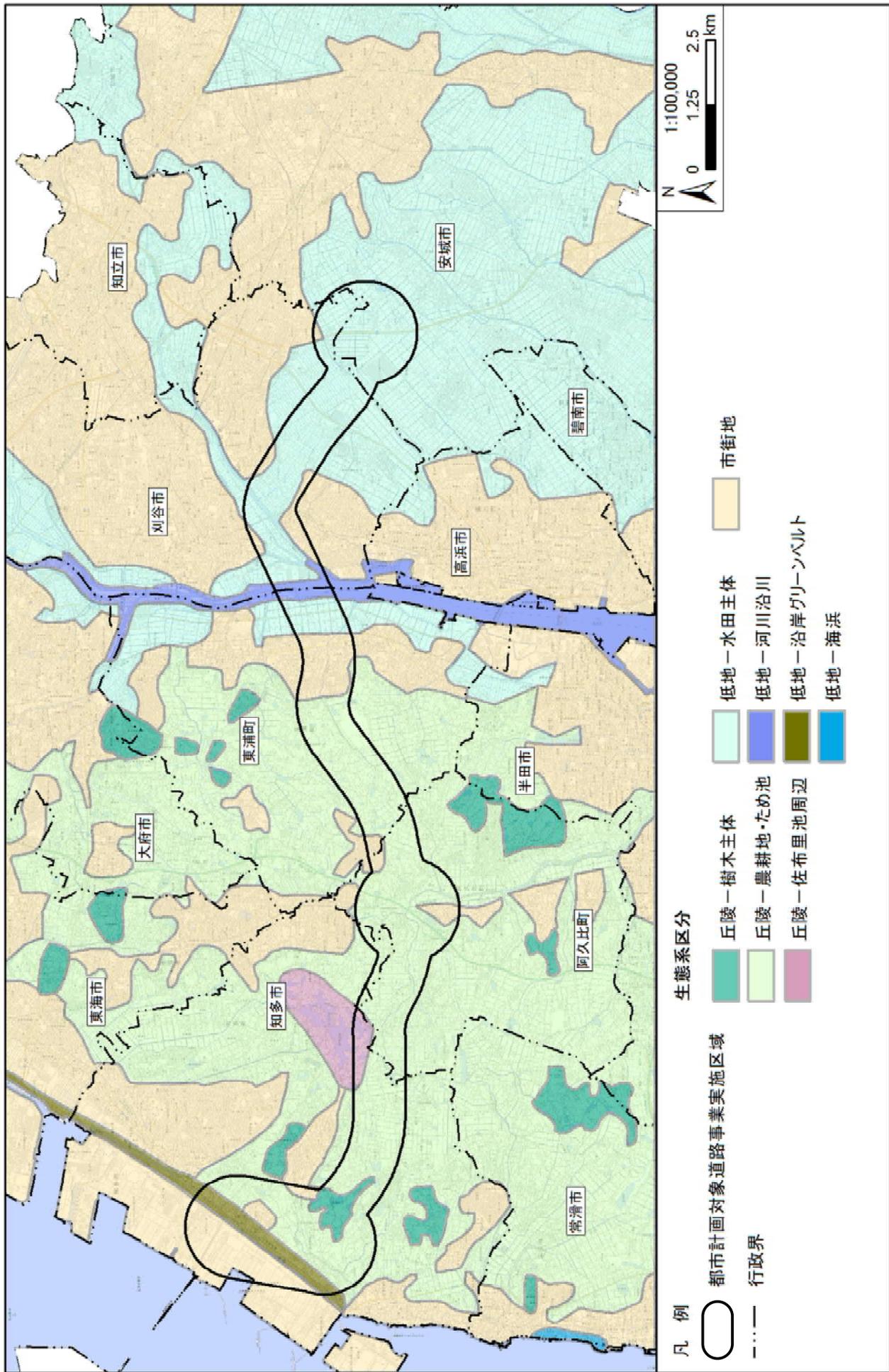


図 4.1-41 生態系エリア区分図

4) 主な動物相、植物相の状況

自然環境の生態系区分を基に、調査区域に生息又は生育が想定される代表的な動植物を表 4.1-79(1) (2) に示す。

表 4.1-79(1) 自然環境の類型区分と生息・生育が想定される動植物

生態系区分	主な生息・生育基盤	主な動物種	主な植物種
丘陵－ 樹林主体	ヤブコウジース ダジイ群集、シ イ・カシ二次 林、モチツツジ －アカマツ群 集、竹林等	アカネズミ、 <u>ホンドタヌキ</u> 、アナグマ、 <u>テン</u> 、 <u>キジバト</u> 、 <u>オオタカ</u> 、 <u>コゲラ</u> 、 <u>ヤマガラ</u> 、 <u>シジュウカラ</u> 、 <u>ヒヨドリ</u> 、 <u>メジロ</u> 、 <u>キビタキ</u> 、 <u>カナヘビ</u> 、 <u>アオダイショウ</u> 、 <u>アズマヒキガエル</u> 、 <u>ニホンアマガエル</u> 、 <u>クロイトトンボ</u> 、 <u>シオカラトンボ</u> 、 <u>オニヤンマ</u> 、 <u>クマゼミ</u> 、 <u>アゲハ</u> 、 <u>モンキアゲハ</u> 、 <u>アオスジアゲハ</u> 、 <u>ヒメジャノメ</u> 、 <u>ショウリョウバッタ</u> 、 <u>アブラゼミ</u> 、 <u>ノコギリクワガタ</u> 、 <u>ヤマトアシナガバチ</u> 、 <u>カネコトタテグモ</u>	ベニシダ、モウソウチク、アラカシ、マンリョウ、フユイチゴ、コ克蘭、ネジキ、アカマツ、モチツツジ、リョウブ、ヤマモモ、クロバイ
丘陵－ ため池・農 耕地	竹林、植栽樹群 地、ヨシクラ ス、ヒルムシロ クラス、果樹 園、茶畑、畑雑 草群落等	<u>コウベモグラ</u> 、 <u>ノウサギ</u> 、 <u>ハタネズミ</u> 、 <u>カヤネズミ</u> 、 <u>タヌキ</u> 、 <u>ホンドキツネ</u> 、 <u>カイツブリ</u> 、 <u>クイナ</u> 、 <u>ヒクイナ</u> 、 <u>バン</u> 、 <u>カルガモ</u> 、 <u>ダイサギ</u> 、 <u>アオサギ</u> 、 <u>キジバト</u> 、 <u>ノスリ</u> 、 <u>カワセミ</u> 、 <u>モズ</u> 、 <u>ツバメ</u> 、 <u>ヒヨドリ</u> 、 <u>ヒバリ</u> 、 <u>ウグイス</u> 、 <u>スズメ</u> 、 <u>カララヒワ</u> 、 <u>ホオジロ</u> 、 <u>イシガメ</u> 、 <u>ミシシippアカミガメ</u> 、 <u>カナヘビ</u> 、 <u>シマヘビ</u> 、 <u>ヤマカガシ</u> 、 <u>トウキョウサンショウウオ</u> 、 <u>アカハライモリ</u> 、 <u>ニホンアマガエル</u> 、 <u>ニホンアカガエル</u> 、 <u>トノサマガエル</u> 、 <u>ナゴヤダルマガエル</u> 、 <u>ウシガエル</u> 、 <u>ヌマガエル</u> 、 <u>ギンブナ</u> 、 <u>オイカワ</u> 、 <u>タモロコ</u> 、 <u>モツゴ</u> 、 <u>ドジョウ</u> 、 <u>ミナミメダカ</u> 、 <u>オオクチバス</u> 、 <u>ブルーギル</u> 、 <u>トウヨシノボリ</u> 、 <u>クロイトトンボ</u> 、 <u>シオカラトンボ</u> 、 <u>オニヤンマ</u> 、 <u>ギンヤンマ</u> 、 <u>ハラビロトンボ</u> 、 <u>コシアキトンボ</u> 、 <u>コオイムシ</u> 、 <u>ヒメタイコウチ</u> 、 <u>クマゼミ</u> 、 <u>アゲハ</u> 、 <u>モンキアゲハ</u> 、 <u>アオスジアゲハ</u> 、 <u>ヒメジャノメ</u> 、 <u>ショウリョウバッタ</u> 、 <u>アブラゼミ</u> 、 <u>ヤマトアシナガバチ</u>	シケシダ、イボタノキ、メダケ、ウメモドキ、ササユリ、ショウジョウバカマ、ノアザミ、キツネノマゴ、 <u>ガガブタ</u> 、 <u>オニバス</u> 、 <u>ヌマガヤ</u>
丘陵－ 佐布里池周 辺	シイ・カシ二次 林、ケネザサー コナラ群集、竹 林、植栽樹群地 等	<u>コウベモグラ</u> 、 <u>アカネズミ</u> 、 <u>ホンドタヌキ</u> 、 <u>アナグマ</u> 、 <u>カイツブリ</u> 、 <u>マガモ</u> 、 <u>カルガモ</u> 、 <u>コガモ</u> 、 <u>ダイサギ</u> 、 <u>アオサギ</u> 、 <u>ミサゴ</u> 、 <u>オオタカ</u> 、 <u>カワセミ</u> 、 <u>コゲラ</u> 、 <u>モズ</u> 、 <u>ヤマガラ</u> 、 <u>シジュウカラ</u> 、 <u>ヒヨドリ</u> 、 <u>ウグイス</u> 、 <u>メジロ</u> 、 <u>キビタキ</u> 、 <u>ホオジロ</u> 、 <u>アオジ</u> 、 <u>ミシシippアカミガメ</u> 、 <u>ヤモリ</u> 、 <u>カナヘビ</u> 、 <u>アオダイショウ</u> 、 <u>ニホンアマガエル</u> 、 <u>ウシガエル</u> 、 <u>ギンブナ</u> 、 <u>タモロコ</u> 、 <u>モツゴ</u> 、 <u>ナマズ</u> 、 <u>オオクチバス</u> 、 <u>ブルーギル</u> 、 <u>トウヨシノボリ</u> 、 <u>シオカラトンボ</u> 、 <u>オニヤンマ</u> 、 <u>ギンヤンマ</u> 、 <u>クマゼミ</u> 、 <u>アゲハ</u> 、 <u>モンキアゲハ</u> 、 <u>アオスジアゲハ</u> 、 <u>ヒメジャノメ</u> 、 <u>ショウリョウバッタ</u> 、 <u>アブラゼミ</u> 、 <u>ノコギリクワガタ</u> 、 <u>ヤマトアシナガバチ</u>	シイ類、カクレミノ、ヒサカキ、ヤブツバキ、コナラ、アベマキ、ヤシャブシ、モウソウチク、ベニシダ

注) 下線は注目すべき種・群集を示す

表 4.1-79 (2) 自然環境の類型区分と生息・生育が想定される動植物

生態系区分	主な生息・生育基盤	主な動物種	主な植物種
低地－水田地帯	竹林、ヨシクラス、畑雑草群落、水田雑草群落、路傍・空地雑草群落等	<u>コウベモグラ</u> 、ハタネズミ、 <u>ホンドタヌキ</u> 、 <u>ホンドキツネ</u> 、イタチ、 <u>ダイサギ</u> 、 <u>アオサギ</u> 、ケリ、 <u>ヒクイナ</u> 、タマシギ、ツバメ、 <u>カルガモ</u> 、モズ、ツバメ、 <u>ヒバリ</u> 、ムクドリ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒロ、 <u>カナヘビ</u> 、シマヘビ、ヤマカガシ、 <u>ニホンアマガエル</u> 、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、ヌマガエル、 <u>ギンブナ</u> 、ドジョウ、ミナミメダカ、クロイトトンボ、 <u>シオカラトンボ</u> 、ギンヤンマ、 <u>アゲハ</u> 、モンキアゲハ、 <u>ショウリョウバッタ</u> 、 <u>アブラゼミ</u> 、コガムシ	シケシダ、スズメノカタビラ、チガヤ、メダケ、ヨシ、セイバンモロコシ
低地－河川沿川	ヨシクラス、ツルヨシ群集、畑雑草群落、水田雑草群落等	<u>コウベモグラ</u> 、カヤネズミ、 <u>ホンドタヌキ</u> 、ヌートリア、イタチ、カワウ、 <u>ミサゴ</u> 、 <u>ダイサギ</u> 、 <u>アオサギ</u> 、キアシシギ、 <u>セイタカシギ</u> 、 <u>ハマシギ</u> 、 <u>マガモ</u> 、 <u>カルガモ</u> 、 <u>コガモ</u> 、 <u>カイツブリ</u> 、カワセミ、 <u>ヒバリ</u> 、ハクセキレイ、アオジ、ミシシippアカミミガメ、スッポン、 <u>カナヘビ</u> 、 <u>ニホンアマガエル</u> 、ウシガエル、ヌマガエル、ニホンウナギ、 <u>ギンブナ</u> 、ボラ、マハゼ、カワアナゴ、クロイトトンボ、 <u>シオカラトンボ</u> 、ギンヤンマ、 <u>ショウリョウバッタ</u> 、 <u>ソトオリガイ</u> 、 <u>カワザンショウガイ</u>	ヨシ、オニグルミ、エノキ、セイタカアワダチソウ、オオブタクサ
低地－近海地域	社叢林、竹林、植栽樹群地、ヨシクラス、畑雑草群落、路傍・空地雑草群落、公園等	<u>コウベモグラ</u> 、 <u>ホンドタヌキ</u> 、キジバト、 <u>ダイサギ</u> 、 <u>アオサギ</u> 、 <u>ミサゴ</u> 、モズ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、ムクドリ、スズメ、ハクセキレイ、ヤモリ、 <u>カナヘビ</u> 、 <u>アオダイショウ</u> 、 <u>ニホンアマガエル</u> 、クロイトトンボ、 <u>シオカラトンボ</u> 、ギンヤンマ、クマゼミ、 <u>アゲハ</u> 、モンキアゲハ、アオスジアゲハ、 <u>ショウリョウバッタ</u> 、 <u>アブラゼミ</u> 、ヤマトアシナガバチ	メダケ、アカメガシワ、マテバシイ、ネズミモチ、トベラ、ウバメガシ、イブキ、キョウチクトウ

注) 下線は注目すべき種・群集を示す

5) 注目すべき種・群集の候補の抽出

調査区域に生息・生育すると想定される動植物のうち上位性、典型性、特殊性の視点から注目される動植物の種または生物群集（以下、「注目種・群集」とします。）を抽出した。

注目種・群集の抽出視点を表 4.1-80 に示す。

自然環境の類型区分に従って選定した注目種・群集を表 4.1-81 に示す。

表 4.1-80 注目種・群集の抽出視点

抽出基準	注目種・群集の抽出視点
上位性	<ul style="list-style-type: none">・生態系の上位に位置する動物が対象・上位性の視点から抽出される指標種・群集の例として、ワシ・タカ等の猛禽類やホンドキツネ、ツキノワグマ等の中・大型哺乳類等があげられる
典型性	<ul style="list-style-type: none">・生態系の特徴を典型的に表す種が対象・調査区域に優占する植物種または植物群落、それらを捕食する動物（一次消費者程度）、個体数が多い動物などが対象
特殊性	<ul style="list-style-type: none">・生態系において特殊な環境であることを示す指標となる種が対象・相対的に分布範囲が狭い環境、または質的に特殊な環境に生息・生育する動植物が対象

表 4.1-81 地域の注目種・群集

区分	分類	名称	分布が想定される生態系区分					
			丘陵－ 樹林主体	丘陵－ ため池・ 農耕地	丘陵－ 佐布里池 周辺	低地－ 水田地帯	低地－ 河川沿川	低地－ 近海地域
上位性	哺乳類	ホンドキツネ		●		●		
		テン	●					
	鳥類	オオタカ	●		●			
		ミサゴ			●		●	●
		ダイサギ		●	●	●	●	●
	アオサギ		●	●	●	●	●	
典型性	哺乳類	コウベモグラ		●	●	●	●	●
		ホンドタヌキ	●	●	●	●	●	●
	鳥類	ヤマガラ	●					
		カルガモ		●	●	●	●	
		カイツブリ		●	●		●	
		ヒバリ		●		●	●	
	両生類	ニホンアマガエル	●	●	●	●	●	●
	爬虫類	ニホンカナヘビ	●	●	●	●	●	●
	魚類	ギンブナ		●	●	●	●	
	昆虫類	アゲハ	●	●	●	●		●
		ヒメジャノメ	●	●	●			
		ショウリョウバッタ	●	●	●	●	●	●
		アブラゼミ	●	●	●	●		●
		シオカラトンボ	●	●	●	●	●	●
		ノコギリクワガタ	●		●			
ハラビロトンボ			●					
	コシアキトンボ		●					
特殊性	干潟の鳥類	セイタカシギ					●	
		ハマシギ					●	
	干潟の貝類	ソトオリガイ					●	
		カワザンショウガイ					●	
	ため池の植物	ガガブタ		●				
		オニバス		●				
	湿地性植物	ヌマガヤ		●				
	ため池の鳥類	バン		●				
ヒクイナ			●		●			

4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

1) 主要な眺望点

調査区域における主要な眺望点の分布状況を表 4.1-82 及び図 4.1-42 に示す。

表 4.1-82 主要な眺望点

番号	市町名	眺望点	概要	選定理由※
1	知多市	七曲公園	子ども広場や展望広場、テニスコート等があり、スポーツや憩いの場として親しまれている。	A
2		知多墓園(旭東公園)	墓地を併設した公園。伊勢湾を望むことができる展望塔や、しょうぶ園、散策路等がある。	A
3		大草公園(大草城跡)	伊勢湾に面した標高 10メートル位の高台にある。天守閣を模した展望台からは伊勢湾を一望できる。	A・C
4		佐布里 緑と花のふれあい公園	佐布里池のほとりに広がる自然や景観を活かした公園。物見やぐらが設置されている。	A・D
5	常滑市	前山ダム公園	雑木林内を通る散策路と展望広場があり、水辺を観察することができる。	A
6		常滑公園	丘陵地に位置し、伊勢湾を一望できる。	A
7		城山公園	展望台からは、伊勢湾や鈴鹿山麓が一望できる。	A・C
8	東海市	中ノ池公園	池周辺をぐるりと囲む散策路や展望台がある。	A
9		加木屋緑地	展望台からは、加木屋町東部の街並みや、あいち健康の森、伊勢湾岸道路などを見る事ができる。天気の良い日には、北東に御嶽山、北アルプスなどが望める。	A
10		知北平和公園 展望台	桜並木の散策路を上がると展望台がある。	A
11	大府市	桃山公園	風車を模した高さ 10m の展望台があり、晴れた日には衣浦湾、御岳山などを望むことができる	A
12		石ヶ瀬川堤防	遠景に吉川熊野神社鎮守の森が見える。春は菜の花や桜が一望できる。	B・C
13	東浦町	三丁公園	いやしの展望広場で、正月には初日の出、夏には花火が見える。	A
14	半田市	矢勝川堤	JR や名鉄のハイキングコースになっている。秋には、矢勝川堤 2km にわたり彼岸花が咲く。	B
15	高浜市	大山緑地	衣浦湾や市街地を見渡せる高台に位置する。	A・C
16	安城市	安祥城址公園	安祥城の跡地である。雅楽器の笙を模したモニュメント笙の塔からは田園風景を眺望することができる。	A・C
17		堀内公園	高さ 35m の観覧車があり、安城市を一望できる。	A

備考)

※「主要な眺望点」は「不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」として以下の理由から選定した。

A：地形図及び地方公共団体等の観光便覧等の資料に展望地、展望台としてあげられているもの

B：キャンプ場、ハイキングコース、自然歩道等の野外レクリエーション地で眺望の良い場所

C：集落周辺の眺望の良い場所、寺社等地域に密接した眺望の良い場所

D：文化財保護法、条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝のうち展望地点

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「安城市観光協会」(安城市観光協会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「Horiuchipark 花とみどりメルヘンの里」(堀内公園 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「常滑市 公園」(常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「東海市 公園」(東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」(東海市観光協会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「知北平和公園組合」(知北平和公園組合 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「知多市観光ガイド」(知多市観光協会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「暮らしの情報ちた 公園」(知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「西三河ぐるっとナビ」(西三河広域観光推進協議会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

「東浦町 公園」(東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

2) 主要な景観資源

調査区域における主要な景観資源の分布状況を表 4.1-83(1)～(3)及び図 4.1-42 に示す。

表 4.1-83(1) 主要な景観資源

番号	市町名	景観資源	概要	選定理由*
1	知多市	雪の降った古い街並	旧道沿いの家は江戸時代からの街並を作っており、雪が降った時の街並は一段と美しい。	b
2		古い街並	江戸時代からの建物が残る岡田の西島は桜の名所でもあり、古い江戸時代の家と華やかな桜の対比が美しい。	b
3		春満開	岡田地区の桜では、一番景観の良い場所。一番美しい桜並木で木の形も立派で花に勢いがある。	b
4	阿久比町	田園風景	阿久比町の中央を南北に走る名鉄電車や阿久比川の両側に広がる田園がのどかで田舎の風景を思わせる。	b
5	大府市	石ヶ瀬川	石ヶ瀬川堤防には、4月に一面に黄色いカラシナのじゅうたんが敷かれる。散策やジョギングに利用される。	b
6		石ヶ瀬川と吉川熊野神社鎮守の森、吉川熊野神社と鎮守の森	四季を通して緑豊かな景観を形成し、周辺の田園とともにのどかな風景。石ヶ瀬川堤防からは、石ヶ瀬川吉川熊野神社鎮守の森が見え、春には菜の花や桜が一望できる。	b
7		大府駅西口ロータリー	手前に駅ロータリー、その奥に続く道。遠景の家並み。	b
8		大府駅西と工場	大府駅の西側は工業地域となっており、緑化整備された工場が建っている。	b
9		神様池全景	天保年間以前から農家の水がめとして大切に利用される。	b
10		神様池と雑木林	農業用水としてたくわえられた水辺が熊野神社の森と一体となって吉田地域の緑の風景を形成している。	b
11		あいち健康の森公園	四季折々の植物を観察でき、青空に映えるメタセコイヤやユリノキ、秋には美しく紅葉する。	b
12		家並みと畑、雑木林	田園都市としてののどかな景色を形成している。ゆるやかな丘陵地形が特徴な地域。	b
13		大倉公園	大正時代には大倉氏の別邸で、威風堂々とした門構えと庭園の美しさが魅力。春には約2,800本のツツジが咲き乱れる。	b
14		七社神社鎮守の森と畑(キャベツ)	おだやかな地形にそって広がる畑と遠くに見る雑木林の眺望。	b
15	桃山公園	高さ約17mのモダンデザインの風車があり、夜はライトアップで一段と華やかな大府のランドマークとなっている。公園に続く坂道の桜並木に風車のモニュメントが映える。	b	
16	東浦町	於大公園	於大公園は、自然の地形を生かした総合公園で、四季折々の花が咲き誇り、良好な景観を有している。また、雪が降った公園も趣深い景観として地域の人々に親しまれている。	b

※「主要な景観資源」は以下の理由から選定した。

a：文化財保護法、条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝

b：地方公共団体の条例で指定されている自然景観資源、市町村要覧・観光関連資料・地方公共団体により選定された景観100選等で記載されている自然景観資源

出典：「文化財ナビ愛知」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-83(2) 主要な景観資源

番号	市町名	景観資源	概要	選定理由※
17	半田市	亀崎の“せこ”	海辺が山に向かって少しせりあがった地形の起伏に沿って、曲がりくねった網の目のような路地と暮らしが残っている。	b
18		童話の里を彩る三百万本の彼岸花	秋には、矢勝川堤2kmにわたり彼岸花が咲き、新美南吉の童話ごんぎつねに描かれたような幻想的な風景が広がる。	b
19		南吉の養家	新美南吉の養家は、のどかな田園風景が広がるこんもりとした森の中にある。近世後期の建築とされる四つ建てで、浅葺き屋根を残し、裏には土蔵がヤマモモの大きな木を挟んで建っている。半田市指定有形文化財に指定されている。	a・b
20		新美南吉記念館	芝生で覆われた波打つような屋根のシルエットは、周囲の地形と連続することで、南吉が童話に描いた知多半島の自然・風景とみごとな調和をみせている。記念館に隣接した「童話の森」には遊歩道があり、南吉文学に描かれた里山の自然の中をのんびりと散策できる。	b
21	高浜市	大山緑地	春には、薄墨桜や約1,000本のソメイヨシノが咲く。桜の開花に合わせてライトアップが行われる。	b
22		高浜市やきもの里かわら美術館	千石船をイメージした幾何学的な屋根の美術館。高浜市のシンボル。	b
23		土管坂	かつて主力商品であった土管を利用した民家の修景。坂の途中には大型土管や土管の土留が残る。	b
24		高平公園（ドラゴンパーク）	地元に伝わる竜の伝説に基づいて作られた公園。竜のモニュメントが、地場産業の三州瓦で製作されている。	b
25		人形小路	県無形文化財「吉浜細工人形」が並ぶ全長約800mの散策路。	b
26		森前公園	海を表現した瓦庭がある。復元「だるま窯」、指定文化財「塩焼瓦窯」が瓦づくりの歩みを物語っている。	b
27		稗田川	稗田川は、高浜市において代表的な河川であり、貴重な河川・水辺空間を形成しています。稗田川沿いは自然の草花や小動物が生息する緑のベルトとなっており、周辺住民から親しまれている水辺スポットとなっています。その豊かな自然の風景を中心に、やきものを取り入れた整備がされています。稗田川沿いの四季を感じ人と生物が共存できる川縁の景観づくりがされています。	b
28	刈谷市	亀城公園	亀城公園は、刈谷城の跡地として、堀跡をいかした整備が施された。春には桜の名所として市内外から多くの人々が訪れ、堀跡の池を取り囲むように咲き誇る桜の風景は壮観。	b
29		葦原で自然がいっぱい	車で一瞬にして通り過ぎてしまう風景が、のんびり歩いたりすると色々な生き物に出会える貴重な場所であると思うのでこのまま残して欲しいです。自然が残っている場所、魚や鳥、いろんな生き物が住む所。葦原のおかげで汚水も浄化されて魚がいっぱいはねて、子どもに触れてもらって環境を考えてもらいたい。近江八幡水郷めぐりみたいになりたいと思います。そして川舟で川遊びが出来たら良いなあー。	b

※「主要な景観資源」は以下の理由から選定した。

a：文化財保護法、条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝

b：地方公共団体の条例で指定されている自然景観資源、市町村要覧・観光関連資料・地方公共団体により選定された景観100選等で記載されている自然景観資源

出典：「文化財ナビ愛知」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-83(3) 主要な景観資源

番号	市町名	景観資源	概要	選定理由※
30	知立市	公園通	歩行者専用道路。彫刻が通りの出入り口におかれ、通りの顔となっている。文化会館～知立駅～リリオホールで文化芸術に触れあえ、地域に溶け込んだ景観。	b
31		弘法山遍照院	「見返り弘法大師」をまつる。毎月旧暦の21日の命日は、300以上の露店が軒を連ね、遠方から大勢の人々で賑わう。	b
32		知立の東海道松並木	歴史を感じる。大名行列が目にかぶ。	a・b
33		野外彫刻プロムナード	彫刻と文化会館、彫刻と田畑風景との四季を通じた美しい景色。夏は青々とした田んぼを背景にした景観、秋は黄金色の稲の背景と作品との融合した景観等、季節により変わる。	b
34	碧南市	西端旧集落の「坂道」「切り通し」「帯状の緑地」	西端の旧集落は、水害を避ける高台部分に密集している。そのため、集落を出入りする道は「坂道」になっており、集落のあちこちに露地が斜面に突き当たって出来た「切り通し」がある。集落を囲む斜面地は「帯状の緑地」として残っており、地形と人の営みが生んだ独特の景観を形成している。	b
35		無我苑	哲学者伊藤証信が、森信三、武者小路実篤、与謝野鉄幹昌子夫妻、藤井達吉らの支援を受けて完成させた。碧南の重要な文化的資源であり、整備された施設や庭園等は市民に親しまれている。	b
36	安城市	デンパーク	自然豊かなデンマークの町並みを再現した総合公園。一年を通して、約3300種30万株もの四季の花々を楽しめる。	b
37		丈山苑	石川丈山が京都一乗寺に建てた詩仙堂を、生誕の和泉町に再現した空間。唐様庭園、回遊式池泉庭園、枯山水庭園を組み合わせた本格的な庭園がある。	b
38		作野四季の道	安城作野土地区画整理事業により、緑道として整備された遊歩道。四季折々の樹木が植えられており、地域住民が四季を感じ取れる道となっている。	b

※「主要な景観資源」は以下の理由から選定した。

a：文化財保護法、条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝

b：地方公共団体の条例で指定されている自然景観資源、市町村要覧・観光関連資料・地方公共団体により選定された景観100選等で記載されている自然景観資源

出典：「文化財ナビ愛知」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

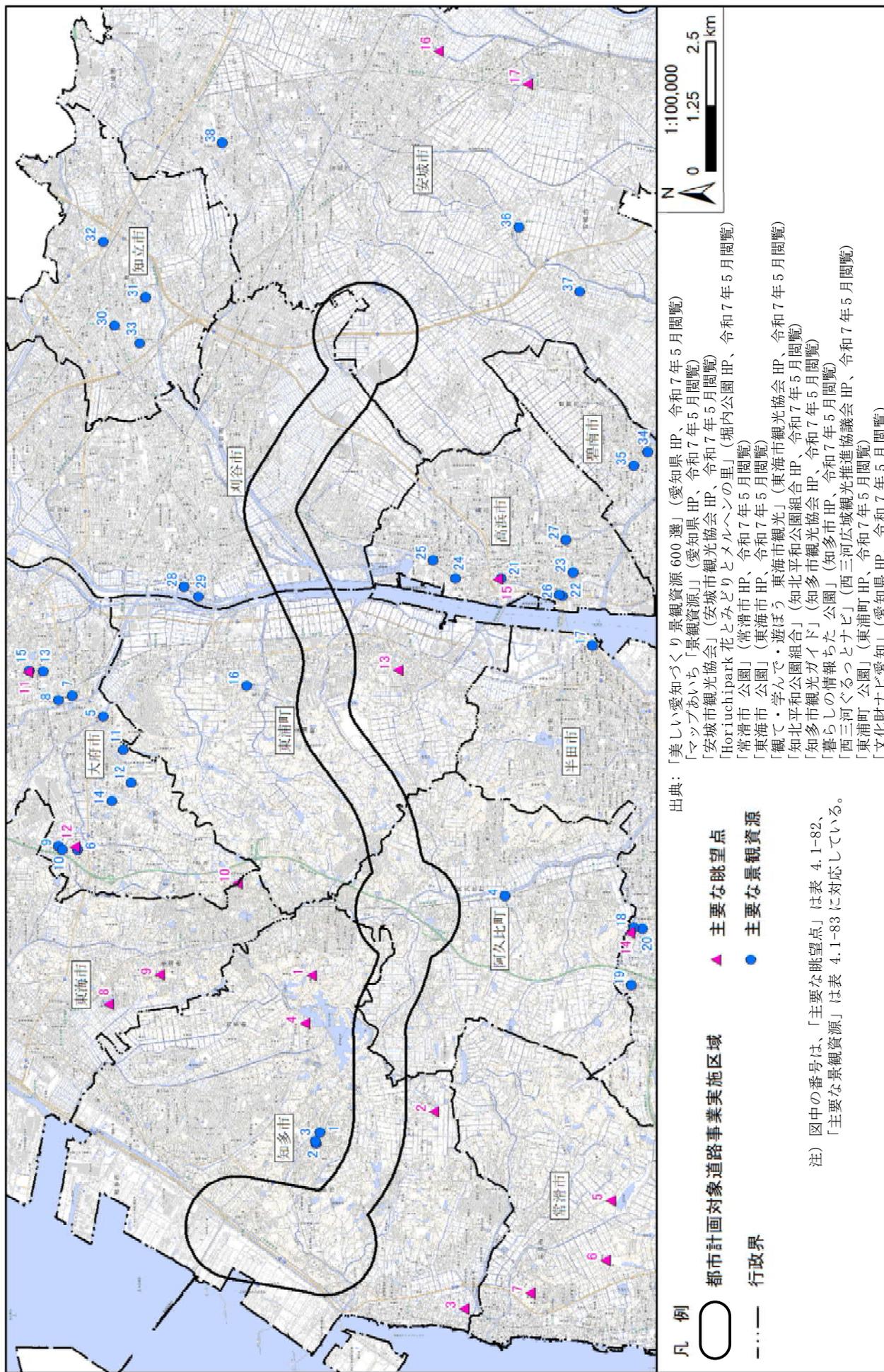


図 4.1-42 主要な眺望点及び主要な景観資源位置図

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況を表 4.1-84(1)～(4)及び図 4.1-43 に示す。

表 4.1-84(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	所在地	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	選定理由※
1	知多市	旭公園	緑地保全ゾーンには広場や竹林等、花と水と緑のゾーンにはしゃくやく園、しょうぶ園、勢鎌池、フジバカマ園があり、フジバカマ園には「アサギマダラ」が飛来することもある。また、バーベキュー場も併設されている。	I・II
2		大草公園(大草城跡)	城跡に作られた公園。公園を一周できる散策路が整備されている。	II・III
3		知多運動公園	野球場、テニスコート、陸上競技場の他、遊歩道もあり、桜並木が見事。	I・II
4		七曲公園	子ども広場や展望広場、テニスコート等があり、スポーツや憩いの場として親しまれている。	I
5		知多墓園(旭東公園)	墓地を併設した公園。公園部は芝生広場やしょうぶ園、散策路等がある。	II
6		佐布里 緑と花のふれあい公園	佐布里池のほとりに広がる自然や景観を活かした公園。春は梅や桜、初夏は藤、秋は紅葉、冬はバードウォッチングが楽しめる。	II・III
7		新舞子マリナーパーク・ブルーサンビーチ	ウミガメの産卵が目撃されたこともある人工の海浜。6月中旬から9月初旬にかけては海水浴場として開放される。海水浴以外にもピクニック広場等があり、年間を通して楽しめる。	I
8		大興寺のヤマボウシ(四季桜)	大興寺前の落田川沿いには、約100本のヤマボウシが植えられている。春と秋の2回花を咲かせる四季桜が約500本植えられて、秋には「四季桜まつり」が開催される。	II・III
9		日長神社(紅葉谷)	知多半島でも有数の紅葉の名所『紅葉谷』があり、例年11月下旬から12月にかけて見頃を迎え、同時期に行われる紅葉まつりでは多くの人で賑わいをみせる。	II・III
10		佐布里パークロード	「梅香るたんぼ道 いつか来たふるさと佐布里」をテーマにした約3kmの散策路。約2,500本のつつじや桜並木など、色彩豊かな四季の風景が楽しめる。季節感あふれる樹木、花木、草花を楽しむことができ、ハイキングにも利用される。	I・II
11	常滑市	前山ダム公園	愛知県の水環境整備事業により整備された公園。水辺の自然環境を生かした交流広場、展望広場、親水広場がある。	II, III
12		常滑公園	南側には樹林地やため池がある。自然豊かな環境のもと、体育館では各種スポーツの練習や競技会が盛んに行われている。	I
13		城山公園	城山公園の展望台からは、伊勢湾や鈴鹿山麓が一望でき、海や山の表情から季節の移り変わりを感じ取ることができる。	III
14		大野海水浴場	砂浜のきれいな海水浴場。夕陽のビュースポットとしても知られており、鈴鹿山脈に沈む綺麗な夕日を見ることが出来る。	I

※「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」は以下の理由から選定した。

I：釣り場、キャンプ場、鎮守の森、遊歩道等のいわゆるレクリエーション施設

II：花見、紅葉狩り、散策、森林浴、釣り、水遊びなど、自然との触れ合いの場

III：住民の日常的な憩いの場となっている自然空間

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「美しい愛知づくり景観資源600選」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「Horiuchipark 花とみどりとメルヘンの里」(堀内公園 HP、令和7年5月閲覧)

「安城市観光協会」(安城市観光協会 HP、令和7年5月閲覧)

「常滑市 公園」(常滑市 HP、令和7年5月閲覧)

「東海市 公園」(東海市 HP、令和7年5月閲覧)

「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」(東海市観光協会 HP、令和7年5月閲覧)

「知北平和公園組合」(知北平和公園 HP、令和7年5月閲覧)

「知多市観光ガイド」(知多市 HP、令和7年5月閲覧)

「知多市 暮らしの情報ちた 公園」(知多市観光協会 HP、令和7年5月閲覧)

「東浦町 公園」(東浦町 HP、令和7年5月閲覧)

「西三河ぐるっとナビ」(西三河広域観光推進協議会 HP、令和7年5月閲覧)

「愛知県 知多半島サイクリングロード」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「豊田安城サイクリングロードの概要」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「豊田安城サイクリングロード(安城編)」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「安城市全域自転車マップ」(安城市 HP、令和7年5月閲覧)

「かりや自転車マップ」(刈谷市 HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-84(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	所在地	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	選定理由※
15	阿久比町	花かつみ園	家康の母・於大の方が坂部城で「花かつみ」を「勝つ」という言葉に心をこめて仏前に捧げたという幻の花。約2,500株の「花かつみ」が毎年6月中旬に見頃を迎える。	Ⅱ・Ⅲ
16		ふれあいの森	広々とした緑あふれる丘陵地で、四季折々の自然とふれあえる。ホテル養殖場や広場、デイキャンプ場等の施設が整備されています。	Ⅰ
17	東海市	中ノ池公園	池周辺をぐるりと囲む散策路は、春には桜並木が美しく、夏には緑が生い茂り、散歩やジョギングには絶好の場所。	Ⅱ
18		加木屋緑地	水辺の生物を観察できる水辺の森ゾーン、御雉子山の斜面を散策できる散策の森ゾーン、郷土の森再生を行っているみはらしの森ゾーン、里山の自然を保全している成長の森ゾーンがある。	Ⅰ
19		知北平和公園	花木園等があり、約100種の樹木が植栽されている。春は桜、秋は紅葉、ツツジを楽しむことができる。	Ⅰ
20		上野台公園	太鼓橋のかかる日本情緒あふれる山田池には、カキツバタ園やアジサイ園があり、毎年5月にはカキツバタ、6月にはアジサイが見られる。また他にも日本庭園・多目的広場・テニスコート・児童遊園・インディアンコーナーなど多目的に利用できる公園。	Ⅰ・Ⅱ
21		元浜公園	水をテーマとした公園で、芝生広場やバラ園などがある。また、屋外ステージも併設しており、コンサート等も開かれている。	Ⅱ
22		加木屋南公園	公園にはハナミズキが咲き、加木屋大池を囲むように散策路が整備されており、池では釣りや水鳥の観察などをすることができる。	Ⅰ・Ⅱ
23		どんでん広場	太田川駅東側に位置し、都市公園コンクール設計部門（小規模）国土交通大臣賞を受賞した公園。木々に囲まれた50m歩道や芝生広場、ベンチがあり、週末を中心に様々なイベントが開催されており、にぎわい溢れる広場。	Ⅱ
24	大府市	桃山公園	3万本もの桃の木が植えられたことから「桃山」の名がついた。桜の名所としても知られる。	Ⅱ・Ⅲ
25		あいち健康の森公園	四季折々の植物を観察でき、青空に映えるメタセコイヤやユリノキ、秋には美しく紅葉する。	Ⅱ・Ⅲ
26		石ヶ瀬川	石ヶ瀬川堤防には、4月に一面に黄色いカラシナのじゅうたんが敷かれる。散歩やジョギングに利用される。	Ⅱ
27		吉川熊野神社と鎮守の森	森が四季を通して緑豊かな景観を形成し、手前に広がる田園とともにのどかな風景が広がる。春先は桜が景色に彩をそえて一層美しい景色が広がる。	Ⅱ・Ⅲ
28		大倉公園	大正時代には大倉氏の別邸で、威風堂々とした門構えと庭園の美しさが魅力。春には約2,800本のツツジが咲き乱れる。	Ⅱ・Ⅲ
29		神様池	天保年間以前の昔から「神池」と呼ばれ、農家の水がめとして大切に利用されてきた。現在はカキツバタなどが見られる憩いの場として利用されている。	Ⅱ
30		東浦町	於大公園	自然の地形を生かした総合公園で、四季折々の花が咲き誇る。
31	三丁公園		自然の地形を生かした地区公園で、天然の芝生広場や保存竹林、水遊び広場等がある。	Ⅱ
32	半田市	矢勝川	矢勝川南側堤は新美南吉記念館へと至る道のりが人気のウォーキングコース、北側堤はサイクリングロードとして整備されている。	Ⅱ

※「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」は以下の理由から選定した。
Ⅰ：釣り場、キャンプ場、鎮守の森、遊歩道等のいわゆるレクリエーション施設
Ⅱ：花見、紅葉狩り、散歩、森林浴、釣り、水遊びなど、自然との触れ合いの場
Ⅲ：住民の日常的な憩いの場となっている自然空間

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
「Horiuchipark 花とみどりとメルヘンの里」（堀内公園HP、令和7年5月閲覧）
「安城市観光協会」（安城市観光協会HP、令和7年5月閲覧）
「常滑市公園」（常滑市HP、令和7年5月閲覧）
「東海市公園」（東海市HP、令和7年5月閲覧）
「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」（東海市観光協会HP、令和7年5月閲覧）
「知北平和公園組合」（知北平和公園HP、令和7年5月閲覧）
「知多市観光ガイド」（知多市HP、令和7年5月閲覧）
「知多市暮らしの情報ちた公園」（知多市観光協会HP、令和7年5月閲覧）
「東浦町公園」（東浦町HP、令和7年5月閲覧）
「西三河ぐるっとナビ」（西三河広域観光推進協議会HP、令和7年5月閲覧）
「愛知県 知多半島サイクリングロード」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
「豊田安城サイクリングロードの概要」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
「豊田安城サイクリングロード（安城編）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
「安城市全域自転車マップ」（安城市HP、令和7年5月閲覧）
「かりや自転車マップ」（刈谷市HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-84(3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	所在地	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	選定理由※
33	高浜市	大山緑地	春は「千本桜」として知られている約1,000本ものソメイヨシノが咲き乱れる。	Ⅱ・Ⅲ
34		高平公園（ドラゴンパーク）	地元には伝わる竜の伝説に基づいて作られた公園である。竜のモニュメントを地場産業の三州瓦で製作しており、伝統の美しさを感じられる風景が広がる。	Ⅲ
35		森前公園	やきものの魅力をより引き出し、市民の憩いの場となっている。公園内には陶芸作家による「水の生き物」をあしらった瓦が埋め込まれている。	Ⅲ
36		鬼みち	飾り瓦や鬼瓦を見て歩きながら、やきものの里・高浜の文化にふれる散策コース。「新日本歩く道紀行100選、ふるさとの道」「美しい日本の歩きたくなるみち500選」にも選ばれている。	Ⅱ・Ⅲ
37		稗田川	川沿いは自然の草花や小動物が生息する緑のベルトとなっており、周辺住民から親しまれている水辺のスポットとなっている。また、豊かな自然の風景を中心に、やきものを取り入れた整備がされ、沿いの四季を感じ人と生物が共存できる川縁の景観づくりがされている。	Ⅱ
38	刈谷市	亀城公園	刈谷城の跡地として、堀跡をいかした整備が施された。春には桜の名所であり、堀跡の池を取り囲むように咲き誇る。	Ⅱ・Ⅲ
39		ミササガパーク（猿渡公園）	刈谷市と姉妹提携都市であるカナダのミササガ市との友好を記念して整備された公園であり、デイキャンプ場や遊具、ドッグラン等の整備により、多くの人が訪れ賑わいのある公園になっている。	Ⅰ・Ⅱ
40		花の公園 フローラルガーデンよさみ	依佐美送信所跡地に作られた、花と緑のあふれる公園として誰もが気軽に立ち寄り、楽しむことができる公園。園芸を通じた市民交流、環境保護や自然学習の情報拠点、環境文化の発信基地として整備されている。	Ⅰ・Ⅱ
41		刈谷市総合運動公園	スポーツ・レクリエーションの拠点として、3つの運動施設が併設している。逢妻川緑地、逢妻川桜つつみとも隣接しており、市民の健康増進と憩いの場として親しまれている。	Ⅰ・Ⅱ
42	知立市	無量壽寺（かきつばた群生地）	「伊勢物語」の時代からかきつばたの群生地として有名。三河富士と呼ばれる村積山及び逢妻川を借景した雄大な煎茶庭園がある。	Ⅱ・Ⅲ
43		知立公園花しょうぶ園	明治神宮より下賜された60品種が植えられ、満開時には約3万株の色とりどりの花しょうぶが咲く。	Ⅱ
44	碧南市	無我苑	哲学者伊藤証信が、森信三、武者小路実篤、与謝野鉄幹昌子夫妻、藤井達吉らの支援を受けて完成させた。碧南の重要な文化的資源であり、整備された施設や庭園等は市民に親しまれている。	Ⅲ
45		油ヶ渕遊園地（花しょうぶ園）	愛知県最大の天然湖沼「油ヶ渕」の北岸に位置する公園で、油ヶ渕遊園地（花しょうぶ園）の他に、蓮如上人が滞在したといわれる応仁寺、碧南市の哲学者伊藤証信氏の哲学たいけん村無我苑、哲学の小径などが一体的に整備されている。	Ⅰ・Ⅱ
46	安城市	堀内公園	総面積約5.9haの敷地内は「花」「みどり」「メルヘン」の3つのテーマから構成されている。豊かな自然のなかで、小鳥のさえずりに耳を傾けながら、ゆったりと散歩ができる。	Ⅱ・Ⅲ

※「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」は以下の理由から選定した。

- Ⅰ：釣り場、キャンプ場、鎮守の森、遊歩道等のいわゆるレクリエーション施設
- Ⅱ：花見、紅葉狩り、散策、森林浴、釣り、水遊びなど、自然との触れ合いの場
- Ⅲ：住民の日常的な憩いの場となっている自然空間

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

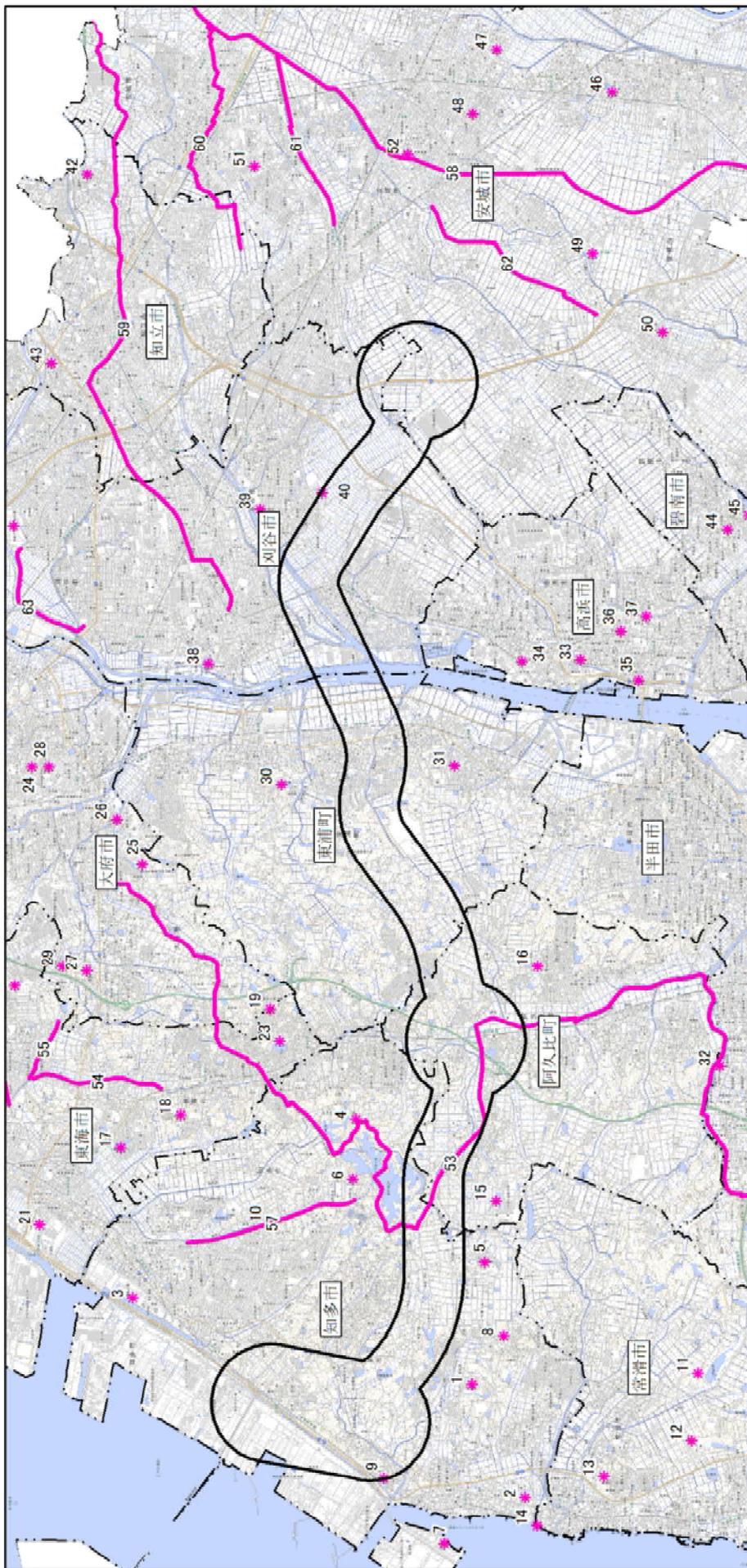
- 「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
- 「Horiuchipark 花とみどりとメルヘンの里」（堀内公園HP、令和7年5月閲覧）
- 「安城市観光協会」（安城市観光協会HP、令和7年5月閲覧）
- 「常滑市 公園」（常滑市HP、令和7年5月閲覧）
- 「東海市 公園」（東海市HP、令和7年5月閲覧）
- 「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」（東海市観光協会HP、令和7年5月閲覧）
- 「知北平和公園組合」（知北平和公園HP、令和7年5月閲覧）
- 「知多市観光ガイド」（知多市HP、令和7年5月閲覧）
- 「知多市 暮らしの情報ちた 公園」（知多市観光協会HP、令和7年5月閲覧）
- 「東浦町 公園」（東浦町HP、令和7年5月閲覧）
- 「西三河ぐるっとナビ」（西三河広域観光推進協議会HP、令和7年5月閲覧）
- 「愛知県 知多半島サイクリングロード」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
- 「豊田安城サイクリングロードの概要」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
- 「豊田安城サイクリングロード（安城編）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）
- 「安城市全域自転車マップ」（安城市HP、令和7年5月閲覧）
- 「かりや自転車マップ」（刈谷市HP、令和7年5月閲覧）

表 4.1-84(4) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	所在地	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	選定理由※
47	安城市	安祥城址公園	安祥城址は、家康公を輩出した安城松平家が4代にわたって居城した安城城の跡地。現在、本丸跡には大乘寺、二の丸跡には八幡社が建っているほか、安城市歴史博物館、安城市民ギャラリー、安城市埋蔵文化財センター、安祥公民館、安祥城址公園が整備されている。	Ⅱ・Ⅲ
48		秋葉公園	緑に包まれた公園で、起伏に富み、森林浴も楽しむことができる。庭園と茶室の安祥閣が隣接している。	Ⅱ
49		デンパーク	自然豊かなデンマークの町並みを再現した総合公園。一年を通して、約3300種30万株もの四季の花々を楽しむ。	Ⅰ・Ⅲ
50		丈山苑	石川丈山が京都一乗寺に建てた詩仙堂を、生誕の和泉町に再現した空間。唐様庭園、回遊式池泉庭園、枯山水庭園を組み合わせた本格的な庭園がある。	Ⅲ
51		作野四季の道	安城作野土地区画整理事業により、緑道として整備された遊歩道。四季折々の樹木が植えられており、地域住民が四季を感じ取れる道となっている。	Ⅱ
52		安城公園	市役所の隣にある、松林に囲まれた公園で、市内屈指の桜の名所。園内には約200本の桜の木があり、毎年4月は、花見を楽しむ人で賑わう。またアライグマやシカのいる小動物園、バードハウス、文学の散歩道などがある。	Ⅰ・Ⅱ
53	知多市 阿久比町 東海市 大府市 半田市	知多半島サイクリングロード	知多半島サイクリングロードは、武豊町と大府市を結ぶ延長31.1kmの半島縦断自転車道で、愛知用水や河川、自動車専用道路沿いを利用し、自転車歩行者専用道路として整備されている。知多半島の豊かな自然、歴史、文化をつなぐ、人間交流の道として、「健康と長寿」の国際的拠点となるあいち健康の森をはじめ、地域に点在する名所旧跡や文化施設、公園、野外レクリエーション施設などのネットワークを考えてルートを選定されている。	Ⅰ・Ⅱ
54		太田右岸堤自転車道		
55		上野新川左岸堤自転車道		
56		渡内川堤自転車道		
57		佐布里パークロード		
58	安城市	豊田安城サイクリングロード	豊田安城サイクリングロードは、豊田市から安城市に至る36.3kmの大規模自転車道で、枝下・明治用水路の水路沿い、あるいは暗渠化された水路の上部を利用して整備されている。愛知県が管理する「豊田安城自転車道」と「枝下緑道」から構成されており、豊かな緑と水のせせらぎが心地よいサイクリングを満喫できる。	Ⅰ・Ⅱ
59	安城市	明治用水西井筋自転車道	“日本のデンマーク”と呼ばれる安城市の近代農業を支えた明治用水は、豊田市から続いて市の中心部を縦貫している。現在は本流から分かれる「西井筋」「西高根用水」「中井筋」とともに緑あふれる「豊田安城自転車道」として生まれ変わった。都心部では安全な通学路として、田園風景の中では快適なスポーツ・レクリエーションの場として親しまれている。	Ⅰ・Ⅱ
60		西高根用水自転車道		
61		明治用水中井筋自転車道		
62		明治用水緑道花ノ木用水		
63	刈谷市	逢妻川サイクリングロード	総合運動公園と日高公園を結ぶ逢妻川堤防上に造られた自転車歩行者道。	Ⅰ・Ⅱ

※「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」は以下の理由から選定した。
Ⅰ：釣り場、キャンプ場、鎮守の森、遊歩道等のいわゆるレクリエーション施設
Ⅱ：花見、紅葉狩り、散策、森林浴、釣り、水遊びなど、自然との触れ合いの場
Ⅲ：住民の日常的な憩いの場となっている自然空間

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)
「美しい愛知づくり景観資源600選」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)
「Horiuchipark 花とみどりとメルヘンの里」(堀内公園HP、令和7年5月閲覧)
「安城市観光協会」(安城市観光協会HP、令和7年5月閲覧)
「常滑市 公園」(常滑市HP、令和7年5月閲覧)
「東海市 公園」(東海市HP、令和7年5月閲覧)
「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」(東海市観光協会HP、令和7年5月閲覧)
「知北平和公園組合」(知北平和公園HP、令和7年5月閲覧)
「知多市観光ガイド」(知多市HP、令和7年5月閲覧)
「知多市 暮らしの情報ちた 公園」(知多市観光協会HP、令和7年5月閲覧)
「東浦町 公園」(東浦町HP、令和7年5月閲覧)
「西三河ぐるっとナビ」(西三河広域観光推進協議会HP、令和7年5月閲覧)
「愛知県 知多半島サイクリングロード」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)
「豊田安城サイクリングロードの概要」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)
「豊田安城サイクリングロード(安城編)」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)
「安城市全域自転車マップ」(安城市HP、令和7年5月閲覧)
「かりや自転車マップ」(刈谷市HP、令和7年5月閲覧)



凡例 注) 図中の番号は、表 4.1-84 に対応している。

○ 都市計画対象道路事業実施区域

--- 行政界

* 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

- 「知北平和公園組合」(知北平和公園 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「知多市観光ガイド」(知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「知多市 暮らしの情報ちた 公園」(知多市観光協会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「東浦町 公園」(東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「西三河ぐるっとナビ」(西三河広域観光推進協議会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「愛知県 知多半島サイクリングロード」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「豊田安城サイクリングロードの概要」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「豊田安城サイクリングロード(安城編)」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「豊田安城サイクリングロード」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「安城市全域自転車マップ」(安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「かりや自転車マップ」(刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「Horiuchi park 花とみどりとメルヘンの里」(堀内公園 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「安城市観光協会」(安城市観光協会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「常滑市 公園」(常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「東海市 公園」(東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧)
- 「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」(東海市観光協会 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

図 4.1-43 主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図

4.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

愛知県では、原子力規制庁（平成 24 年度までは文部科学省）の委託を受けて環境放射能水準調査を毎年実施しており、県内では 5 か所のモニタリングポストによる空間放射線量率の測定を行っている。なお、調査区域内には観測地点は存在しない。

4.2 社会的状況

4.2.1 地域における計画・戦略・目標等

愛知県及び調査対象市町では、環境に関する計画や総合的な計画を策定し、大気質・騒音等の生活環境の保全、生物多様性等の自然環境の保全を推進することを掲げている。愛知県及び調査対象市町が策定したこれらの計画等は、以下に示すとおりである。

(1) 環境基本条例

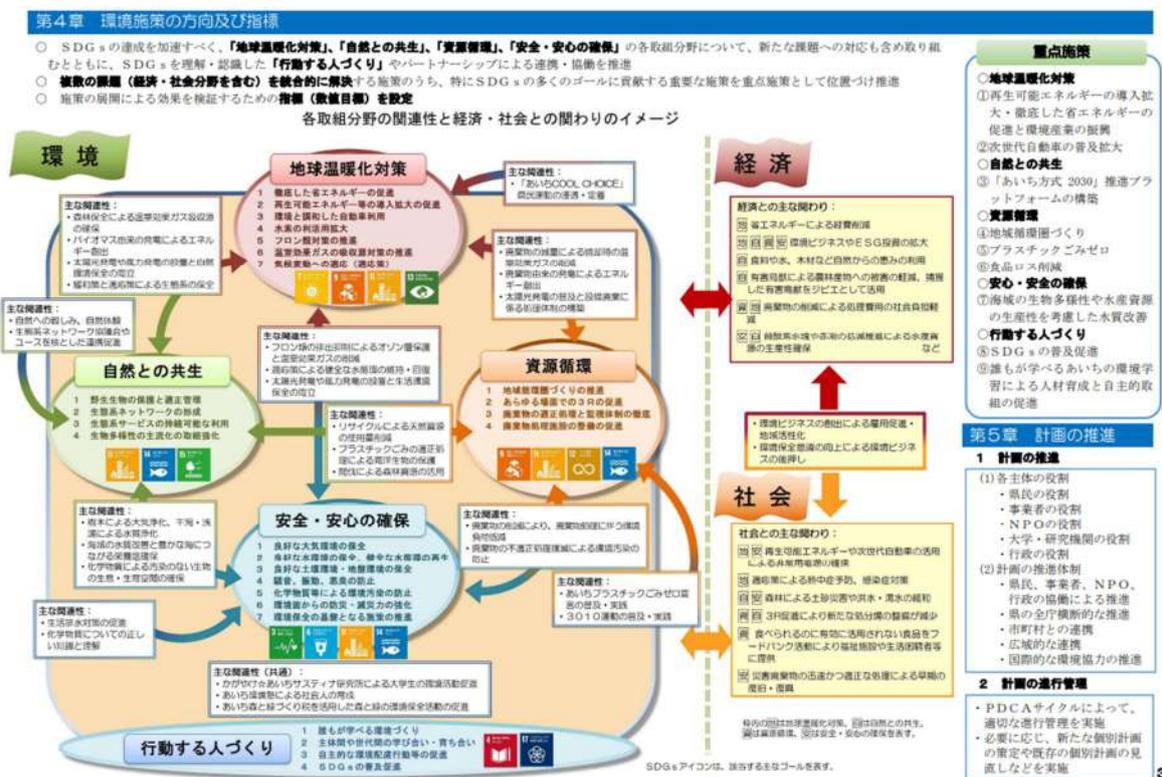
愛知県では、環境の保全について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「愛知県環境基本条例」（平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号）を定めている。

環境基本条例による規制等の内容は、各分野の項目毎に記述している。

(2) 環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号）第9条に基づき、「SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する『環境首都あいち』」を目標に、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「第5次愛知県環境基本計画」（令和3年2月、愛知県）を策定している。

第5次愛知県環境基本計画の施策等の概要を図4.2-1に示す。



出典：「第5次愛知県環境基本計画概要版」（令和3年2月、愛知県HP）

図 4.2-1 第5次愛知県環境基本計画の施策等の概要

(3) 自然環境保全条例

愛知県では、自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日条例第 3 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）を定め、「愛知県自然環境保全地域（特別地区、野生動植物保護地区）」「指定希少野生動植物種（生息地等保護区）」を指定している。

調査区域には、「愛知県自然環境保全地域」「生息地等保護区」は存在しない。

(4) 生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年 3 月 22 日条例第 1 号、最終改正：平成 13 年 3 月 27 日条例第 18 号）第 2 条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減をするための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）を定めている。

県民の生活環境の保全等に関する条例による規制等の内容は、各分野の項目毎に記述している。

(5) 地球温暖化対策に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号)第2条に定める基本理念にのっとり、平成30年2月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を策定し、その目標達成に向け、地球温暖化対策の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項並びに事業者及び県民が自主的かつ積極的に取り組むべき事項を定めることにより、全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県地球温暖化対策推進条例」(平成30年10月19日条例第45号、最終改正：令和5年3月22日条例第9号)を定めている。

同条例第6条第1項に基づく「地球温暖化対策の推進に関する計画」として、「あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」(令和4年12月、愛知県)を策定しており、その施策等の概要を図4.2-2に示す。



出典：「あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)(概要)」(令和4年12月、愛知県HP)

図 4.2-2 あいち地球温暖化防止戦略 2030(改定版)の施策等の概要

(6) あいち生物多様性戦略 2030

本戦略は、県民、市民団体、事業者、市町村等の多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進めるうえで、基本となる考え方や将来像を示し、2030年度までの具体的な行動の指針となるものである。生物多様性の保全に向けて、必要に応じて流域の広がり等を考慮し、愛知県に隣接する地域との連携を図る。

(7) 第3次知多市環境基本計画

本計画は、「知多市環境基本条例」（平成12年3月29日条例第6号、最終改正：平成25年3月26日条例第10号）に基づく計画であり、知多市の環境に関しての総合的な指針となるもので、第6次知多市総合計画の下位計画として、知多市の将来像を環境面から補完する。また、生物多様性基本法第13条の規定による「知多市生物多様性地域戦略」を包含した計画である。なお、上位計画である国の地球温暖化対策計画の改定により温室効果ガスの削減目標が見直されたことに伴い、令和5年12月に改定された。

(8) 第6次常滑市総合計画

本計画は、常滑市における最上位の計画であり、今後のまちづくりの総合的な指針となるもので、市の将来の基本的な方向と目標、目指すまちの姿を示し、それを実現するためにまちづくりで取り組むべきことを定める計画である。7つの基本目標のうち、安全な暮らしを守るまち（防災・地域安全、環境保全・衛生）として、良好な自然環境の保全、地球温暖化対策や新たなエネルギーの活用等、環境負荷に配慮したまちづくりを進めることで良好な環境を守り、将来へつなぐまちを目指す。

(9) 第6次阿久比町総合計画

本計画は、まちづくりの総合的な計画として、最も上位に位置づけられるもので、総合的、計画的な行政運営を進めていくうえでの基本的な指針となる計画である。6つの基本目標のうち、豊かな自然と共生する安全・安心なまちとして、ホテルが生息できるみどり豊かな自然環境を次世代に引き継ぐとともに、循環型社会の形成への取り組み等の自然環境の保全をはじめ、地球温暖化対策、公害・環境汚染の防止、省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用等、住民・事業者・行政がパートナーシップをとり、環境保全に向けた取り組みの推進があげられている。

(10) 第 3 次東海市環境基本計画

本計画は、「東海市環境基本条例」（平成 17 年 6 月 30 日条例第 26 号、最終改正：平成 26 年 3 月 28 日条例第 6 号）に基づく環境に関する総合的な指針であるとともに、市の最上位のまちづくりの計画である第 7 次東海市総合計画に掲げる将来都市像「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」を環境面から実現する計画という側面を持つ。また、ごみ処理基本計画や、緑の基本計画等と連携することにより、快適な市民生活の再生や創造を通じて、美しいふるさと東海市を未来に届けていく役割を担う計画である。

(11) 第 3 次大府市環境基本計画

本計画は、「大府市環境基本条例」（平成 21 年 3 月 27 日条例第 1 号）に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針、さらに市民・事業者・市の役割等を示すものである。将来世代の市民への健康で快適な環境の継承と環境負荷の低減を図り、人と自然とが共生できる社会の構築の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

(12) 第 3 次東浦町の環境を守る基本計画

本計画は、「東浦町の環境を守る基本条例」（平成 9 年 3 月 21 日条例第 15 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日条例第 4 号）の基本理念を実現するため策定される計画である。東浦町の身近な環境を中心に据えながら、広域・地球規模の環境保全への貢献を意識して対象となる範囲を定めており、自然共生社会（自然・緑の保全、生物多様性の保全）の実現を大きな柱の 1 つとしながら、身近な生活環境を守る取組（公害対策、環境美化）を含めるとともに、それらの実現に向けて必要となる環境学習や協働の取組についても対象としている。

(13) 第 2 次半田市環境基本計画

本計画は、「半田市環境保全条例」（平成 19 年 3 月 30 日条例第 5 号、最終改正：令和 6 年 12 月 20 日条例第 30 号）に基づき、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び生物多様性基本法第 13 条に基づく「生物多様性地域戦略」の内容を含む。

(14) 高浜市環境基本計画

本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向と、その他必要な事項を定めるものである。5 つの施策の分野のうち、自然共生社会として、緑や自然を守り、高浜市の生態系を維持・回復していくために、水辺・緑地の整備を進めるとともに、高浜市らしい良好な景観の形成、生物が息息・生育する環境の保全に努め、また、市民が緑や自然に親しめる場所としての公園等の整備や市民参加による緑づくり・地域づくりを促進する。

(15) 第 3 次刈谷市環境基本計画

本計画は、環境基本法及び生物多様性基本法に基づき、国、県の計画や戦略等に準拠しつつ、「刈谷市環境基本条例」（平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号）の目的や理念の実現に向けて、「第 8 次刈谷市総合計画」に掲げる将来都市像「人が輝く 安心快適な産業文化都市」の実現に向け、環境面における指針となるものである。

(16) 第 2 次知立市環境基本計画

本計画は、「知立市環境基本条例」（平成 19 年 3 月 27 日条例第 10 号）に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。環境関連法令および国や県の示す関連計画と整合を図り、知立市の地域特性に基づく内容の補完を行う。また、第 6 次知立市総合計画の環境分野における補完・具体化を図るとともに、その他関連計画との連携を行うものである。

(17) 第 3 次碧南市環境基本計画

本計画は、第 2 次碧南市環境基本計画の策定当時にはなかった環境問題にも対応し、人、自然、さらには地球環境を視野におき、先人から受け継いできた碧南市の豊かで快適な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。

(18) 第 2 次安城市環境基本計画

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものである。市民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たし、協働することによって施策が実現し、「安城市環境基本条例」（平成 13 年 3 月 23 日条例第 13 号）が目指す環境都市の実現につながることから、市民・事業者・行政を主体として、それぞれの役割が定められている。

4.2.2 人口及び産業の状況

(1)人口

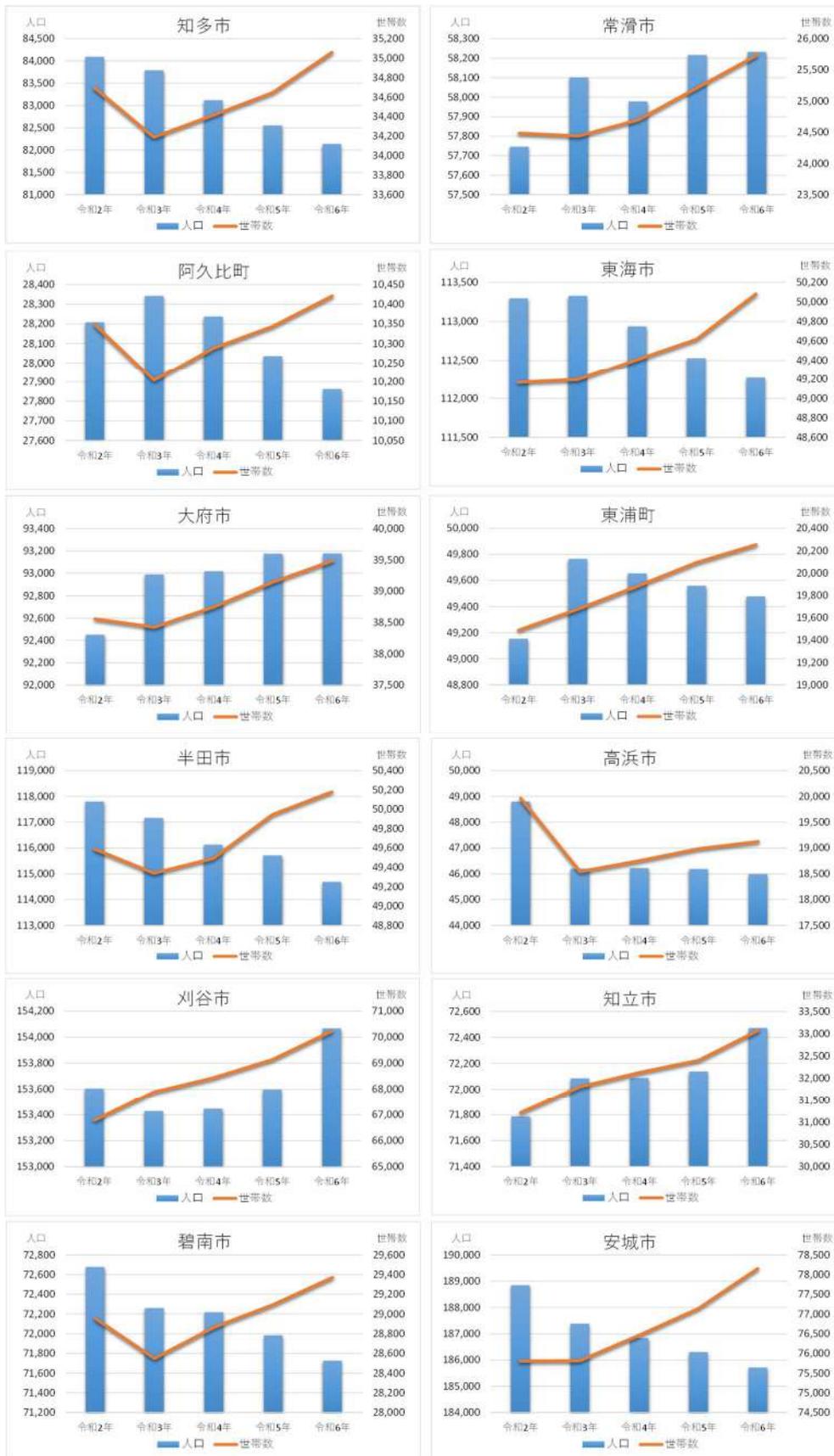
調査対象市町の人口及び世帯数を表 4.2-1 及び図 4.2-3 に示す。令和 6 年 10 月 1 日現在では、人口は約 107 万人、世帯数は約 46 万世帯となっている。

表 4.2-1 人口及び世帯数

市町名	項目	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
知多市	人口 (人)	総数	84,091	83,790	83,118	82,552	82,137
		男	42,086	42,008	41,674	41,379	41,140
		女	42,005	41,782	41,444	41,173	40,997
	世帯数 (世帯)	34,694	34,190	34,415	34,646	35,059	
常滑市	人口 (人)	総数	57,746	58,101	57,978	58,216	58,232
		男	28,087	28,338	28,311	28,416	28,409
		女	29,659	29,763	29,667	29,800	29,823
	世帯数 (世帯)	24,484	24,441	24,698	25,215	25,733	
阿久比町	人口 (人)	総数	28,208	28,342	28,237	28,036	27,862
		男	13,899	13,933	13,854	13,767	13,673
		女	14,309	14,409	14,383	14,269	14,189
	世帯数 (世帯)	10,348	10,204	10,288	10,344	10,421	
東海市	人口 (人)	総数	113,294	113,326	112,937	112,528	112,267
		男	58,776	58,797	58,505	58,211	57,981
		女	54,518	54,529	54,432	54,317	54,286
	世帯数 (世帯)	49,166	49,196	49,408	49,617	50,081	
大府市	人口 (人)	総数	92,452	92,989	93,019	93,176	93,178
		男	47,005	47,207	47,116	47,172	47,132
		女	45,447	45,782	45,903	46,004	46,046
	世帯数 (世帯)	38,556	38,426	38,748	39,146	39,486	
東浦町	人口 (人)	総数	49,153	49,765	49,654	49,559	49,478
		男	24,544	24,765	24,703	24,623	24,531
		女	24,609	25,000	24,951	24,936	24,947
	世帯数 (世帯)	19,488	19,677	19,882	20,094	20,253	
半田市	人口 (人)	総数	117,798	117,167	116,128	115,713	114,686
		男	59,303	59,011	58,439	58,286	57,839
		女	58,495	58,156	57,689	57,427	56,847
	世帯数 (世帯)	49,589	49,340	49,492	49,945	50,180	
高浜市	人口 (人)	総数	48,798	46,195	46,223	46,187	45,990
		男	25,316	23,873	23,939	23,948	23,871
		女	23,482	22,322	22,284	22,239	22,119
	世帯数 (世帯)	19,963	18,541	18,751	18,985	19,123	
刈谷市	人口 (人)	総数	153,607	153,429	153,447	153,599	154,067
		男	80,298	79,802	79,776	79,856	80,198
		女	73,309	73,627	73,671	73,743	73,869
	世帯数 (世帯)	66,789	67,888	68,434	69,140	70,231	
知立市	人口 (人)	総数	71,788	72,085	72,088	72,139	72,474
		男	37,603	38,038	38,038	37,980	38,174
		女	34,185	34,047	34,050	34,159	34,300
	世帯数 (世帯)	31,219	31,810	32,131	32,405	33,074	
碧南市	人口 (人)	総数	72,677	72,260	72,217	71,984	71,726
		男	37,504	37,174	37,130	37,016	36,892
		女	35,173	35,086	35,087	34,968	34,834
	世帯数 (世帯)	28,956	28,549	28,865	29,095	29,370	
安城市	人口 (人)	総数	188,846	187,381	186,838	186,303	185,718
		男	96,563	95,751	95,494	95,015	94,823
		女	92,283	91,630	91,344	91,288	90,895
	世帯数 (世帯)	75,807	75,816	76,458	77,138	78,151	
合計	人口 (人)	総数	1,078,458	1,074,830	1,071,884	1,069,992	1,067,815
		男	550,984	548,697	546,979	545,669	544,663
		女	527,474	526,133	524,905	524,323	523,152
	世帯数 (世帯)	449,059	448,078	451,570	455,770	461,162	

注) 人口及び世帯数は、各年の 10 月 1 日現在の数値である。

出典：「愛知県の人口 愛知県人口動向調査結果 年報」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）



注) 人口及び世帯数は、各年の10月1日現在の数値である。
 出典: 「愛知県の人口 愛知県人口動向調査結果 年報」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

図 4.2-3 人口及び世帯数

(2) 産業

1) 産業構造

調査対象市町の産業別就業者数を表 4.2-2(1)～(3)に示す。令和2年時点では、製造業が最も高い割合を占めている。

表 4.2-2(1) 産業別就業者数（令和2年）

分類	市町名	知多市		常滑市		阿久比町		東海市	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第1次産業	農業	797	1.8	648	2.1	408	2.9	1,300	2.1
	林業	0	0.0	1	0.0	2	0.0	5	0.0
	漁業	2	0.0	211	0.7	—	—	4	0.0
	小計	799	1.8	860	2.7	410	2.9	1,309	2.1
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	1	0.0	1	0.0	3	0.0
	建設業	3,418	7.8	1,797	5.7	1,023	7.3	5,704	9.2
	製造業	11,869	27.1	8,183	26.0	3,954	28.1	18,387	29.7
	小計	15,287	34.9	9,981	31.7	4,978	35.4	24,094	38.9
第3次産業	電気・ガス熱供給・水道業	407	0.9	148	0.5	90	0.6	389	0.6
	情報通信業	742	1.7	370	1.2	221	1.6	1,173	1.9
	運輸業、郵便業	3,245	7.4	3,456	11.0	733	5.2	4,604	7.4
	卸売・小売業	6,153	14.0	4,433	14.1	2,073	14.7	8,174	13.2
	金融・保険業	635	1.4	390	1.2	194	1.4	948	1.5
	不動産業、物品賃貸業	698	1.6	412	1.3	179	1.3	898	1.4
	学術研究、専門・技術サービス業	1,223	2.8	701	2.2	381	2.7	1,526	2.5
	宿泊業、飲食サービス業	2,178	5.0	1,627	5.2	612	4.4	3,149	5.1
	生活関連サービス業、娯楽業	1,295	3.0	996	3.2	406	2.9	1,787	2.9
	教育、学習支援業	1,768	4.0	1,161	3.7	722	5.1	2,190	3.5
	医療、福祉	5,168	11.8	3,265	10.4	1,746	12.4	6,342	10.2
	複合サービス業	319	0.7	339	1.1	106	0.8	337	0.5
	サービス業 (他に分類されないもの)	2,828	6.5	2,331	7.4	825	5.9	3,631	5.9
	公務 (他に分類されないもの)	1,054	2.4	978	3.1	386	2.7	1,388	2.2
小計	27,713	63.3	20,607	65.5	8,674	61.7	36,536	59.0	
合計		43,799	100.0	31,448	100.0	14,062	100.0	61,939	100.0

注) 割合 (%) の数値は、各市町の合計に対する割合を示す。

出典: 「令和2年国勢調査-就業状態等基本集計結果(統計表)-」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

表 4.2-2(2) 産業別就業者数（令和2年）

分類	市町名	大府市		東浦町		半田市		高浜市	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第1次産業	農業	729	1.5	486	1.9	915	1.5	212	0.8
	林業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	漁業	—	—	9	0.0	5	0.0	10	0.0
	小計	729	1.5	495	1.9	920	1.5	222	0.9
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0	1	0.0	2	0.0	1	0.0
	建設業	2,843	5.7	1,503	5.8	4,416	7.0	1,305	5.0
	製造業	17,085	34.0	9,054	35.0	19,633	31.2	12,102	46.4
	小計	19,931	39.7	10,558	40.8	24,051	38.2	13,408	51.4
第3次産業	電気・ガス熱供給・水道業	297	0.6	112	0.4	327	0.5	55	0.2
	情報通信業	1,286	2.6	454	1.8	765	1.2	307	1.2
	運輸業、郵便業	2,475	4.9	1,263	4.9	3,438	5.5	1,392	5.3
	卸売・小売業	6,530	13.0	3,534	13.6	9,006	14.3	2,912	11.2
	金融・保険業	752	1.5	381	1.5	961	1.5	314	1.2
	不動産業、物品賃貸業	752	1.5	335	1.3	1,009	1.6	295	1.1
	学術研究、専門・技術サービス業	1,778	3.5	724	2.8	1,613	2.6	652	2.5
	宿泊業、飲食サービス業	2,247	4.5	1,159	4.5	3,243	5.1	1,122	4.3
	生活関連サービス業、娯楽業	1,317	2.6	671	2.6	2,015	3.2	656	2.5
	教育、学習支援業	2,263	4.5	944	3.6	2,743	4.4	814	3.1
	医療、福祉	5,727	11.4	3,031	11.7	7,546	12.0	2,170	8.3
	複合サービス業	233	0.5	153	0.6	444	0.7	94	0.4
	サービス業 (他に分類されないもの)	2,722	5.4	1,507	5.8	3,568	5.7	1,297	5.0
	公務 (他に分類されないもの)	1,219	2.4	583	2.3	1,367	2.2	378	1.4
	小計	29,598	58.9	14,851	57.3	38,045	60.4	12,458	47.8
合計	50,258	100.0	25,904	100.0	63,016	100.0	26,088	100.0	

注) 割合(%)の数値は各市町の合計に対する割合を示す。

出典:「令和2年国勢調査-就業状態等基本集計結果」(総務省統計局HP、令和7年5月閲覧)

表 4.2-2(3) 産業別就業者数 (令和2年)

分類	市町名	刈谷市		知立市		碧南市		安城市		合計	
		就業者数 (人)	割合 (%)								
第1次産業	農業	903	1.1	289	0.7	1,384	3.4	2,260	2.2	10,331	1.8
	林業	2	0.0	4	0.0	0	0.0	4	0.0	18	0.0
	漁業	—	—	—	—	131	0.3	7	0.0	379	0.1
	小計	905	1.1	293	0.7	1,515	3.7	2,271	2.2	10,728	1.8
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0	3	0.0	5	0.0	33	0.0	56	0.0
	建設業	3,644	4.3	1,890	4.7	2,392	5.9	4,862	4.7	34,797	5.9
	製造業	35,069	41.5	16,371	40.7	17,400	42.8	39,553	38.2	208,660	35.6
	小計	38,716	45.8	18,264	45.4	19,797	48.7	44,448	42.9	243,513	41.6
第3次産業	電気・ガス熱供給・水道業	250	0.3	90	0.2	200	0.5	290	0.3	2,655	0.5
	情報通信業	2,072	2.5	930	2.3	320	0.8	1,852	1.8	10,492	1.8
	運輸業、郵便業	3,500	4.1	2,099	5.2	1,795	4.4	4,941	4.8	32,941	5.6
	卸売・小売業	9,929	11.8	4,879	12.1	4,870	12.0	12,810	12.4	75,303	12.9
	金融・保険業	1,306	1.5	709	1.8	468	1.2	1,577	1.5	8,635	1.5
	不動産業、物品賃貸業	1,184	1.4	525	1.3	335	0.8	1,408	1.4	8,030	1.4
	学術研究、専門・技術サービス業	2,670	3.2	1,471	3.7	890	2.2	3,559	3.4	17,188	2.9
	宿泊業、飲食サービス業	4,370	5.2	1,988	4.9	1,716	4.2	4,861	4.7	28,272	4.8
	生活関連サービス業、娯楽業	2,019	2.4	941	2.3	1,084	2.7	2,675	2.6	15,862	2.7
	教育、学習支援業	3,489	4.1	1,446	3.6	1,163	2.9	4,257	4.1	22,960	3.9
	医療、福祉	7,595	9.0	3,419	8.5	3,419	8.4	10,103	9.8	59,531	10.2
	複合サービス業	300	0.4	191	0.5	255	0.6	688	0.7	3,459	0.6
	サービス業 (他に分類されないもの)	4,625	5.5	2,198	5.5	2,164	5.3	5,485	5.3	33,181	5.7
	公務 (他に分類されないもの)	1,559	1.8	761	1.9	683	1.7	2,265	2.2	12,621	2.2
	小計	44,868	53.1	21,647	53.8	19,362	47.6	56,771	54.9	331,130	56.6
合計	84,489	100.0	40,204	100.0	40,674	100.0	103,490	100.0	585,371	100.0	

注) 割合 (%) の数値は各市町の合計に対する割合を示す。

出典: 「令和2年国勢調査-就業状態等基本集計結果」(総務省統計局 HP、令和7年5月閲覧)

2) 農業

調査対象市町の農家数、基幹的農業従事者数、経営耕地面積を表 4.2-3 に示す。

令和 2 年の農家数は 8,395 戸、基幹的農業従事者数は 5,715 人、経営耕地面積は 7,875ha と
なっている。

表 4.2-3 農家数、基幹的農業従事者数、経営耕地面積（令和 2 年）

市町名	総 農家数 (戸)	販売 農家 (戸)	自給的 農家 (戸)	農業経営体（経営体）				主副業別農家（経営体）				基幹的 農業従 事者数 (人)	経営 耕地 面積 (ha)
				計	個人 経営 体	団体 経営 体	法人 経営	計	主業	準主業	副業的		
知多市	1,103	387	716	394	390	4	4	390	62	78	250	494	595
常滑市	668	255	413	274	255	19	18	255	52	37	166	315	555
阿久比町	371	187	184	192	186	6	6	186	45	28	113	270	567
東海市	798	456	342	489	481	8	6	481	103	138	240	805	436
大府市	636	279	357	294	286	8	8	286	82	42	162	449	392
東浦町	427	190	237	198	188	10	10	188	51	25	112	284	461
半田市	440	209	231	222	209	13	13	209	48	22	139	287	439
高浜市	142	45	97	46	45	1	—	45	8	8	29	66	144
刈谷市	1,094	418	676	429	424	5	4	424	32	51	341	487	797
知立市	328	123	205	125	122	3	3	122	4	23	95	145	167
碧南市	728	405	323	417	410	7	7	410	206	39	165	835	751
安城市	1,660	799	861	822	811	11	11	811	200	100	511	1,278	2,571
合計	8,395	3,753	4,642	3,902	3,807	95	90	3,807	893	591	2,323	5,715	7,875

出典：「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

3) 製造業

調査対象市町の事業所数、製造品出荷額等を表 4.2-4 に示す。

令和 5 年の事業所数は 2,845 事業所、製造品出荷額等は約 11 兆 9 千億円となっている。

表 4.2-4 製造業の概況（令和 5 年）

市町名	事業所数（事業所）		従業者数 ^{※1} （人）	製造品出荷額等 ^{※2} （万円）	粗付加価値額 ^{※3} （万円）	
	計	内従業者 30～299 人				内従業者 300 人以上
知多市	86	31	3	4,280	122,661,583	9,743,886
常滑市	162	38	3	6,427	15,051,029	6,280,603
阿久比町	28	10	2	3,456	9,918,346	3,976,952
東海市	251	57	11	17,360	186,719,068	25,155,189
大府市	351	94	11	22,927	128,073,657	17,978,155
東浦町	127	39	4	5,819	17,086,075	5,965,701
半田市	275	80	10	19,480	116,684,742	30,997,678
高浜市	176	53	6	12,720	67,780,285	19,614,678
刈谷市	397	106	18	46,343	164,008,860	32,022,980
知立市	133	39	1	4,674	13,173,088	5,163,926
碧南市	339	68	6	16,140	85,776,872	29,630,268
安城市	520	142	20	47,209	260,595,711	83,243,964
合計	2,845	757	95	206,835	1,187,529,316	269,773,980

注) 事業所数、従業者数については令和 5(2023)年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等、付加価値額などの経理項目については令和 4(2022)年 1 月～令和 4(2022)年 12 月の実績により調査している。

備考)

※1. 2023 年 6 月 1 日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1 か月未満、日々雇用）は含まない。

※2. 2022 年 1 月～2022 年 12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の出荷額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

※3. 2022 年 1 月～2022 年 12 月までの 1 年間における下記算式により算出した額をいう。

(1) 従業者30人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
 ＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
 －（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額（*1）＋推計消費税額（*2）
 －原材料・燃料・電力使用額等－減価償却額

(2) 従業者29人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額（*1）
 ＋推計消費税額（*2）－原材料・燃料・電力使用額等

*1：平成 29 年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2：推計消費税額は平成 13 年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

出典：「2023 年 経済構造実態調査（製造業事業所調査）」（経済産業省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

4.2.3 土地利用の状況

(1) 土地利用

調査対象市町の地目別土地利用面積を表 4.2-5(1)～(2)、土地利用細分メッシュ図を図 4.2-4 に示す。森林、原野等に比べ農地、宅地の占める面積が大きい。また、境川の西側に市街地、田、田以外の農用地、森林が混在して分布し、東側に市街地と田が分布している。

表 4.2-5(1) 地目別土地利用面積（令和5年度）

単位：ha

区分	知多市	常滑市	阿久比町	東海市	大府市	東浦町
農地	1,060	1,300	800	591	686	965
田	463	772	525	170	205	595
畑	598	531	275	421	481	370
森林	243	440	148	84	103	157
国有林	—	—	—	—	—	—
民有林	243	440	148	84	103	157
原野等	—	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	173	274	158	169	213	214
水面	37	67	27	33	47	42
河川	43	34	58	71	108	91
水路	93	173	73	65	58	80
道路	446	591	278	523	481	344
一般道路	432	512	254	492	478	317
農道	14	79	24	31	3	27
林道	—	—	—	—	—	—
宅地	1,706	1,303	465	2,363	1,198	813
住宅地	762	701	304	810	702	453
工業用地	469	81	61	1,084	196	134
その他の宅地	477	520	100	469	299	226
その他	960	1,683	531	612	686	622
行政面積	4,590	5,590	2,380	4,343	3,366	3,114

注) 表内の符号の意味は、次のとおりである。

「—」：該当数値なし

「0」：単位未満に数値があるが四捨五入すると0になるもの

備考)

※1. 出典統計の数値処理や表作成時の端数処理のため、必ずしも各項目の内訳と合計は一致しない。

※2. 「原野等」は、「2020年農林業センサス」の実施に伴い、2016年次～2019年次の面積について補正を行い、確定値に変更した。

※3. 「水面」は、湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の面積である。

※4. 「河川」は、一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域面積である。

※5. 「水路」は農業用の用排水路である。

※6. 「その他の宅地」は、「住宅地」「工業用地」のいずれにも該当しない宅地で、その数値は「宅地」の面積から「住宅地」及び「工業用地」の面積を控除したものである。

※7. 「工業用地」は、従業員10人以上の事業所敷地面積の推計である。2017年次以降は、従業員4人以上の事業所敷地面積の推計である。

※8. 「その他」は、行政面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。

出典：「2023年版「土地に関する統計年報」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

表 4.2-5(2) 地目別土地利用面積（令和5年度）

単位：ha

区分	半田市	高浜市	刈谷市	知立市	碧南市	安城市
農地	690	185	1,170	377	900	3,600
田	527	143	911	315	388	3,020
畑	163	42	263	62	512	582
森林	131	—	48	—	—	—
国有林	—	—	—	—	—	—
民有林	131	—	48	—	—	—
原野等	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	237	36	446	87	375	645
水面	70	—	56	—	41	23
河川	103	19	298	49	266	280
水路	63	17	93	38	69	342
道路	556	178	668	249	401	1,075
一般道路	556	175	659	241	376	1,006
農道	—	3	10	8	23	70
林道	—	—	—	—	—	—
宅地	1,991	709	1,876	715	1,581	2,520
住宅地	964	412	1,174	522	710	1,593
工業用地	539	177	325	47	331	451
その他の宅地	488	120	377	146	540	476
その他	1,138	203	831	204	411	765
行政面積	4,742	1,311	5,039	1,631	3,668	8,605

注) 表内の符号の意味は、次のとおりである。

「—」：該当数値なし

「0」：単位未満に数値があるが四捨五入すると0になるもの

備考)

※1. 出典統計の数値処理や表作成時の端数処理のため、必ずしも各項目の内訳と合計は一致しない。

※2. 「原野等」は、「2020年農林業センサス」の実施に伴い、2016年次～2019年次の面積について補正を行い、確定値に変更した。

※3. 「水面」は、湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の面積である。

※4. 「河川」は、一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域面積である。

※5. 「水路」は農業用の用排水路である。

※6. 「その他の宅地」は、「住宅地」「工業用地」のいずれにも該当しない宅地で、その数値は「宅地」の面積から「住宅地」及び「工業用地」の面積を控除したものである。

※7. 「工業用地」は、従業員10人以上の事業所敷地面積の推計である。2017年次以降は、従業員4人以上の事業所敷地面積の推計である。

※8. 「その他」は、行政面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。

出典：「2023年版「土地に関する統計年報」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

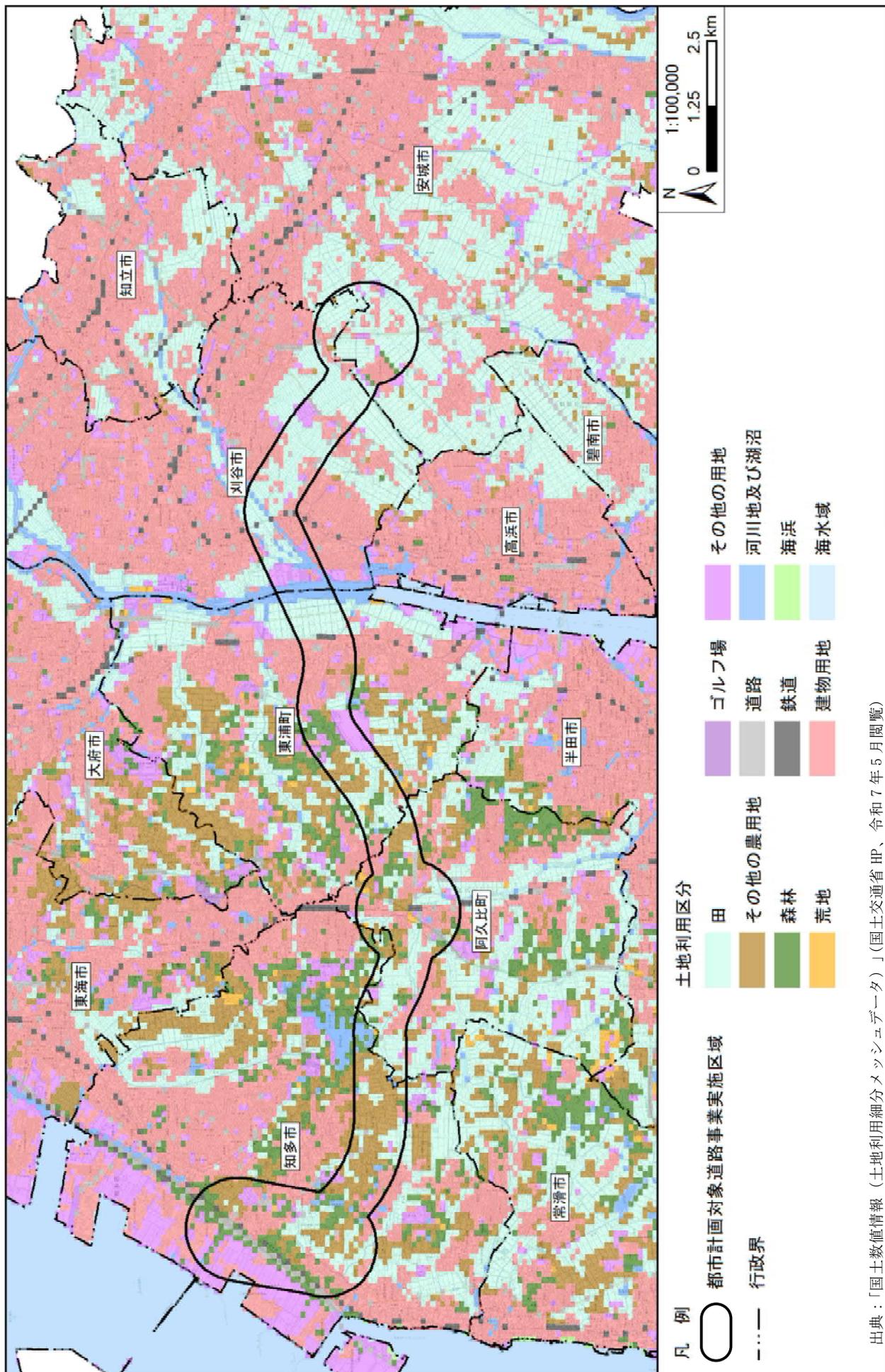


図 4.2-4 土地利用細分メッシュ図

(2) 用途地域の状況

調査区域における「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：令和7年6月4日法律第51号）に基づく用途地域の指定状況を図4.2-5に示す。

全ての調査対象市町で用途地域が指定されている。

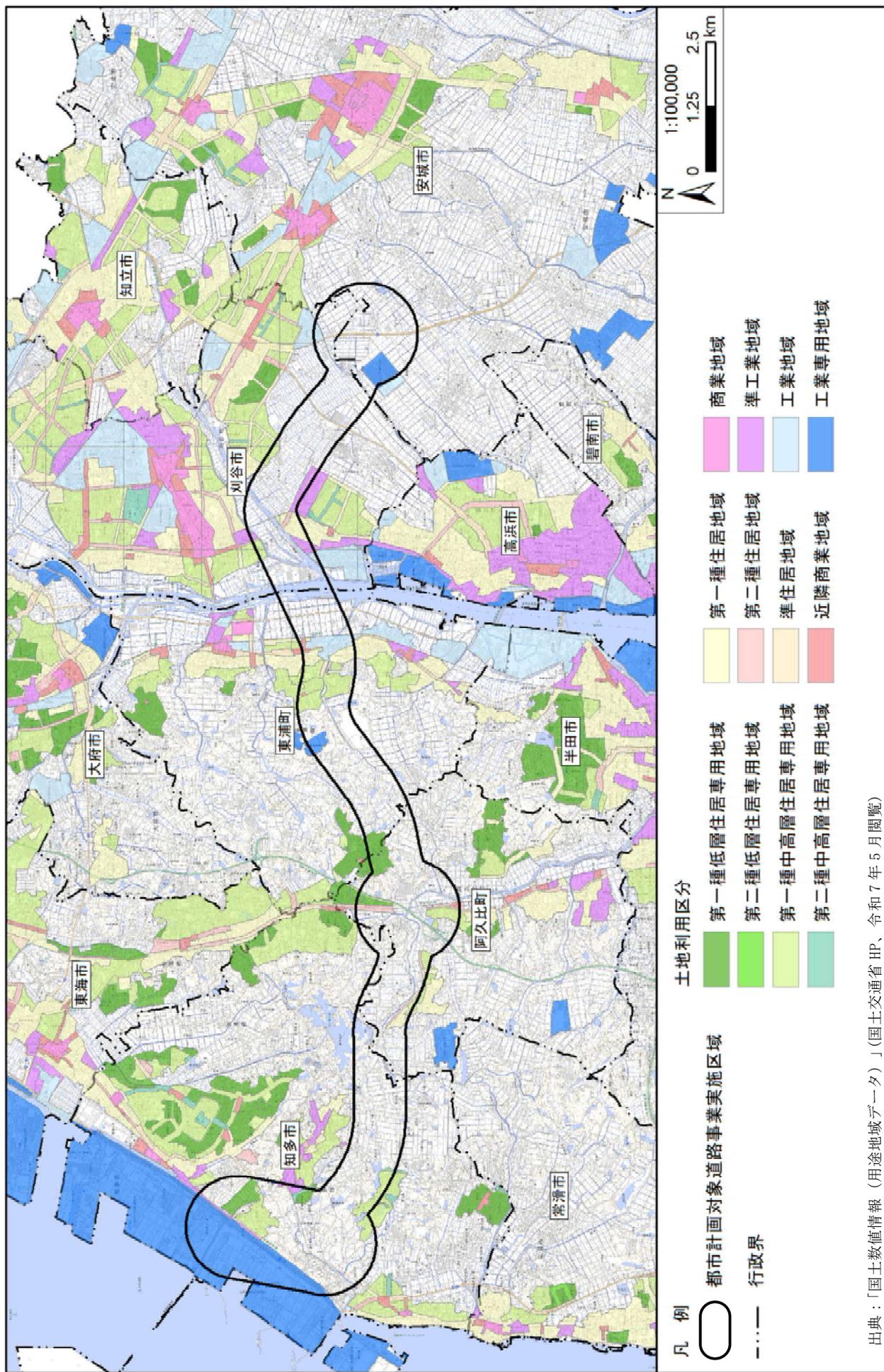


図 4.2-5 用途地域の指定状況

(3) 土地利用計画の状況

調査区域の「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく地域の指定状況を表 4.2-6 及び図 4.2-6～図 4.2-8 に示す。

調査区域の全域が都市地域に含まれ、水田や畑、森林が広がる安城市、常滑市、阿久比町、東浦町等では市街化調整区域が広く分布している。

農業地域及び農用地区域は、調査区域に広範囲に存在している。

森林地域は、調査区域の西側（境川以西）に広域に保安林及び地域森林計画対象民有林が点在している。なお、調査区域内には国有林は存在しない。

事業実施区域では、農業地域・農用地区域、市街化調整区域が広く存在している。

表 4.2-6 地域の指定状況

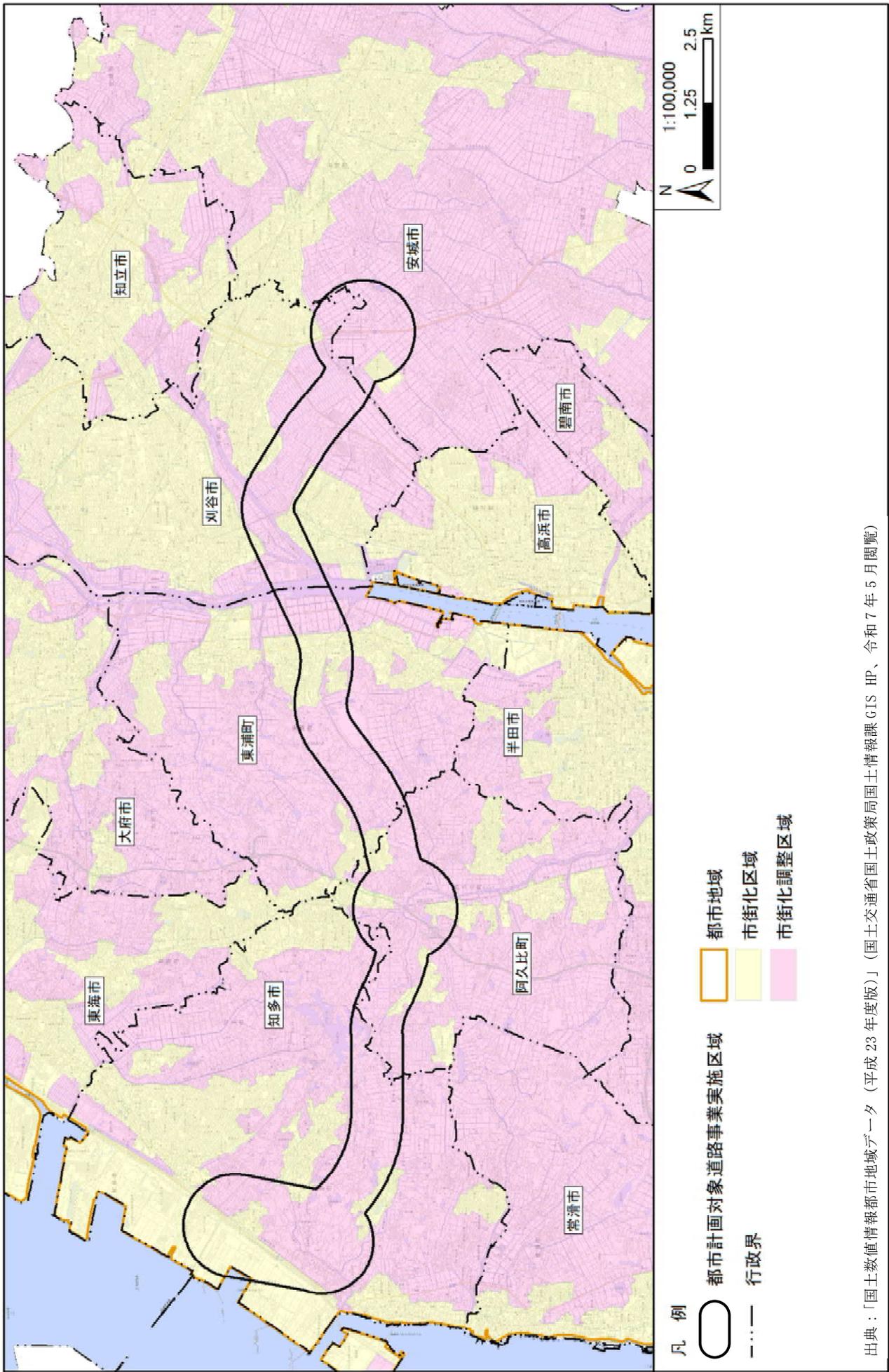
自治体	都市地域	農業地域・ 農用地区域	森林地域
知多市	○	○	○
常滑市	○	○	○
阿久比町	○	○	○
東海市	○	○	○
大府市	○	○	○
東浦町	○	○	○
半田市	○	○	○
高浜市	○	○	—
刈谷市	○	○	—
知立市	○	○	—
碧南市	○	○	—
安城市	○	○	—

注) ○は当該地域があることを示す。

出典：「国土数値情報都市地域データ（平成 23 年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

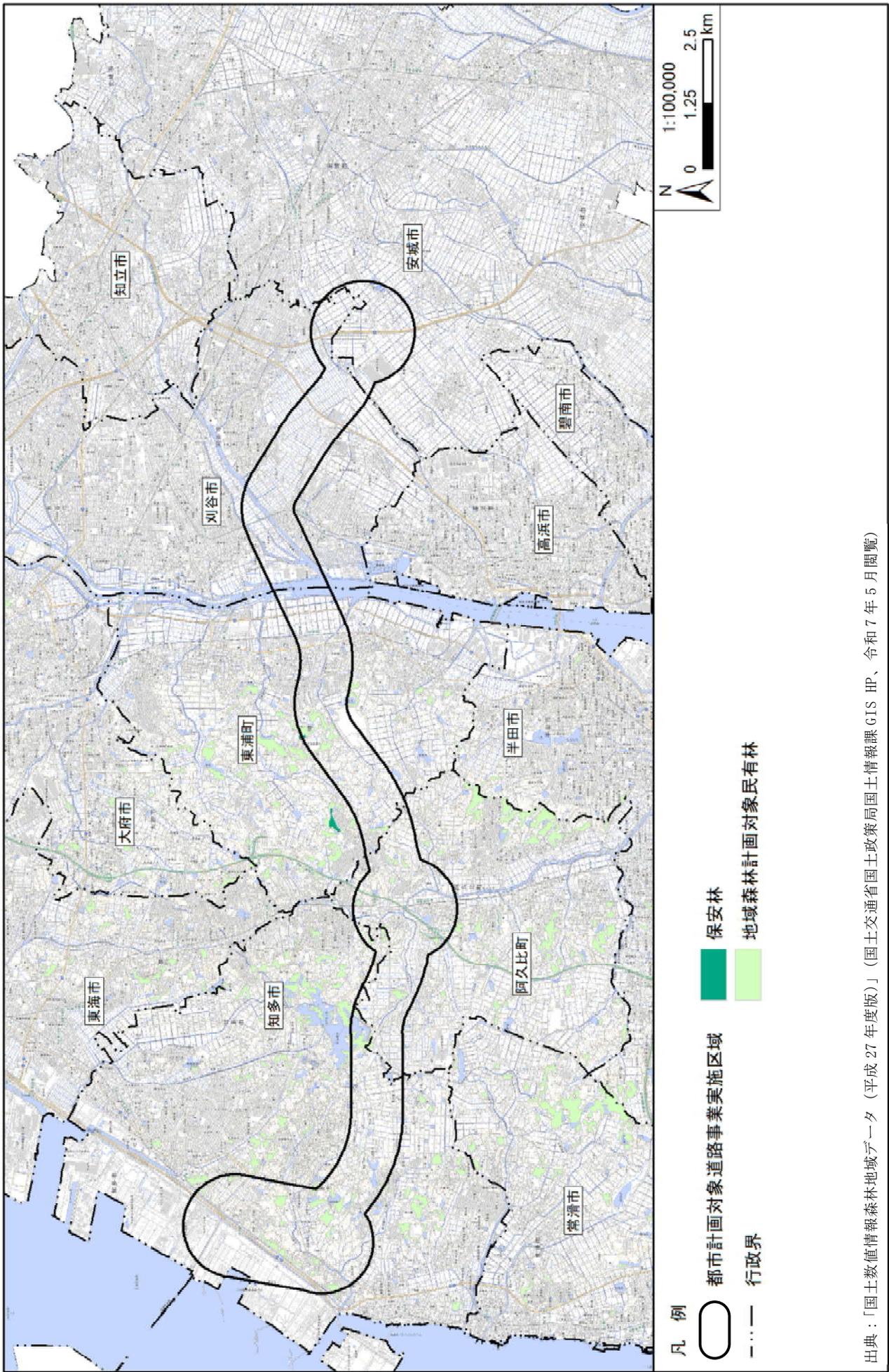
「国土数値情報農業地域データ（平成 27 年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

「国土数値情報森林地域データ（平成 27 年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）



出典：「国土数値情報都市地域データ（平成23年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課GIS HP、令和7年5月閲覧）

図 4.2-6 土地利用計画の状況（都市地域等）



出典：「国土数値情報森林地域データ（平成27年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課GIS HP、令和7年5月閲覧）

図 4.2-8 土地利用計画の状況（森林地域等）